

“人とまちが輝く^{きら}煌めきある都市”「未来に誇れる都市への挑戦」

いわき市の都市計画に関する 基本的な方針

第二次いわき市都市計画マスタープラン [計画期間：令和元年（2019年）10月から概ね20年間]

いわき市

令和元年（2019年）10月策定

目 次

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 - 1 都市計画マスタープランについて.....	1
1 - 2 改定の視点.....	2
1 - 3 計画の対象区域と計画期間.....	3
1 - 4 計画の構成.....	4
第2章 都市づくりの現況と課題	5
2 - 1 都市の歩み.....	5
2 - 2 本市の特色・強み.....	9
2 - 3 都市づくりの課題.....	16
第3章 全体構想	23
3 - 1 都市づくりの基本理念.....	23
3 - 2 将来都市像.....	26
3 - 3 都市づくりの基本方針.....	33
第4章 部門別構想	37
4 - 1 土地利用の方針.....	38
4 - 2 都市施設の方針.....	42
4 - 3 都市環境の方針.....	54
4 - 4 都市防災の方針.....	55
第5章 地域別構想	57
5 - 1 地域の区分.....	57
5 - 2 地域別構想.....	59
第6章 実現化方策	89
6 - 1 地区まちづくり計画等の策定と推進.....	89
6 - 2 都市づくりに有効な手法の選択と適用.....	90
6 - 3 計画の推進体制と進行管理.....	91
参考資料	93
計画策定の経過.....	93

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1 - 1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第十八条の二に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ったいわき市（以下、「本市」という）における都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにすることを目的としています。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)
第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2～3 (略)
4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市計画法では、都市の健全な発展と秩序ある整備、及びそれによる国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進への寄与を目的に、区域区分（市街化区域、市街化調整区域）や都市施設（都市計画道路、公園、下水道など）をはじめ様々な内容を定めていますが、都市計画マスタープランは、それら全体を包括する長期的かつ総合的な都市づくりの指針となるものです。

本市では、平成11年（1999年）に第一次となるマスタープランを策定し、その計画に基づいて着実に都市づくりを進めてきましたが、人口減少や超高齢化の進行、東日本大震災など、本市を取り巻く環境が大きく変化したことから、時代にあった都市構造の形成を目指し、新たな都市づくりの課題への対応を踏まえて、全体的に見直しを行うこととしたものです。

なお、「市総合計画」、「いわき創生総合戦略」及び福島県が策定する「いわき都市計画区域マスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）」に即するとともに、都市再生特別措置法に基づく「いわき市立地適正化計画」との調和を保ちながら関連計画との連携を図りつつ策定するものです。

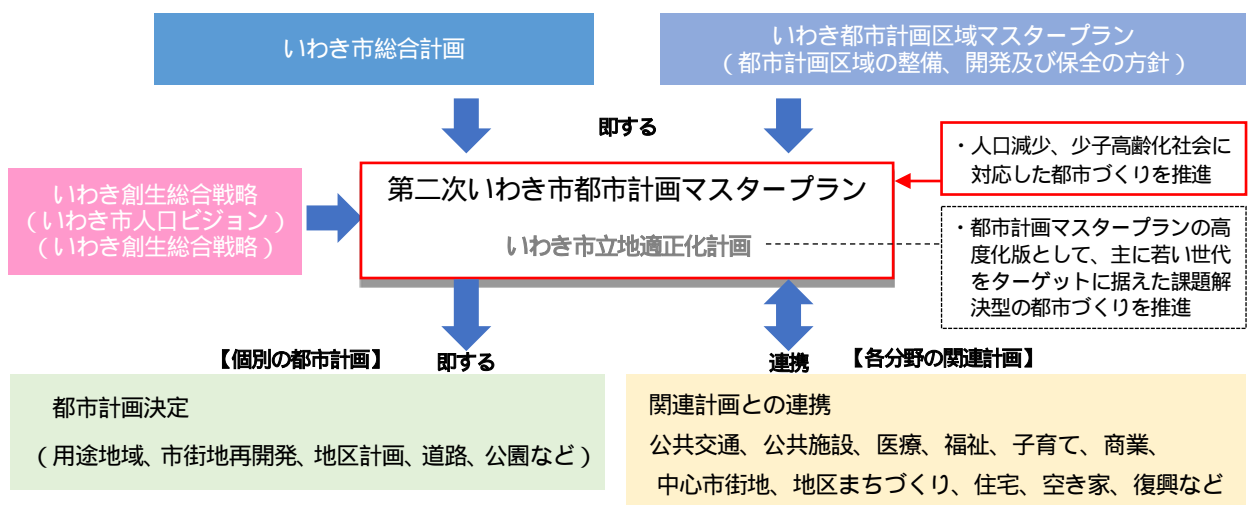


図 第二次いわき市都市計画マスタープランの位置づけ

1 - 2 改定の視点

本市では、現行のマスタープランを平成 11 年（1999 年）に策定しましたが、少子高齢化及び人口減少が急速に進んでいることや、令和元年（2019 年）のいわき都市計画区域マスタープランの策定、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災の影響による社会・経済環境の変化、都市計画に関連する各種法制度の改正等を踏まえ、以下の 2 点を重要な視点に置いて改定することとします。

1. コンパクト・プラス・ネットワーク形成に向けたまちづくり

今後の急速な人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、「市総合計画」や「いわき創生総合戦略」との整合を図りつつ、拠点機能のコンパクト化と圏域人口を確保するためのネットワーク化の形成を進めるとともに、人口減少により、経済・財政が縮小していくなかにおいても、都市として成長し続けられるよう新たな成長戦略を持った計画づくりを行います。



図 いわきのコンパクトとネットワークのイメージ

出典：新・いわき市総合計画ふるさと・いわき 21 計画 改定後期基本計画（平成 28 年 32 年度）

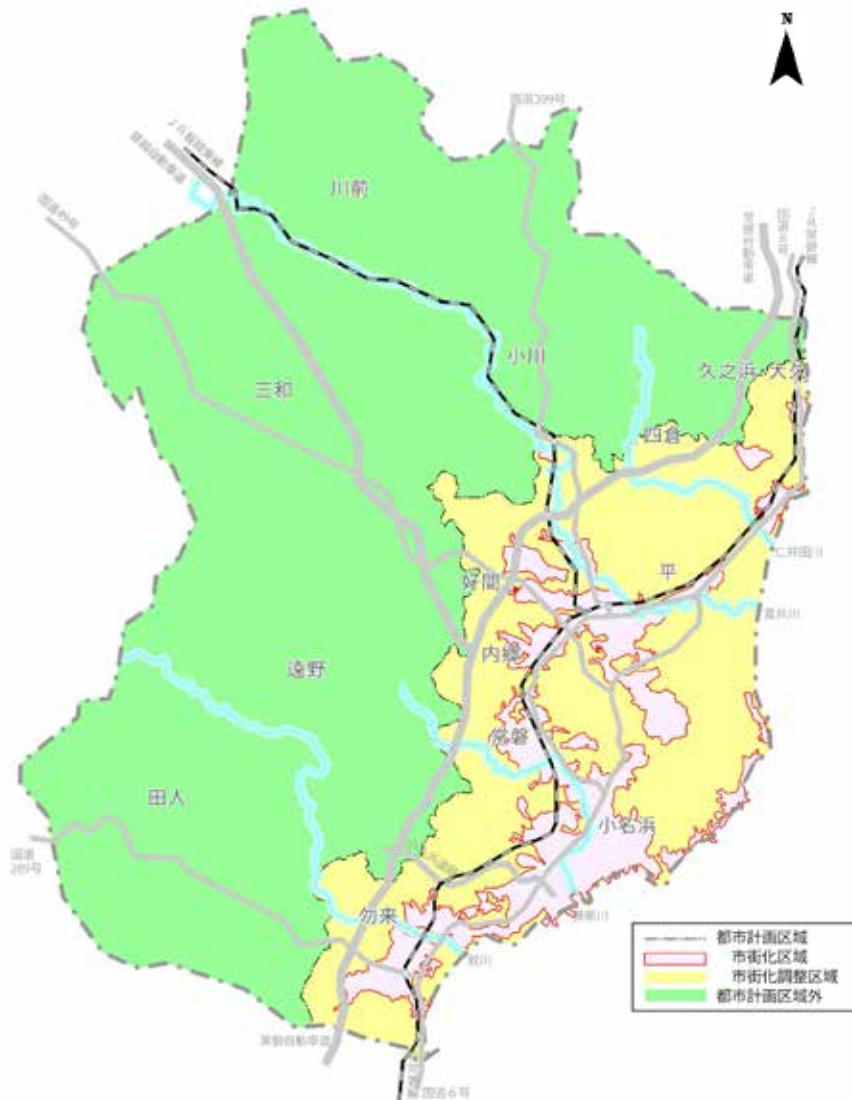
2. 安全・安心で防災性の高いまちづくり

甚大な被害をもたらした東日本大震災の経験を踏まえつつ、「福島県復興計画」などによる復興への取り組みに基づき、道路や橋梁、河川、公園、上下水道等の都市基盤、公共建築物及び民間建築物の耐震化などによる災害に強い都市基盤づくりや減災等の観点を取り入れた計画づくりを行います。

1 - 3 計画の対象区域と計画期間

1. 計画の対象区域

本市の都市計画区域面積は376.2km²であり、人口の9割以上が当該区域に居住していますが、市街地での生活や都市活動も中山間地域の自然の恩恵のもとに成り立っており、全体を俯瞰した都市づくりの必要性があることなどから、都市計画マスタープランの対象区域は、市全域の1,232.02 km²とします。



2. 計画期間

都市づくりは、長期的展望をもって継続的に進める必要があることから、計画期間は令和元年（2019年）10月から概ね20年先（2040年頃）とします。

なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

計画期間：令和元年（2019年）10月から概ね20年先（2040年頃）

1 - 4 計画の構成

都市計画マスタープランの構成は、はじめに本市における都市づくりの現況と課題を踏まえ、都市づくりの基本理念・基本姿勢や将来都市像（将来都市構造）と、その実現に向けた都市づくりの基本方針を「全体構想」として定めます。

次に、全体構想における都市づくりの方向性を踏まえ、土地利用、都市施設、都市環境等の方針を示す「部門別構想」を定めます。

さらに、市域をいくつかの地域に区分し、地域づくりの目標や方針を「地域別構想」として定めます。

最後に、都市計画マスタープランで定めた都市づくりの実現に向けた「実現化の方策」を定めます。なお、計画の具現化に向けては、このマスタープランをもとに、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」や、その他「地区まちづくり計画」、「地域づくり構想」など、庁内の関連する計画等と連携した取り組みを進めます。

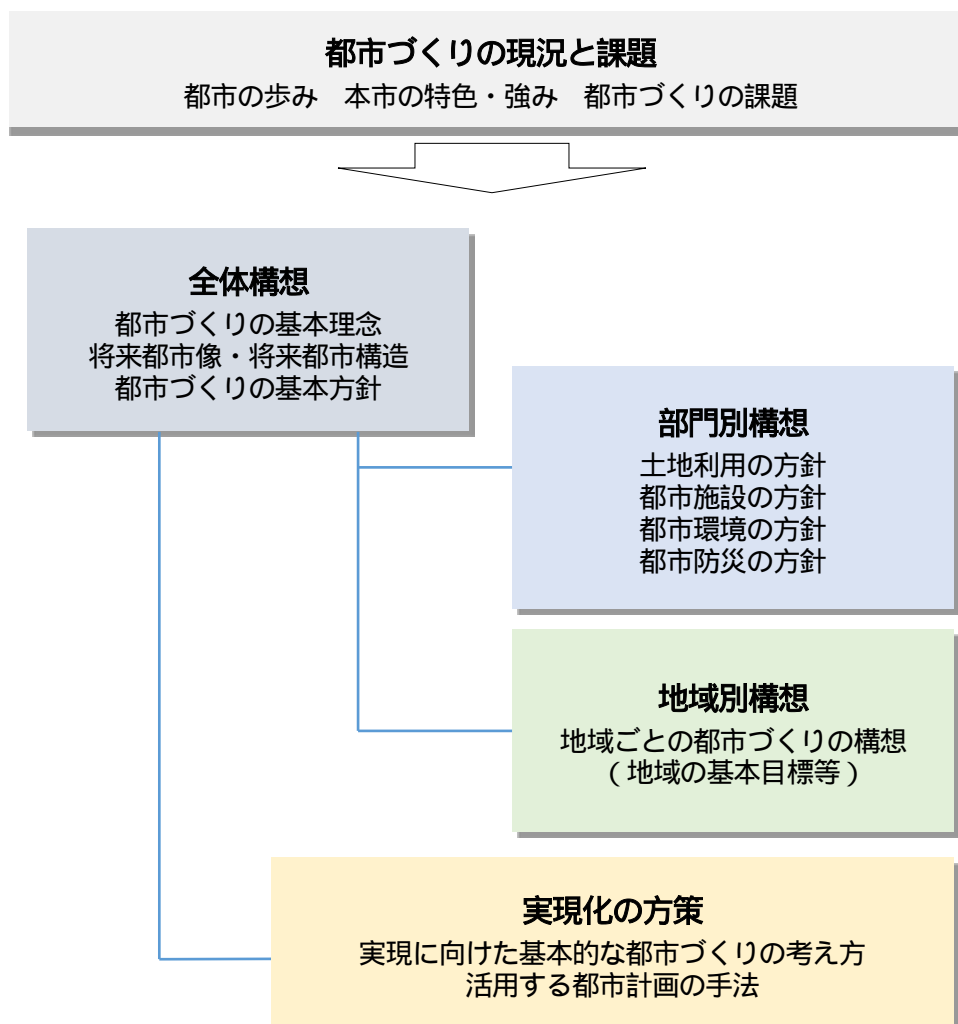


図 第二次いわき市都市計画マスタープランの構成

第2章 都市づくりの現況と課題

2 - 1 都市の歩み

1. 都市形成略史

本市は、昭和 39 年（1964 年）に「新産業都市建設促進法」に基づく『新産業都市「常磐・郡山地区」』の指定を受け、その有効かつ適切な遂行を図るため、昭和 41 年（1966 年）に 14 市町村による大同合併により誕生し、その後、高速道路網や工業団地などの社会・生産基盤の整備と工場等の積極的な誘致や平成 11 年（1999 年）の中核市への移行による行政機能の充実とともに自主・自立的な都市づくりを進めてきたところです。

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災では、多くの尊い命が失われ、社会基盤や家屋等に甚大な被害を受けましたが、その中であっても、近隣住民による助け合いや国内外からの支援を受けながら、市民・関係機関が一丸となって復興が進められてきました。

年	主な内容
昭和 41 年（1966 年）	いわき市誕生
昭和 47 年（1972 年）	「工業再配置促進法に基づく誘導地域」に指定
昭和 48 年（1973 年）	平駅ビル落成
昭和 54 年（1979 年）	いわきニュータウン起工（昭和 57 年（1982 年）分譲開始）
昭和 55 年（1980 年）	いわき好間中核工業団地が起工（昭和 60 年（1985 年）第一期分譲開始）
昭和 62 年（1987 年）	いわき明星大学開校
	小名浜港大剣埠頭にコンテナ施設竣工
昭和 63 年（1988 年）	常磐自動車道がいわき中央 I.C.まで開通
平成 5 年（1993 年）	いわき中部工業団地が起工（平成 8 年（1996 年）分譲開始）
平成 7 年（1995 年）	東日本国際大学開校
	磐越自動車道（いわき～郡山）が開通
平成 8 年（1996 年）	市の製造品出荷額等が 1 兆円を突破
平成 9 年（1997 年）	いわき・ら・ら・ミュウが開業
平成 11 年（1999 年）	中核市に移行
平成 12 年（2000 年）	「新・いわき市総合計画“ふるさと・いわき 21 プラン”」が開始
	国道 6 号常磐バイパスが全線開通
	ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）が開館
	いわき四倉中核工業団地が起工（平成 18 年（2006 年）分譲開始）
平成 14 年（2002 年）	平一丁目地区市街地再開発ビル（ティーワンビル）が開業
平成 15 年（2003 年）	市総合保健福祉センターが開所

年	主な内容
平成 19 年 (2007 年)	いわき駅前地区市街地再開発ビル (ラトブ) が開業
平成 21 年 (2009 年)	いわき芸術文化交流館 (アリオス) が開館
平成 22 年 (2010 年)	いわき駅南口駅前広場が供用開始
平成 23 年 (2011 年)	東日本大震災 マグニチュード 9.0 (いわき市において震度 6 弱) の地震、津波、原発事故により、甚大な被害を受ける
	小名浜港が国際バルク戦略港湾 (石炭) に選定
	「市復興ビジョン」の策定
	「市復興事業計画」で、津波被災地域の復興に向けた土地利用を位置づけ 小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内 (都市センターゾーン) に大型商業施設の立地決定
平成 24 年 (2012 年)	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画の策定を経て、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の計画・事業決定
平成 25 年 (2013 年)	小名浜港が「特定貨物輸入拠点港湾 (石炭)」に指定
平成 27 年 (2015 年)	災害公営住宅 1,513 戸全て完成 (平成 26 年 (2014 年) 入居開始)
	常磐自動車道全線開通
平成 28 年 (2016 年)	「いわき創生総合戦略」の策定
	いわき駅北口交通広場が供用開始
平成 30 年 (2018 年)	小名浜に大型商業施設が開業
	震災復興土地区画整理事業地 (薄磯、久之浜、小名浜港背後地、小浜、岩間) で換地処分
	いわき市医療センターが開院
平成 31 年 (2019 年)	震災復興土地区画整理事業地 (豊間) で換地処分



小名浜復興まちびらき碑 除幕式

2. 都市計画等の変遷

本市では、昭和42年に「いわき都市計画区域」を、昭和45年には区域区分の決定を行い、無秩序な市街化の防止と良好な市街地の形成を図っています。

また、平成4年（1992年）の都市計画法改正により都市計画マスタープランが規定され、本市においても平成11年（1999年）3月に「いわき市都市計画マスタープラン」を策定し、計画的な都市づくりを推進しています。

さらに、平成26年（2014年）には、都市再生特別措置法の改正により「コンパクト+ネットワーク」の都市構造を目指すことが明確化され、立地適正化計画と調和のとれた都市計画マスタープランの作成が求められています。

いわき市の動向

年	主な内容
昭和42年（1967年）	いわき都市計画区域の指定（平・内郷・常磐・磐城・勿来・四倉・久之浜を統合）
昭和43年（1968年）	都市計画法（新法）公布（区域区分、開発許可制度等の導入）
昭和45年（1970年）	区域区分の決定（市街化区域・市街化調整区域）
昭和48年（1973年）	用途地域の細分化（4・8用途地域）
昭和48年（1973年）	新用途地域の決定（8用途地域を指定 ¹ ）
昭和53年（1978年）	第1回定期見直し（区域区分等の見直し）
昭和55年（1980年）	都市計画法・建築基準法改正（地区計画の創設）
昭和59年（1984年）	第2回定期見直し（区域区分等の見直し）
平成4年（1992年）	都市計画法・建築基準法改正（市町村マスタープランの策定を規定） （用途地域の細分化（8・12用途地域））
平成4年（1992年）	第3回定期見直し（区域区分等の見直し）
平成8年（1996年）	新用途地域の決定（11用途地域 ² を指定）
平成11年（1999年）	いわき市都市計画マスタープランの策定
平成12年（2000年）	都市計画法・建築基準法改正（都市計画区域マスタープランの規定等）
平成13年（2001年）	第4回定期見直し（区域区分等の見直し）
平成14年（2002年）	都市計画法・建築基準法改正（都市計画提案制度の創設）
平成16年（2004年）	いわき都市計画区域マスタープランの策定 第5回定期見直し（区域区分等の見直し）
平成18年（2006年）	まちづくり三法（都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）の見直し（商業地域等以外の大規模集客施設の立地制限等）
平成26年（2014年）	市街化調整区域における地区計画制度の運用基準を施行
平成26年（2014年）	都市再生特別措置法の改正 （立地適正化計画制度の創設 コンパクト+ネットワーク形成の推進）
平成29年（2017年）	内閣府による「いわき市中心市街地活性化基本計画」の認定
平成30年（2018年）	用途地域に「田園住居地域」が追加
令和元年（2019年）	いわき都市計画区域マスタープランの策定 第6回定期見直し（区域区分等の見直し）

1 第一種住専、第二種住専、住居地域、近商地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工専地域

2 第一種低層地域、第一種中高層地域、第二種中高層地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業地域、準工業地域、工業地域、工専地域

3. 土地利用の変遷

本市における土地利用の変化を見ると、都市計画区域内での建物用地の増加、中山間地域での田畑の減少といったことがうかがえます。



昭和 51 年 (1976 年)



平成 3 年 (1991 年)



平成 18 年 (2005 年)



平成 25 年 (2014 年)



図 土地利用の変遷

出典：国土数値情報

2-2 本市の特色・強み

本市は、西方に阿武隈高地、東方に太平洋が位置し、豊かな自然環境に恵まれ、複数の河川流域にまたがって市街地が分布しています。また、炭鉱のまちから新産業都市への転換、合併の経緯により個性ある地区が分散して位置するなど、これまでの都市の成り立ちに由来する特色があります。

平成 23 年（2011 年）には、東日本大震災の被災地となりましたが、復興創生の過程の中でも、引き続き、福島県の浜通り地方随一の都市として、多彩な観光資源や自立した経済・生活圏を形成しています。

以下に、本市の特色・強みについて、「ひと」「まち」「しごと」の3つの観点から整理します。

1. ひと

1) 仙台市に次ぐ東北第2位を誇る人口

本市は、仙台市に次ぐ東北第2位の人口（350,237人：平成27年（2015年）時点）を有しています。

過去、約50年間の人口動向を見ると、昭和45年（1970年）以降、増加傾向にありましたが、平成7年（1995年）の360,598人をピークに減少傾向に転じています。

なお、平成27年（2015年）は東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者の受け入れ等により、一時的に人口が増加している状況となっています。

表 東北地方の主要都市人口の順位

順位	都市名	人口
1位	仙台市	1,082,159
2位	いわき市	350,237
3位	郡山市	335,444
4位	秋田市	315,814
5位	盛岡市	297,631
6位	福島市	294,247
7位	青森市	287,648
8位	山形市	253,832
9位	八戸市	231,257
10位	弘前市	177,411

出典：国勢調査（平成27年）

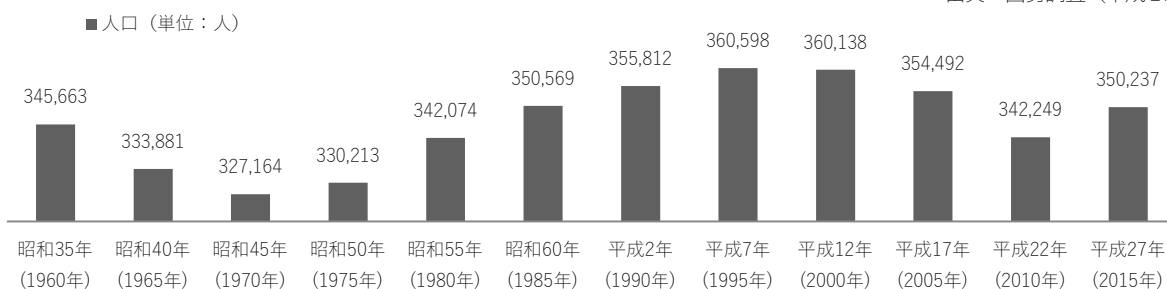


図 1960年～2015年のいわき市の人口推移

出典：国勢調査

また、本市の人口の94%が都市計画区域内に居住し、うち、市街化区域の人口割合は82%となっています。

行政区域における市街化区域の割合は8.2%（10,064/123,202ha）※となっていることから、市域における8.2%の土地に人口の約8割が居住しています。

※ 平成27年国勢調査時点

表 いわき市の区域別人口

区域名	面積 (単位：ha)	人口 (単位：人)	人口割合 各区域の人口 ÷ 行政区域内人口
行政区域	123,202	350,237	—
都市計画区域	37,617	328,572	94%
市街化区域	10,064	285,622	82%
市街化調整区域	27,553	42,950	12%

出典：平成27年国勢調査

2) 高い自市内就業・通学率

本市に居住する就業者・学生の約9割が市内の勤務先・学校等に通勤、通学しており、自市内就業・通学率が高くなっています。

このことから、市民の日常生活圏が、ほぼ市内で完結しているという、広域都市ならではの特徴がみられます。

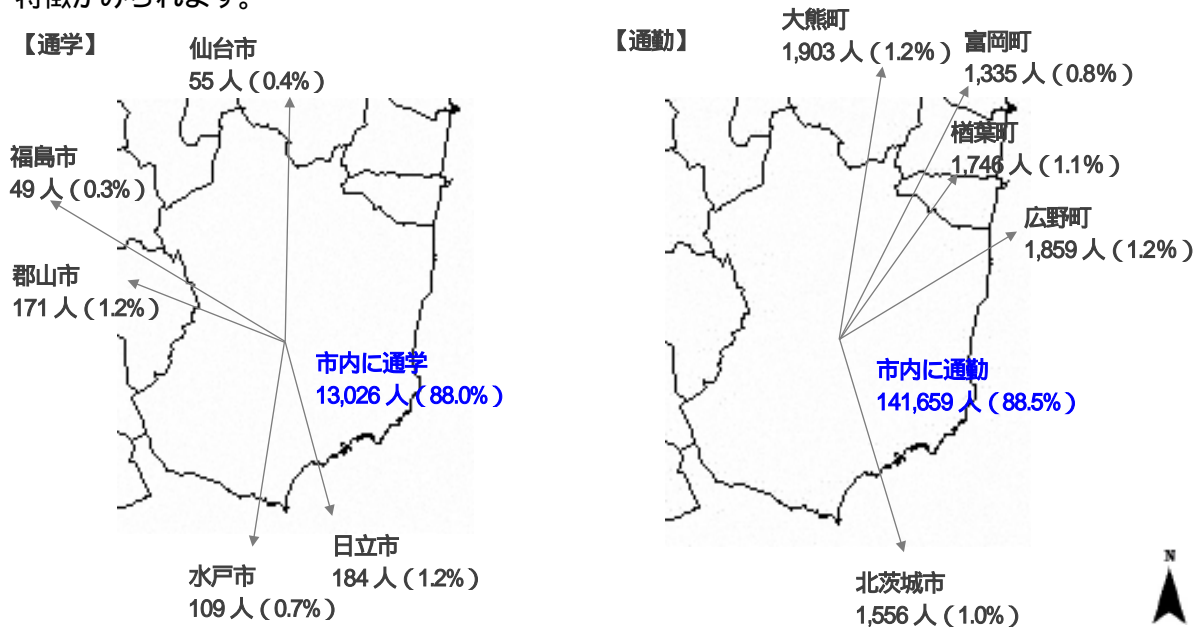


図 通勤通学流動状況

出典：平成27年国勢調査

3) 市民の高い共創意識

本市では、共創のまちづくりを推進するため、市民と市が果たすべき役割や、まちづくりの基本的な考え方を規定した「いわき市以和貴まちづくり基本条例」を平成29年(2017年)3月30日に公布・施行しています。

また、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉地区では、市と各地区のまちづくり団体の協働により「地区まちづくり計画」を策定しています。なお、それ以外の地区では、各地区のまちづくり団体等がまちづくりに関する「地域づくり構想」等を策定しています。

平地区においては、国から「いわき市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、各種事業を展開しています。

さらに、東日本大震災からの復興と将来に向けた新しいまちづくりを進めるため、「久之浜・大久」、「沼ノ内・薄磯・豊間」、及び「小浜・岩間」地区においては、地区と行政が協働で「復興グランドデザイン」を策定しています。



図 市以和貴まちづくり基本条例パンフレット



図 地区まちづくり計画



図 復興グランドデザイン

2. まち

1) 広域多核型の都市構造

5市4町5村の合併により誕生した本市は、広大な市域に都市機能の集積地が分散する多核型の都市構造を持っています。

都市計画区域内においては、商業、工業、港湾のほか、保健・医療・福祉機能などの集積地が多く位置しています。また、中山間地域を含め市域全体に観光資源が点在しており、各地域が独自の歴史や文化を育んできていることも本市の特徴のひとつです。

2) 浜通り地方最大の都市活動拠点

本市の都市活動の指標のひとつである「製造品出荷額等」や「年間商品販売額」は、福島県浜通り地方全体の7~8割（福島県内の2割弱程度）を占め、浜通り地方最大の都市活動拠点となっています。

また、国・県の出先機関も多く立地しており、広域的な拠点機能を有しています。

表 市内製造品出荷額等のシェア率

区分	製造品出荷額等	年間商品販売額
(単位)	億円	億円
(A)いわき市	9,551	8,026
(B)浜通り	12,440	9,746
(C)福島県	49,157	41,986
浜通りシェア A/B(%)	76.8	82.4
県内シェア A/C(%)	19.4	19.1

出典：「ひと目でわかる福島県の指標 2018（福島県）」



図 市内の商工業、観光地等の集積地

出典：商工業等の集積状況を基に市が作成

表 市内における国及び県の行政機関一覧

所管	主な機関名
国土交通省	磐城国道事務所、小名浜港湾事務所、海上保安庁第二管区海上保安本部福島海上保安部 など
法務省	福島地方法務局いわき支局、福島刑務所いわき拘置支所、福島地方検察庁いわき支部・いわき区検察庁 など
財務省	小名浜税関支署、いわき税務署
厚生労働省	福島労働局いわき労働基準監督署、いわき公共職業安定所、小名浜公共職業安定所、勿来公共職業安定所 など
農林水産省	福島農政局いわき統計・情報センター、林野庁関東森林管理局磐城森林管理署
防衛省	自衛隊福島地方協力本部いわき地域事務所
福島県	いわき地方振興局、いわき建設事務所、いわき農林事務所、水産事務所、いわき教育事務所、水産試験場など

3) 恵まれた広域交通ネットワーク

本市では、平成 27 年（2015 年）に全線開通した常磐自動車道をはじめ、磐越自動車道、JR 常磐線、JR 磐越東線等の恵まれた広域交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR 常磐線が東京～仙台に至る太平洋沿岸に位置する南北の幹線であり、JR 磐越東線はいわき～郡山を連絡する東西の幹線になっています。

路線バスは、新常磐交通（株）により国道 6 号及び主要地方道小名浜平線を中心に運行されています。

道路交通は、常磐自動車道や磐越自動車道のほか、国道や主要地方道、県道により地域内の幹線道路ネットワークを形成しています。

また、現在建設中の小名浜道路の開通により、国際物流港湾である小名浜港へのアクセス性が格段に向上することとなり、首都圏等からの広域連携が促進され、交流人口の増加や企業活動の活性化が期待されています。



図 主要な交通ネットワーク
出典：鉄道及び道路網等を基に市が作成

4) 豊かな自然環境と美しい海岸景観資源

本市の土地利用は山林が約 70%を占めており、宅地は約 6%となっています。宅地の周辺には田畑による田園風景が見られ、豊かな自然環境が広がっています。

市域西方の阿武隈高地の山林、自然の織りなす渓谷美を誇る夏井川や鮫川などの河川、市域東方には約 60km にわたる海岸線など、多様な自然的土地利用と美しい景観資源を有しています。

また、年平均気温が約 14.5 と年間を通して温暖で、寒暖の差が少なく、日照時間も長いなど恵まれた気象条件を有しています。

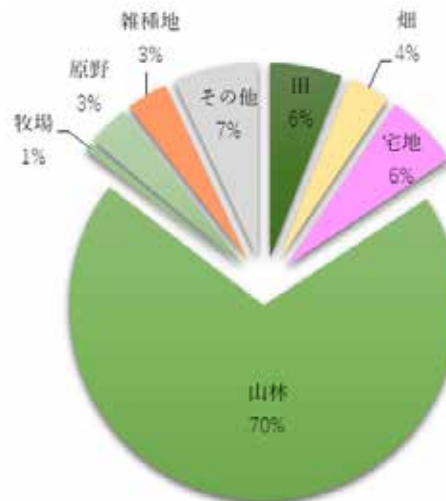


図 本市の土地利用構成
出典：いわき市統計書



いわき市の美しい海岸（薄磯）

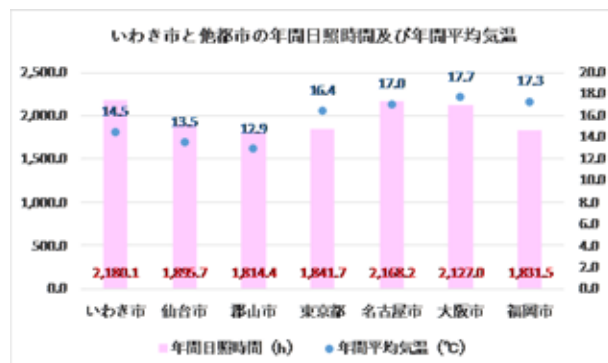


図 本市の平均気温（2016 年）と日照時間（1981～2010 年）
出典：各都市の統計書

5) 数多く残る歴史遺産や産業遺構

本市には、福島県唯一の国宝建造物である白水阿弥陀堂のほか、歴史を伝える文化遺産、建造物などが多く残っています。

また、近代以降の炭鉱の歴史に関する産業遺構などが随所に残されているほか、一部の地域では城下町や港町の歴史的街並みが残っています。



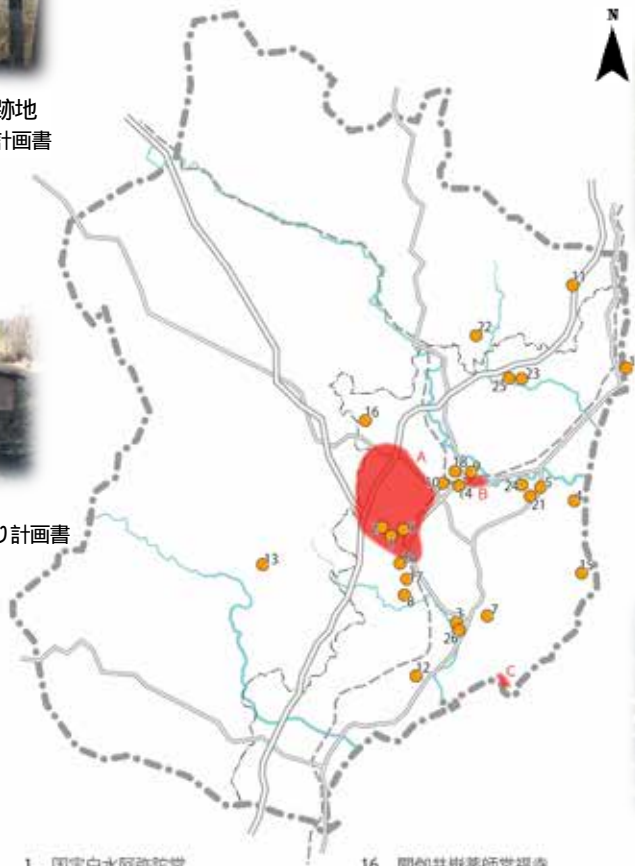
国宝白水阿弥陀堂
出典：内郷地区まちづくりグランドデザイン



常磐炭礦内郷礦中央選炭工場跡地
出典：内郷地区まちづくり計画書



湯長谷藩館跡
出典：常磐湯本地区まちづくり計画書



磐城平城跡（丹後沢公園）



平市街地の歴史的建造物

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 国宝白水阿弥陀堂 | 16 間伽井嶺業師常福寺 |
| 2 みろく沢石炭の道 | 17 金刀比羅神社 |
| 3 住吉徳崖仏(市指定史跡) | 18 飯野八幡宮 |
| 4 根岸官街遺跡群(国指定史跡) | 19 波立業師(波立寺) |
| 5 甲塚古墳(国指定史跡) | 20 温泉神社 |
| 6 内郷山神社跡・相撲場跡 | 21 大國魂神社 |
| 7 御代の大仏(市指定有形文化財) | 22 八基業師(八基寺) |
| 8 湯長谷藩館跡 | 23 恵日寺 |
| 9 磐城平城本丸跡 | 24 専称寺 |
| 10 飯野平城跡(大館城跡)(市指定史跡) | 25 兼王寺 |
| 11 西条八十の詩碑(誰が故郷を想わざる) | 26 住吉神社 |
| 12 泉城跡 | A 常磐炭田関連の遺構が多数残るゾーン |
| 13 上達野城跡(八潮見城)(市指定史跡) | B 城下町の名残の歴史的建造物が点在するゾーン |
| 14 天田愚庵の庵 | C 港町の歴史的街並みが一部残るゾーン |
| 15 中田横穴(国指定史跡) | |

3. しごと

1) 東北地方有数の工業集積地

本市は、昭和39年（1964年）に新産業都市に指定されて以降、臨海部、内陸部に多くの工業団地を整備し、高速道路網や小名浜港の充実も追い風となり、国内外へ出荷する製造業を中心とした多様な業種の企業が多く立地しています。

製造品出荷額等及び工業事業所数は東北地方第1位 となっています。

平成29年工業統計調査



いわき好間中核工業団地
出典：中小機構ホームページ



いわき四倉中核工業団地
出典：福島県ホームページ

2) 地域産業を支える重要港湾小名浜港

重要港湾小名浜港は、港湾背後の工場群を支え、国際・国内物流の拠点となす重要な社会基盤となっています。

取扱貨物量は、東日本大震災で一時的に落ち込みましたが、現在は震災前以上に増加しています。平成23年（2011年）には、国から「国際バルク戦略港湾（石炭）」に選定され、現在、東港の整備が進められています。



小名浜港

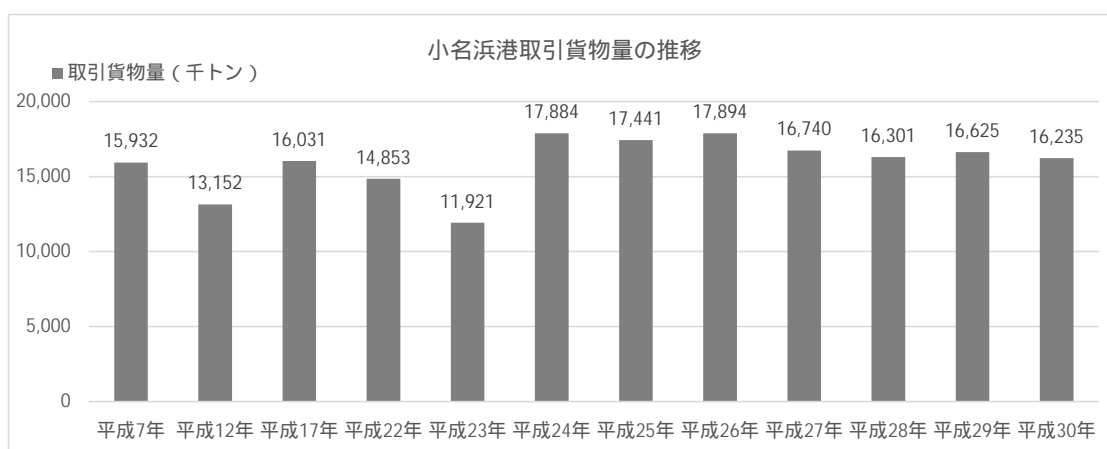


図 小名浜港取扱貨物量の推移 出典：小名浜港統計年報（福島県）

3) 多彩な観光資源と県内有数の観光交流人口

本市は、海や山などの自然、温泉・レジャー施設、歴史・文化施設など多彩な観光資源を持ち、県内でも有数の観光地域になっています。

観光交流人口は、東日本大震災で一時的に400万人/年程度に落ち込みましたが、近年では800万人/年程度(福島県全体の15%程度)にまで復調しています。

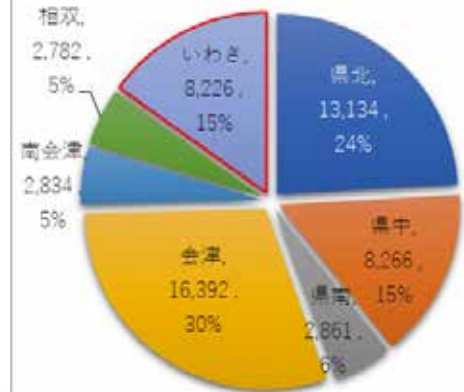


図 福島県地域別の観光客入込状況 (平成29年)
出典:「福島県観光客入込状況(平成29年)福島県」



アクアマリンふくしま



遠野オートキャンプ場
出典:遠野オート
キャンプ場ホームページ



塩屋埼灯台

- | | | |
|------------------------|-------------------|------------------------------|
| ● 海の観光施設 | ● 温泉関連施設 | ● 都市型観光施設 |
| 1 アクアマリンふくしま | 21 いわき湯本温泉郷 | 41 いわき市観光物産センター(いわき・ら・ら・ミュウ) |
| 2 塩屋埼灯台 | 22 大型温泉娯楽施設 | 42 いわき市立美術館 |
| 3 いわき新舞子ハイツ | 23 いわきゆったり館 | 43 いわき市フラワーセンター |
| ● 山の観光施設 | 24 JRA馬の温泉 | 44 いわき公園 |
| 11 夏井川渓谷・背戸岨郷・キャンプ場 | ● 歴史・文化施設 | 45 いわき市暮らしの伝承郷 |
| 12 四時川渓谷 | 31 いわき市石炭・化石館 | ● 海水浴場 |
| 13 いわきの里鬼ヶ城 | 32 いわき市アンモナイトセンター | 51 勿来海水浴場 |
| 14 遠野オートキャンプ場 | 33 いわき市草野心平記念文学館 | 52 四倉海水浴場 |
| 15 湯の岳 | 34 国宝白水阿弥陀堂 | 53 薄磯海水浴場 |
| 16 水石山 | 35 勿来の関・勿来関文学歴史館 | 54 久之浜・波立海水浴場 |
| 17 芝山自然公園・芝山キャンプ場・芝山牧場 | 36 いわき市考古資料館 | ● その他観光施設 |
| | 37 沼之内弁財天と賢沼 | 61 三崎公園(いわきマリンタワーほか) |
| | 38 磐城平城本丸跡 | 62 いわき市海竜の里センター |
| | | ● ゴルフ場 |

2 - 3 都市づくりの課題

今後の都市づくりにおいては、本市の特色・強みを活かしながら、本市が抱える課題に対処していくことが重要です。

ここでは、「ひと」「まち」「しごと」の3つの観点から都市づくりの課題について整理します。

1. ひと

1) 市街地内の人口密度の維持

本市における令和22年(2040年)頃の人口は、約100年前(昭和10年(1935年))と同水準の約23万人程度となり、高齢化率は4.5%から42.8%と著しく高くなることが予想されています。

そのため、今後の人口減少や世帯数の減少に伴って市街地の人口密度は低下し、一定の人口密度により立地できていた医療、福祉、商業等をはじめとする日常生活サービス施設の存続が困難になるほか、税収の減少による行政サービス水準の低下や労働力の不足など、製造業や建設業をはじめとする各種産業に影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、市街地内の人口密度を維持していくことが課題としてあげられます。



賑わいが失われつつある温泉街



人通りの少ない商店街

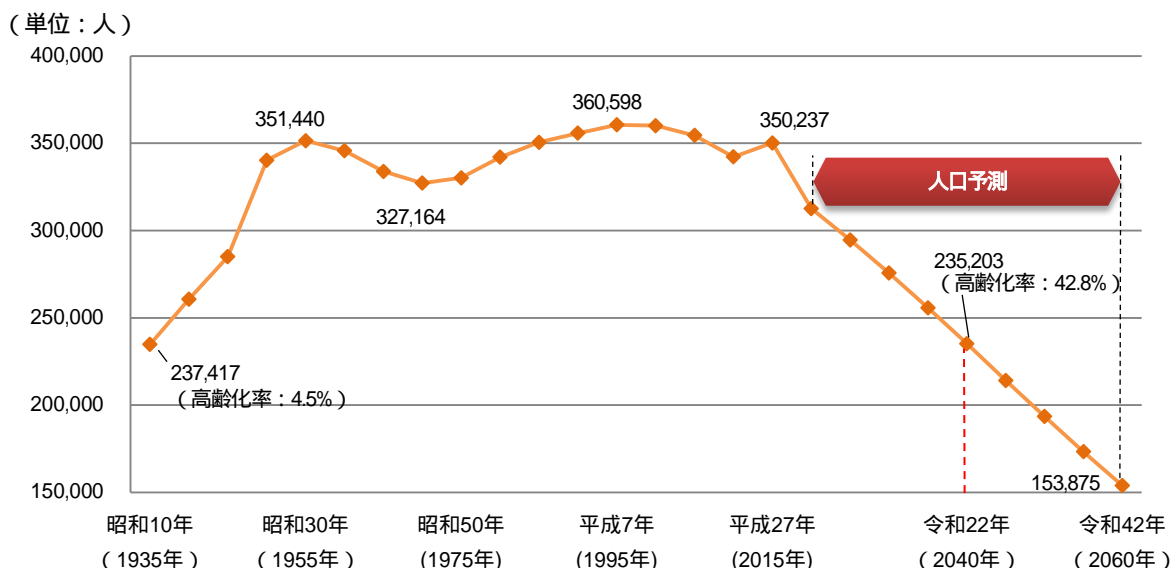


図 いわき市の人口の推移と予測 出典：国勢調査、いわき創生総合戦略
注)人口推計値は、2010年国勢調査結果を基に算出。

2) 中山間地域の集落コミュニティの維持

本市の中山間地域では、令和22年(2040年)において、平成22年(2010年)と比較して6割を超える人口減少が見込まれており、集落の維持が困難になることが懸念されます。

また、人が居るからこそ守られてきた自然環境の維持や、共助による災害対応力の低下も懸念されます。

そのため、中山間地域における集落コミュニティの維持の方策を見出すことが課題としてあげられます。



川前地区上桶売

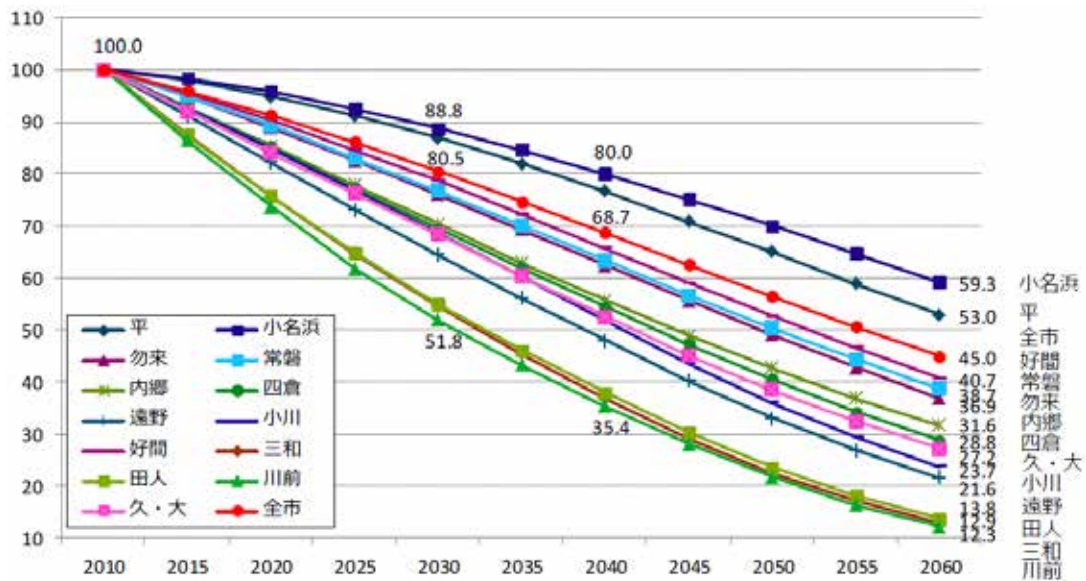


図 2010年を100としたときの各地区人口変化の推移(独自推計)

出典:いわき創生総合戦略

3) 若い世代の流出抑制

本市における高校生の卒業後の進路状況をみると、毎年度約 2,000 人（卒業者の 6～7 割）が市外に進学・就職しています。そのため、若い世代の流出が続くことにより、今後、急速に進む超高齢社会を支えていくことが困難になることが懸念されます。

また、平成 27 年（2015 年）と令和 22 年（2040 年）（推計）の人口ピラミッドを比較すると、令和 22 年（2040 年）には若い世代が一層少なくなり、高齢者層の相対的割合（高齢化率）がさらに高くなると予測されています。

そのため、若い世代の流出を抑制し、人口構造の改善を図っていくことが課題としてあげられます。

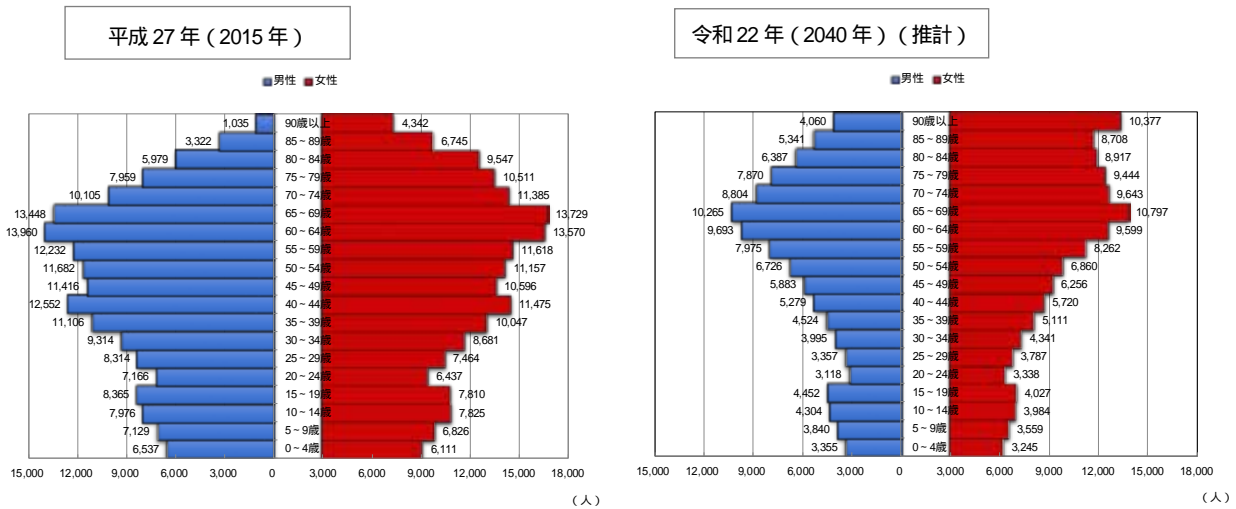


図 本市の人口ピラミッド（平成 27 年（2015 年） 令和 22 年（2040 年））

出典：平成 27 年国勢調査（不詳者を除く）いわき創生総合戦略 - 基準推計

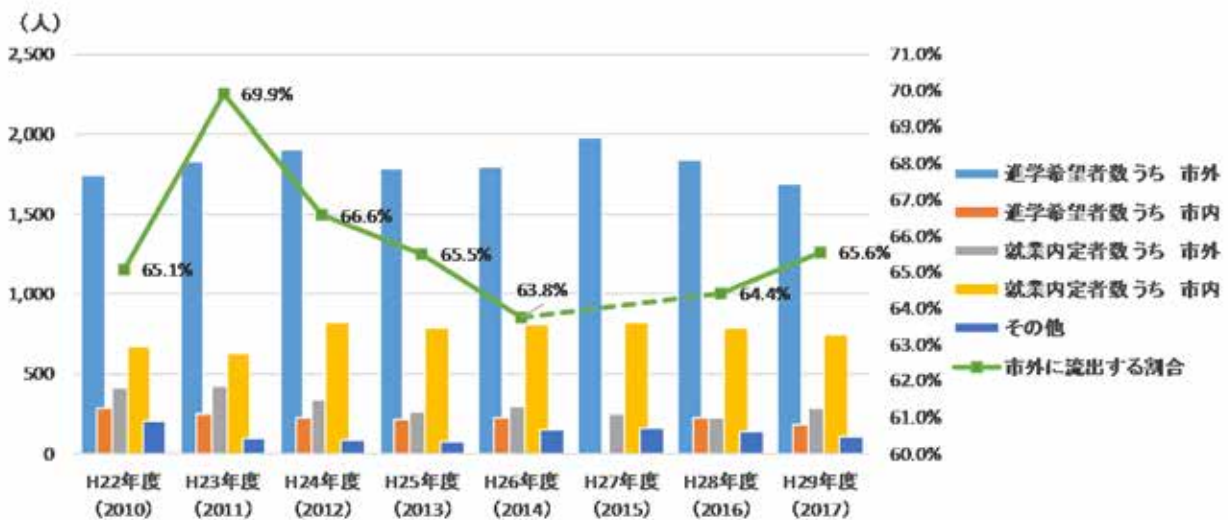


図 市内高校生の卒業後の進路状況

出典：いわき創生総合戦略

注）平成 27 年度は進学希望者の内訳を調査していないため不明。

2. まち

1) 市街地の空洞化抑制

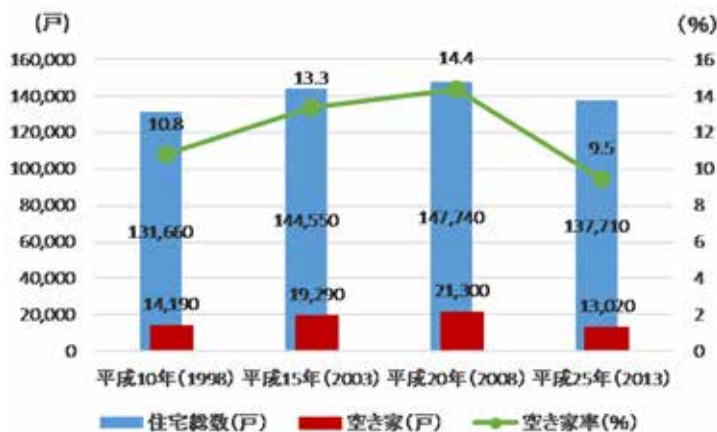
本市における空き家数、空き家率は、震災の影響で一時的に減少も見られますが、今後の人口減少、それに伴う世帯数の減少によりさらに増加することが想定されます。

また、空き家が増加すると、都市の景観や治安の悪化、崩壊や火災発生といった防災・防犯上の問題等が発生し、都市環境の悪化が懸念されます。

そのため、空き地や駐車場、空き家等の低未利用地の有効利用を図るなど、市街地の空洞化を抑制していくことが課題としてあげられます。



老朽化している公共施設



人通りが少ない日中の平中心市街地

図 空き家数と空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

2) 持続可能な公共交通ネットワークの構築

本市においては、利便性の高い基幹的公共交通路線沿いの徒歩圏人口カバー率が全国平均に比べて著しく低く、鉄道やバスといった公共交通が利用しにくい都市構造となっています。

今後、人口減少により、鉄道やバス利用者の減少が予測される中では、鉄道やバスの運行本数が減少し、さらに利便性が低下することが懸念されます。そのため、基幹的な公共交通路線沿いの人口密度を維持するとともに、まちづくりと連携しつつ、利用者需要と運行サービスの調和が図られた持続可能な公共交通ネットワークを構築していくことが課題としてあげられます。

表 平成22年(2010年)における基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

基幹的公共交通路線の 徒歩圏人口カバー率(カバー人口)	いわき市	全国平均
	22.9% (78,375人)	55%

【備考】徒歩圏は、鉄道駅から半径800m、バス停から半径300mとして設定。
基幹的公共交通路線は、片道日30本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線

出典：平成28年いわき市都市構造分析調査

3) 過度に車に頼らない日常生活の確保

本市においては、日常生活における移動手段として全ての年齢層で自家用車利用（自分で運転と家族等による送迎）が7割を超えています。

今後、高齢化の更なる進行により、運転が困難となる市民が増加することで日常生活に支障をきたすことが懸念されます。

そのため、過度に車に頼らない日常生活を確保していくことが課題としてあげられます。

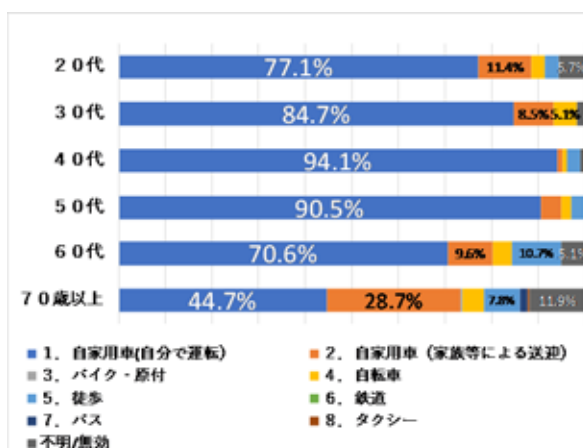


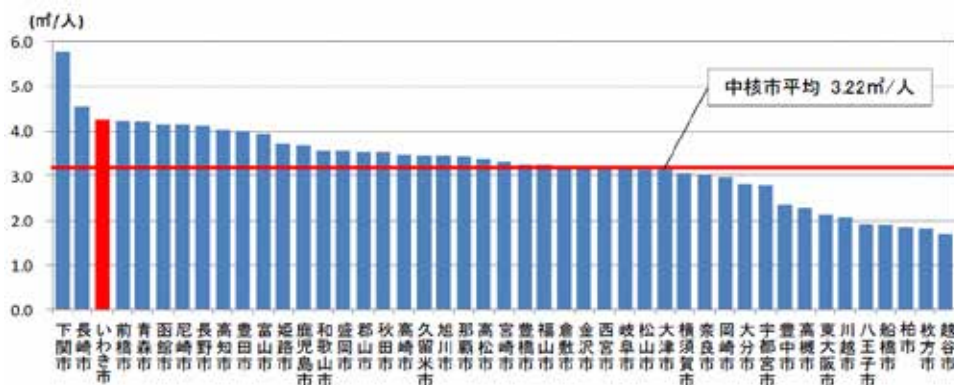
図 日常生活において利用する交通手段

出典：平成29年市民意向調査

4) 公共施設の維持・再編

本市における市民一人当たりの公共施設延床面積は、中核市平均と比較して大きくなっており、今後、維持管理費の増加や人口減少に伴い、財政負担・市民負担が大きくなることが懸念されます。

そのため、施設の集約化や長寿命化等の対策による公共施設の維持・再編が課題としてあげられます。



※ 公共施設状況調査（総務省公表 2014年（平成26年）3月31日現在）に基づく。
（行政財産と普通財産の合計値、人口は2015年（平成27年）国勢調査人口で計算）

図 公共施設（建築物）の延床面積の全国中核市との比較

出典：いわき市公共施設等総合管理計画

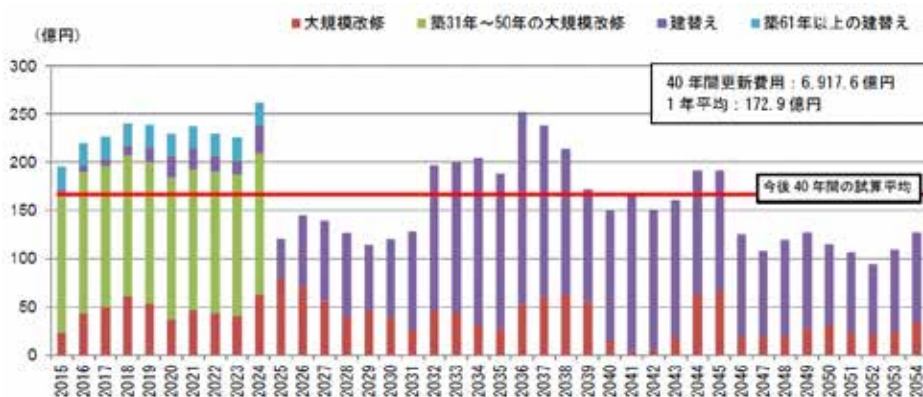


図 将来の更新費用の推計結果（建築物）

出典：いわき市公共施設等総合管理計画

5) 環境負荷の低減

本市の市民一人当たりの自動車 CO2 排出量は年間で 1.10t であり、概ね 30 万人都市の平均と比較して高くなっています。今後も自家用車への高い依存が続くことにより、温室効果ガスの排出量が増加していくことが懸念されます。

そのため、公共交通の利用促進などの取り組みを通じて、環境負荷を低減していくことが課題としてあげられます。

表 一人当たりの自動車 CO2 排出量 (市・全国平均・30 万人都市)

いわき市	全国平均	概ね 30 万人
1.10t/年	1.11t/年	0.88t/年

出典：平成 28 年いわき市都市構造分析調査

3. しごと

1) 農林水産業の活性化

本市においては、第一次産業就業者の減少が続いている中、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、さらに第一次産業の活力低下が懸念されます。

そのため、農林水産業の活性化が課題としてあげられます。

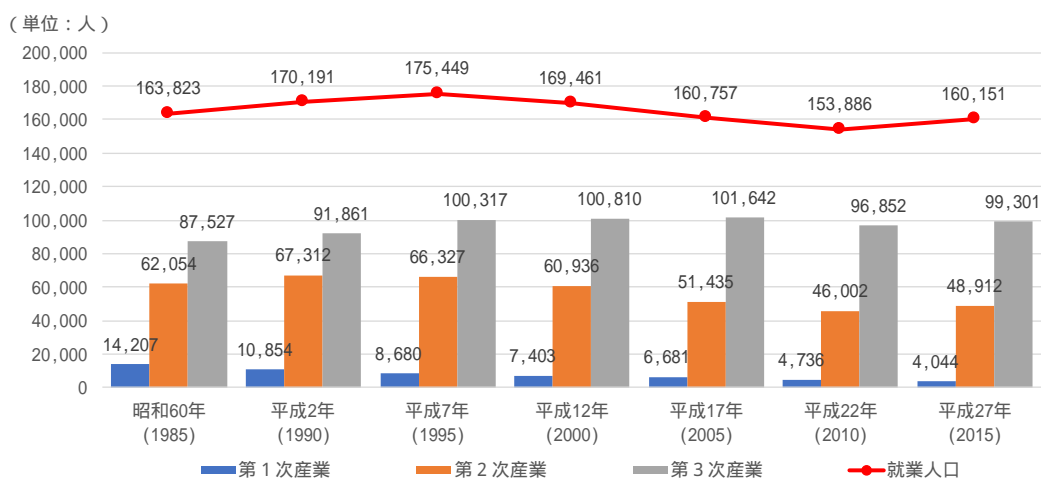


図 産業別就業者数の推移 (1985年 - 2015年)

出典：国勢調査

2) 第二次、第三次産業の活性化

本市においては、東日本大震災からの復興需要により、建設業を中心に市内総生産が増加するとともに、震災後は下落基調にあった本市の基盤産業である製造業は、近年では震災前の水準まで回復していますが、今後、復興需要が終息することにより市内経済を牽引していた建設業やサービス業を中心とする第三次産業への影響が懸念されます。

また、観光交流人口は、震災後約 800 万人程度で推移しており、震災以前(約 1,000 万人/年)の水準には戻っていない状況であることから、様々な産業への影響が懸念されます。

そのため、第二次、第三次産業の活性化が課題としてあげられます。



いわき湯本温泉



スパリゾートハワイアンズ

出典：いわき観光情報サイトホームページ

表 市内総生産（GDP）の推移

赤字：増加

(単位：百万円)

年度	市町村内 総生産	県内総生産 に対する 構成比(%)	第1次産業	第2次産業			第3次産業	輸入品に 課される税 ・関税等	
				鉱業	製造業	建設業			
平成22年度(2010)	1,151,313	16	12,516	389,063	534	337,778	50,751	745,286	4,449
平成23年度(2011)	1,127,993	17	10,277	355,913	598	271,485	83,829	755,642	6,162
平成24年度(2012)	1,175,209	17	10,317	374,988	760	257,846	116,383	784,470	5,433
平成25年度(2013)	1,232,709	16	10,499	411,882	986	276,219	134,677	803,451	6,877
平成26年度(2014)	1,304,374	17	10,476	453,386	1,111	286,752	165,523	831,653	8,860
平成27年度(2015)	1,386,135	18	11,019	501,433	1,190	341,907	158,335	865,326	8,357
増加率(2010-2015)	16.9%	-	-13.6%	22.4%	55.2%	1.2%	67.9%	13.9%	46.8%
増加額(2010-2015)	234,821	-	1,497	112,370	657	4,129	107,585	120,040	3,908

出典：福島県市町村経済計算

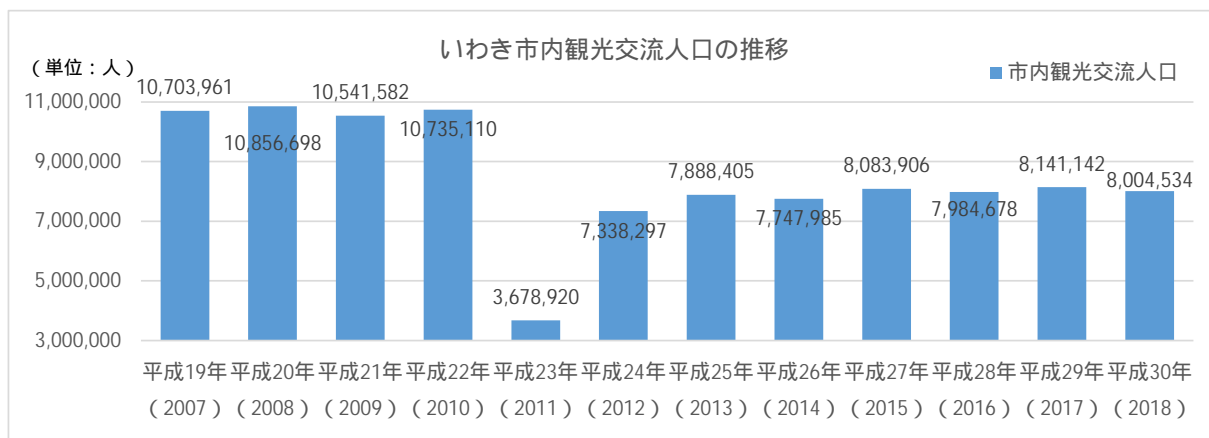


図 いわき市内観光交流人口の推移(2007 - 2017) 出典：「いわき市内観光交流人口」

第3章 全体構想

3 - 1 都市づくりの基本理念

1. 基本理念

本市は広域多核型の都市構造を有しており、山から海にかけて多様で豊かな自然や住・商・工等の都市機能が点在しているなど、その地域特性は他都市にはない魅力です。

将来の個性豊かな都市づくりに向けては、市内各地域の特性を活かした魅力ある拠点づくりや、ネットワークによる市全体の望ましい姿を示していくことが重要となります。

また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故による複合災害に見舞われた福島県浜通り地方の拠点として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、市民と都市が輝く持続可能なまち「いわき」を創ることが求められています。

このような考えのもと、本市におけるこれからの都市づくりの「基本理念」を次のように定めます。

都市づくりの基本理念

～“人とまちが輝く^{きら}煌めきある都市”「未来に誇れる都市への挑戦」～

都市づくりには、市民や市民団体、民間事業者、行政など様々な主体が関わり、各主体がより良い都市にするために、「都市づくりの基本理念（共通の考え方、姿勢）」をもって臨むことが重要となります。

いわきの新時代に向け、時代の変革を捉えつつ、市民、企業や行政が手を取り合いながら、多様かつ多彩な地域資源や産業活動に磨きをかけ、これまで以上に魅力と活力に溢れた都市づくりを進めていくことにより、未来に誇れる新しい時代を象徴する都市を実現します。

2. 基本姿勢

都市づくりの基本理念や、市総合計画、いわき創生総合戦略などの上位関連計画を踏まえ、本市の将来都市づくりの基本姿勢を定めます。

1) 時代環境に合わせた都市構造の改革

人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、情報化や技術革新などによる産業構造の変化など、時代環境の変化に対応し、都市の構造や環境のあり方を柔軟に変えていきます。

持続可能な拠点づくり

市街地並びに中山間地域の効率的な行政サービスの提供と地域コミュニティが維持できる持続可能な拠点づくりを目指します。

産業基盤の整備

都市の活力を育む産業の立地・展開の場・環境の確保を図り、持続的な発展や成長が可能な産業基盤の整備を目指します。

2) 多様な地域資源・人材の活用

海、まち、山にわたる広大な市域の多様な環境特性、各地区の特色ある歴史文化・地域資源や多様な人材を活かしていきます。

魅力ある拠点の創出、活用

各地区独自の資源を活かした魅力の向上とおもてなし機能を充実するとともに、既存インフラの有効活用や適切な維持管理を目指します。

多様なニーズに対応した環境整備

地域の絆や自然、観光資源などの魅力を磨き、住む人も住む場所も世界中から愛され、広く世界に受け入れられるような環境の整備を目指します。

3) 都市環境の質的向上

暮らしや産業活動の場としての都市環境の質的向上に重点を置いて、安全でコンパクトな市街地形成や新たな産業の立地誘導を図る取り組みに挑戦します。

コンパクトなまちとネットワークの形成

市街地と中山間地域において都市機能や生活拠点機能の集約化を図り、それぞれが連絡して補い合うことで暮らしやすい都市環境の実現を目指します。

都市活動機会の創出

既存機能・資源を活かした消費活動や生産活動の場の確保など、多様な都市機能・施設の立地に向け、受け皿となる都市基盤や都市環境の整備を目指します。

4) 俯瞰的な視野の拡大と交流促進

浜通り北部や中通りのほか、関東から東北にわたる太平洋ライン、日本海に達する磐越ラインなどを見通す俯瞰的な視野を持ち、市外との交流を広げていきます。

広域拠点都市としての機能強化

広域拠点都市にふさわしい機能の強化と集約配置等により、震災復興が進む浜通り地方の中核都市の役割も果たせる都市づくりを目指します。

広域交通ネットワークの活用

市民や来訪者の交流促進を図るため、道路のみならず公共交通も含めた広域交通基盤へのアクセスの向上を目指します。

5) 共創による都市づくり

市民総活躍を基本に、行政とともに、市民、民間事業者等が役割を分担し合い、それぞれの立場で、「共創」の姿勢で都市力を高める行動を進めます。

市民参加型まちづくりの推進

市内各地区の個性・魅力アップによる拠点性の向上のため、市民が主体となったまちづくり活動の促進や都市施設の協働管理などへの取り組みを目指します。

民間との連携・活用

公共施設やインフラの整備・維持管理等について、市民・企業の活力や創意工夫が活かされた都市づくりを目指します。

3 - 2 将来都市像

1. 将来都市像

「都市づくりの基本理念」に基づいて進める本市の都市づくりの全般にわたる目標、目指すべき都市の姿を象徴的に表す「将来都市像」を次のように定めます。

ネットワーク型コンパクトシティ Iwaki

平や小名浜、勿来、四倉などの主要な拠点と、周辺の拠点において、機能の集約化・効率化が図られる拠点性の高い、持続可能な都市運営を実現する。

本市は、海・まち・山に輝く複数の拠点が連携し、有機的な軸で結ばれることで、永き未来にわたり輝き続けるネットワーク型コンパクトシティを構築する。

2. 将来都市構造

「ネットワーク型コンパクトシティ」として形成を目指す都市の構造については、「ゾーン」として大まかな土地利用を区分し、その上で、複数の「拠点」とそれらを結ぶ「軸（ネットワーク）」で構成します。

1) ゾーン

山から海に及ぶ多彩ないわきの自然環境との共生を主眼に、主に地形的特質に沿って以下のようにゾーンを設定します。

やまなみゾーン : 都市計画区域外に広がる山間地域のゾーン

やまのベゾーン : 常磐自動車道周辺のまちと自然が調和する地域のゾーン
(概ね都市計画区域界の周辺地域)

都市丘陵ゾーン : 平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウンに囲まれた丘陵部のゾーン

まちのゾーン : 四倉から勿来にかけての市街地を中心とした地域のゾーン
(やまのベゾーンと沿岸域ゾーンの間の地域)

沿岸域ゾーン : 久之浜から勿来に至る海岸沿いのゾーン






図 ゾーン

2) 拠点


各拠点については、前回計画において位置づけられた16地区^{注)}で都市づくりが進められていることを踏まえ、本計画においても踏襲します。

また、主要な拠点と周辺の拠点として区分し、主要な拠点における都心拠点、広域拠点では市域全体あるいは市域を越えた視野での拠点機能の充実を図るとともに、拠点となる各地区では、都市機能をコンパクトに集積させ、賑わいの創出を図り、複数の拠点それぞれがネットワークでつながることで「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成します。

主要な拠点

地区名	担うべき主な都市機能	
平	都心拠点 	中枢管理や商業・業務機能により形成。この他、歴史・文化、交流、教育・研究、交通ターミナル機能等を集積。
小名浜	広域拠点 	工業、流通・港湾、商業・業務機能により形成。この他、観光レクリエーション機能等を集積。
勿来		工業、エネルギー供給、商業・業務機能により形成。この他、歴史・文化、観光レクリエーション機能等を集積。
四倉		工業、観光レクリエーション機能等を集積。
泉	地区拠点 	交通、商業、市民交流機能等を集積。
常磐		観光レクリエーション、歴史・文化、健康福祉、スポーツ機能等を集積。
内郷		保健医療福祉、歴史・文化機能等を集積。
いわき ニュータウン		市民交流、教育・研究機能等を集積。

周辺の拠点

地区名	担うべき主な都市機能	
好間、久之浜・大久、 小川、川前、三和、 遠野、田人、江名	地域生活 拠点 	地域の特性に応じた暮らしや地域産業等の活力を支える機能等を集積。

注) 前回計画では、それぞれの生活圏単位に産業や生活面の中心となる部分(拠点)を中心として形成される区域として地区を捉えています。

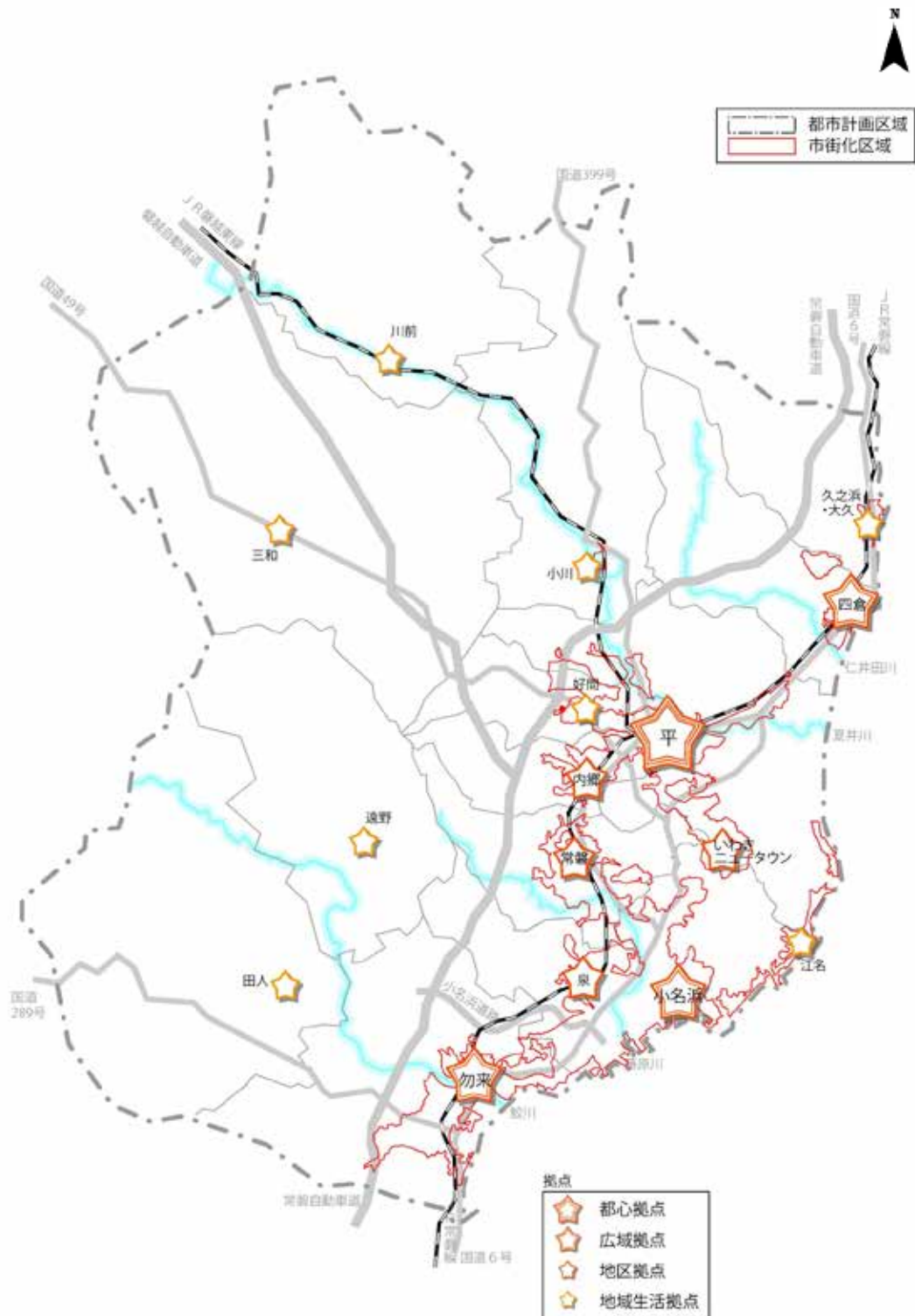


図 本市の拠点

3) 軸（ネットワーク）

拠点の相互間や市内外を結ぶ主要動線となる「軸」を以下のように設定します。

主軸

位置づけ	担うべき主な役割
広域交流軸	市外各方面との連携・交流により「まちのゾーン」に集積する都市機能を高める役割を果たす。 茨城・関東方面、相双・東北方面、中通り・会津・日本海方面、白河方面のほか、全国・海外の5軸を設定。高速道路、幹線道路における都市間バス、鉄道、小名浜港などがその交流を担う。
市内基幹連携軸	主要な拠点の相互間を結び、それぞれの持つ機能を相互補完するとともに、全体がひとつの都市として機能するための連携を担う。 鉄道、主要拠点間の国県道や主な都市計画道路及びその上での幹線バス路線などがその連携を担う。
市内補助連携軸	主要な拠点と周辺の地域間を結び、相互間での機能補完、主要な拠点の都市機能サービスの波及を担う。 市内基幹連携軸に準ずる交通機能の確保により連携を担う。

その他の軸

位置づけ	担うべき主な役割
沿岸域連携軸	海岸線に沿って、市民交流・連携や観光レクリエーションの振興等に寄与する役割を果たす。 四倉から勿来付近にかけての海岸沿いの県道等がその連携機能を担う。
やまなみ連携軸	中山間地域を相互に結び、地域活性化、観光レクリエーションの振興等に寄与する役割を果たす。 軸に沿う県道等の充実によりその連携を担う。

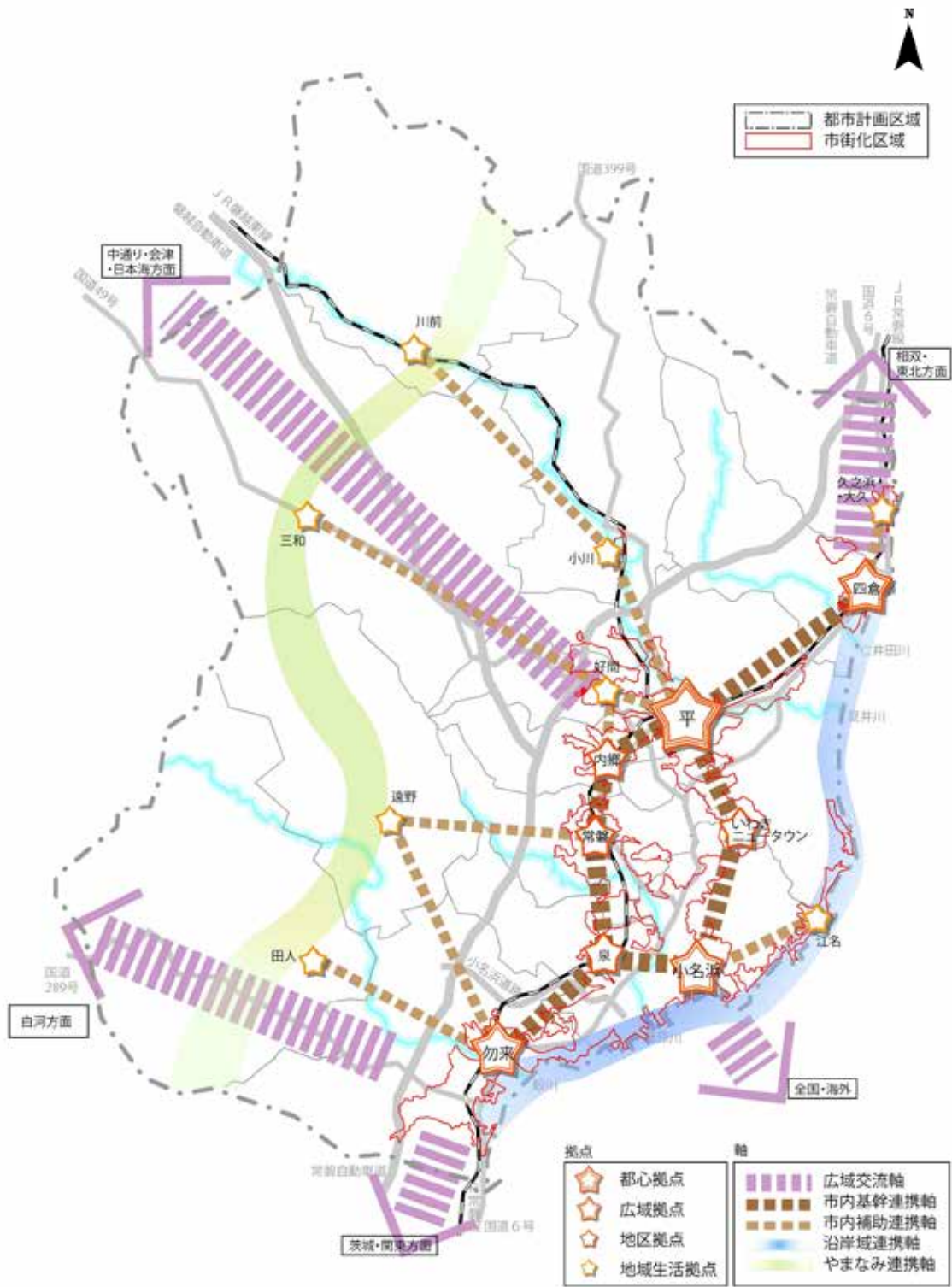


図 軸(ネットワーク)

4) 将来都市構造図

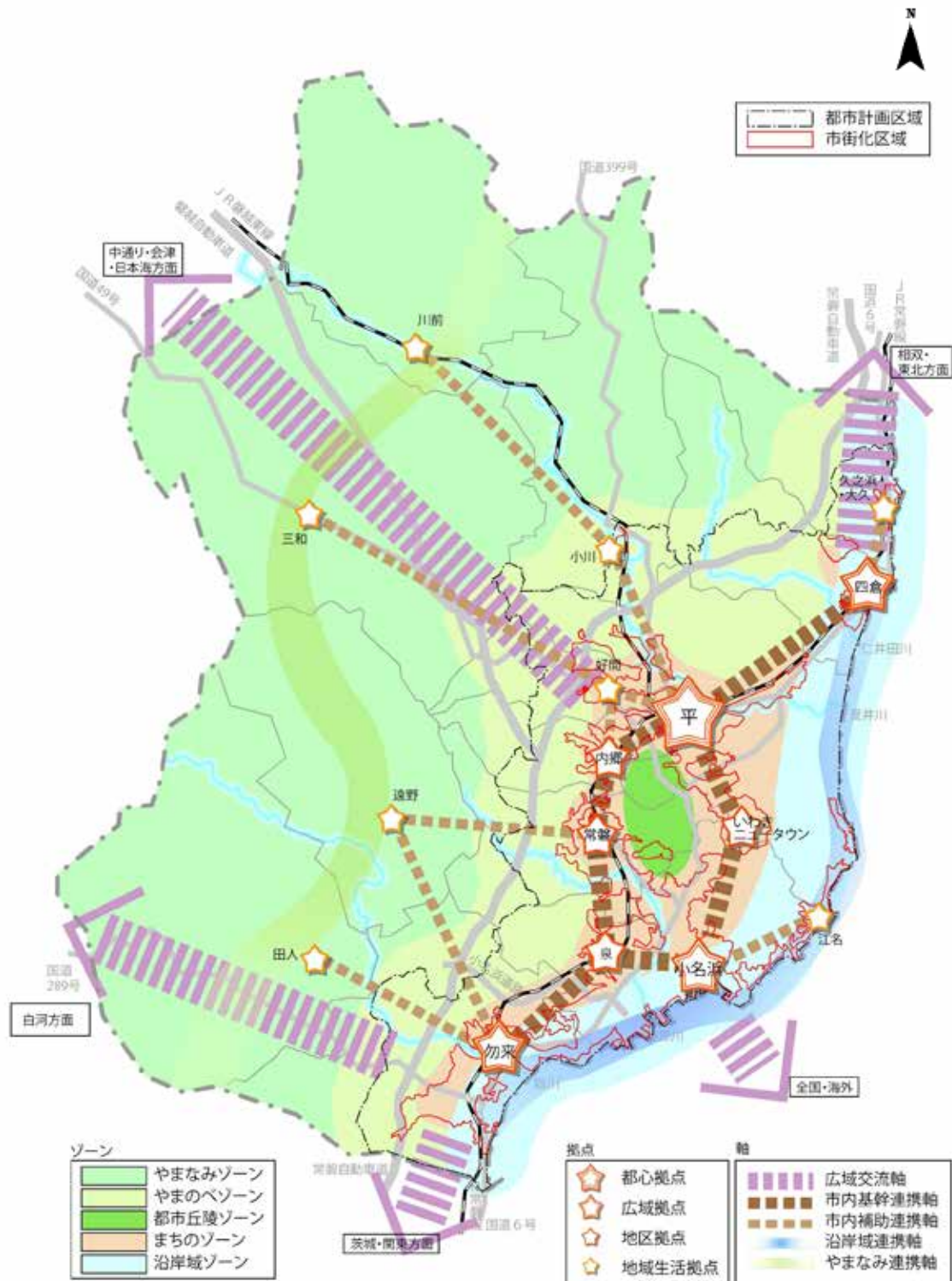


図 将来都市構造図

3 - 3 都市づくりの基本方針

基本理念のもと、将来都市像を目指して都市づくりを進める上で、部門、地域を通じた施策・方策の総体的・基本的な方針を次のように定めます。

1. 都市機能の立地・集積による拠点性、求心力の向上

本市の各拠点において、都市全体の魅力や求心力の向上に寄与するよう、都市機能の立地・集積の誘導を進めます。

(1) 市内の主要な拠点における都市機能の集積

主要な拠点においては、コンパクトな拠点形成に向け、都市機能の集約を図り、市街地の拡散を抑制します。

(2) 市内各地区の個性・魅力アップによる拠点性の向上

本市の魅力である市街地・中山間地域・沿岸域という市内各地区の多様性を活かすため、コミュニティや地域産業等の維持、それぞれの個性・魅力アップによる拠点性の向上を図ります。

(3) 浜通りの広域拠点都市としての機能強化

広域的な都市機能を有する「平」「小名浜」「勿来」「四倉」の各拠点においては、都市機能の集積・強化を図るとともに、交通結節機能の強化により市内外との円滑なネットワークの形成を図ります。

(4) 市街化区域における基幹的公共交通沿線への都市的土地利用の誘導

都市機能が集積する主要な拠点と連絡する基幹的公共交通の沿線では、多様な都市的サービスを受けられる生活利便性の高い都市的土地利用の誘導を図ります。

2. 質の高い都市の形成

全国の人口が減少する中でも、住みたい・住み続けたいまちとして選ばれる都市となるために、利便性はもとより、快適性、文化性など質の高さを感じられる魅力ある都市空間づくりに努めます。

(1) 歴史・文化・温泉・スポーツ等の資源を活かした魅力の向上

市民の健康で文化的な生活の維持・向上、本市の特色ある歴史・文化・温泉・スポーツ等の資源活用に向け、各施設の機能向上や景観整備、アクセスや周遊環境改善等による魅力の向上を図ります。

(2) 本市を支えていく若い世代が定着する都市構造の実現

“選ばれる都市”の実現に向け、雇用の確保や子育て・教育環境の整備・充実など、人口構造を改善する都市機能を誘導し、若い世代が定着する都市構造の実現を図ります。

(3) 都市の魅力高める都市景観の形成

市街地における公園や緑地の適正な維持管理、沿岸部防災緑地の有効活用、中山間地域における森林・田園環境との共生など、都市の魅力高める都市景観の形成を図ります。

3. 都市運営の効率化と交通ネットワークの強化

市街地のコンパクト化により都市経営の効率の維持・向上を図るとともに、市内各地区（拠点）の都市機能を相互に利用しあって全体としての利便、サービスを確保できるよう、「軸」に沿った交通ネットワーク機能の強化を図ります。

(1) 既存インフラ・公共施設等の適切な維持管理と有効活用

都市機能の集約化にあたっては、今後も必要とされる既存施設の長寿命化や施設統合・機能複合化等による利活用、民間活力の活用など、既存のインフラ・公共施設等の適切な維持管理と有効活用を図ります。

(2) 都市機能が集積した市内各拠点の連携を支える交通ネットワークの強化

不足する都市機能を隣接する拠点と互いに補完し合いながら、全体としての拠点性・生産性を高め、広範囲で地域の活力を生み出すことができるように、公共交通を主とした各拠点間の交通ネットワークの強化を図ります。

(3) 市外との連携を強化する広域交通ネットワークの構築とアクセスの強化

本市の魅力である広域性がもたらす多様性を活かすため、各拠点のまちづくりと組み合わせ、鉄道や高速バス、広域幹線道路ネットワークによるアクセス環境の充実を図り、市外との連携強化につなげます。

4. 資源の循環を利活用した持続可能な都市の形成

多彩な自然環境を保全し、生活や産業活動等を支える資源としても活用しつつ、山並みや河川の流域、海岸線のつながりを通じた連携などを意識し、資源循環が生まれやすい持続可能な都市の仕組みづくりに努めます。

(1) 環境負荷の少ない持続可能な都市構造・都市空間の形成

市街地においては、都市機能や居住機能を適切に誘導し、中山間地域では生活拠点を明確にするとともに、各拠点内の移動手段の確保と拠点間の公共交通ネットワークの再構築を図り、過度に車に頼らずに日常生活を送ることのできる環境負荷の少ない持続可能な都市構造・都市空間の形成を図ります。

(2) 市街地における人口密度の維持による持続可能な都市空間の形成

自然環境や農地を保全し、秩序ある持続可能な都市空間を形成するため、現在の市街地を基本として人口分布や各種都市施設・公共交通へのアクセスを踏まえ、適切に都市機能誘導区域¹やまちなか居住区域²を設定します。

(3) 中山間地域での生活拠点機能の適切な集約と移動環境の確保・維持

地区内の支所や学校、保育所、介護施設、直売所、食堂などの日常生活に必要な機能については、地域住民の意向を踏まえつつ、関係機関や地域団体と連携を図りながら周辺地域とネットワークで結ぶ「小さな拠点」づくりに向けた取り組みを進めます。

1 「市立地適正化計画」において位置付ける医療、福祉、商業等の日常生活サービス施設等の誘導を図るエリア

2 「市立地適正化計画」において位置付ける居住の誘導を図り、一定の人口密度を維持するエリア

5. 東日本大震災の経験を活かした安全・安心な都市の形成

東日本大震災の経験を貴重な教訓として、安全性を確保できる都市環境の形成を目指すとともに、減災の仕組みも整えた安全・安心な都市づくりを進めます。

(1) 防災性の高い都市環境の形成

「いわき市地域防災計画」を踏まえつつ、防災拠点機能の強化、都市の不燃化・耐震化、津波・内水対策、土砂災害対策等により、各種災害に対する防災性の高い都市環境の形成を図ります。

(2) 減災のまちづくり

市民・地域・行政それぞれが災害に対応する力を強化するとともに、各拠点における災害時の共助機能を発揮するコミュニティの形成や避難路・避難所の整備等による防災機能の強化や公共交通の災害対応力の向上を図ります。

6. 産業活動が活発に展開可能な都市の形成

時代とともに変化する経済環境の中でも、雇用や所得の確保、それを通じた人口の定住につながる地域資源に着目した産業活動が活発に展開される都市空間の形成を図ります。

- (1) **都市の活力を育む産業（観光・商業・工業・スポーツ等）の立地・展開の場の確保と誘導**
観光交流ニーズに対応した施設・機能の充実や、主要な拠点における商業等の高次都市機能の集積を誘導するとともに、既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図ります。さらに、スポーツ施設についてはその関連施設の立地・展開の場を確保するとともに、アクセス環境の充実・整備を図ります。
- (2) **元気な農林水産業の振興**
河川流域に広がる田園地域における生産性の向上など、農業の振興に努めるとともに、宅地への転換などの開発を抑制し、優良農地の保全に努めます。また、中山間地域に広がる森林は、今後も豊かな森林づくりと木材利用拡大など多面的な役割や林業生産が維持できるよう保全に努めます。
さらに、東日本大震災前よりも増して元気な水産業の復興に努めます。
- (3) **次世代エネルギー社会の構築**
風力をはじめとした再生可能エネルギーの利活用を進め、これを事業活動に生かすなど、将来を見据えた次世代エネルギー社会、スマートシティの構築に向け、市民や事業者等との共創による取り組みを図ります。

7. 緑豊かな自然環境の保全・形成

山・海・川などの豊かな自然環境をうるおいを与える景観・環境資源としても活かし後世に継承するとともに、市街地においても公園・緑地空間の適正管理等に努めながら、緑豊かな美しい都市環境づくりを続けます。

- (1) **中山間地域等における自然環境の保全**
中山間地域を中心とした優れた景観を有する地域では、その美しい自然を守りつつ、保全することを基本として、地域の特性に応じた観光や自然学習・レクリエーション等への活用を図ります。
- (2) **定住の場にふさわしい緑豊かな都市環境の形成**
市民生活にうるおいや安らぎをもたらす公園や緑地、河川などの水際空間の充実や適正な維持管理に努めるとともに、適正な配置や緑のネットワークの構築など、定住の場にふさわしい緑豊かな都市環境の形成を図ります。

第4章 部門別構想

部門別構想は、全体構想で示した「将来都市構造」を実現するために、「都市づくりの基本方針」に沿って展開する土地利用、都市施設、都市環境、都市防災といった各部門の施策の方針を示すものです。

<全体構想>



<部門別構想>

土地利用の方針	土地利用の基本方針、 ゾーン別土地利用の方針 ゾーン別・利用区分別土地利用の基本的考え方
都市施設の方針	交通施設の方針、 公園・緑地の方針 上下水道等・河川の方針、 港湾・漁港の方針 その他の都市施設の方針
都市環境の方針	環境の保全・形成の方針、 都市景観の向上の方針 人にやさしい都市づくりの方針、 文化性豊かな都市づくりの方針
都市防災の方針	都市防災の方針

4 - 1 土地利用の方針

1. 土地利用の基本方針

本市の土地利用は、「将来都市構造」の実現を目指し、次の方針に基づき、計画的な土地利用を推進していきます。

1) 市街地のコンパクト化を促進

市街地においては、今後の急速な人口減少、超高齢社会に対応するため、一定の人口密度の維持及び都市機能の集約により、インフラ等への投資効率の低下を抑制します。

良好な都市環境の維持・形成を図るため「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進めます。

また、市街地のコンパクト化に合わせて、将来の人口規模等に応じた適正な区域区分の見直しに取り組みます。

2) 地域特性に応じた土地利用を促進

市街地においては、社会情勢の動向等を踏まえ、住宅地、商業地、工業・業務地等の適正な土地利用に努めます。

また、各地域の特性に合わせた地区計画の指定や必要に応じた用途地域の変更など、土地利用制限の見直しに取り組みます。

3) 自然・田園環境の保全・活用

中山間地域については、環境保全や水源涵養などの役割を持つ山林や河川といった本市の恵まれた資源を有することから、積極的な保全を図り、治水や利水と調和した水に親しむ空間形成など、自然と親しめる環境づくりに取り組むとともに、当該地域への移住・定住の促進を図り、コミュニティの維持に努めます。

また、農地・森林は、さらなる地域の振興や発展を目指すとともに、再生可能エネルギー等と調和を図りながら良好な田園環境の維持・形成を図ります。

その他、中山間地域の拠点性の向上かつセーフティーネットの観点から、必要に応じて、近隣集落との連携を図りながら日常生活サービス施設、行政施設等の集約化を検討します。

4) ゆとりある都市空間の形成

市街地においては、今後、人口や世帯数の減少に合わせて急速に増加することが予想されている空き地・空き家への適切な対応に努めるとともに、敷地の集約化や緑化等により、全世代が快適に生活できる環境を備えたゆとりある都市空間の形成に努めます。

また、郊外部の市街化区域内農地については、周辺の土地利用状況や営農状況等を踏まえ、生産緑地制度の導入や田園住居地域等の指定により、その保全に努めます。

2. ゾーン別土地利用の方針

「将来都市構造」で示した「ゾーン」について、「1. 土地利用の基本方針」を踏まえ、ゾーンごとに、土地利用の方針を次のように定めます。

1) やまなみゾーン

森林資源の活用に向けた事業活動の促進や適切な保全を行いつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、森林景観の維持に努めるとともに、自然とのふれあいや交流、レクリエーション等の場としての活用を図ります。

また、生活を支えるインフラの維持や防災対策、通信ネットワーク基盤の整備促進等により、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

2) やまのべゾーン

原則として、大規模な住宅団地や工業・流通施設等の開発は抑制するとともに、「やまなみゾーン」同様に生活を支えるインフラの維持や防災対策等に努めます。

また、農業生産や自然と共生した生活の場として田園や里山の環境の維持に努め、農用地区域等を中心に農地の保全を図ります。なお、市街化区域に隣接する計画的な市街地整備を完了した区域等については、市街化区域への編入を検討します。

3) 都市丘陵ゾーン

市街地に近接した身近な緑の空間として将来にわたって保全・活用できるよう、新たな住宅団地や工業・流通施設等の都市的な開発は抑制します。

また、21世紀の森公園のエリアは、スポーツ・レクリエーション活動等の広域的な拠点として、その環境の維持に努めます。

4) まちのゾーン

ネットワーク型コンパクトシティの形成を図る施策を展開し、多くの世代が便利で快適に生活できる良好な居住環境の形成を進めるとともに、住宅の防災・防犯性の確保やバリアフリー化など、良質な住宅ストックの形成、住宅の流通・住み替えの促進等による住宅市場の活性化、空き地や空き家への対策を進めます。特に市街地での空き家については、都市環境が悪化する要因となることから、空き家の増加を抑制するため、利活用可能な空き家の流通・活用の促進を図るとともに、管理不全な空き家の解消に向けた取り組みを進めます。

また、本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導します。

5) 沿岸域ゾーン

津波に対する備えを進めつつ、美しい海岸線の環境や観光資源の維持・保全を図るほか、景観にも配慮した適切な土地利用を進めます。

また、港湾・流通機能との連携に配慮した産業活動が展開できるよう、適切な土地利用に努めます。

3. ゾーン別・利用区分別土地利用の基本的考え方

「将来都市構造」で示した5つの「ゾーン」ごとに土地利用区分ごとの方向性を次のように定めます。

表 土地利用区分と「ゾーン」の関係、および利用区分別土地利用ごとの方向性

ゾーン 区分 / 土地 利用区分	やまなみゾーン	やまのべゾーン	都市丘陵ゾーン	まちなみゾーン	沿岸域ゾーン	土地利用の方向性
都市魅力 区域						<p>都市の中心性、拠点性の維持・向上と魅力の創出のため、居住機能との調和・共存のもとに、商業・業務施設や文化・交流施設等の集積を図ります。</p> <p>居住機能は、様々なニーズに対応し良好なコミュニティが形成されるよう集積を図ります。</p> <p>また、防災機能の充実により安全・安心な市街地の形成を図ります。</p>
都市活力 区域						<p>工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用、安全確保等に努めます。</p> <p>また、住宅地と工場が隣接する住工混在地区では、周辺の居住環境に配慮しながら適正な土地利用を図ります。</p>
農山村 生活区域						<p>農地の保全や生産基盤の充実、地区特性に応じた集落の居住環境の整備に努め、自然と調和した環境の形成を図ります。</p>
生活森林 区域						<p>市街地及び農村集落と周辺の自然との緩衝地として、大規模な土地改変を伴う開発の抑制を基本とし、里山空間の保全と適正な管理を図ります。</p>
森林交流 区域						<p>市街地に近接する公園や山林、防災緑地などは、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、防災拠点となる空間の確保や適切な維持管理に努めます。</p>
森林保全・ 育成区域						<p>国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努めます。</p>

：主に重なるゾーンと区域 ：一部で重なるゾーンと区域



図 土地利用方針図

上記図については、「市立地適正化計画」の誘導区域の設定状況に合わせて適宜見直しを行います。

4 - 2 都市施設の方針

1. 交通施設の方針

「将来都市構造」の実現を図るため、計画的な道路の整備や公共交通の利便性の向上、公共交通を補完する機能の充実等を推進していきます。

1) 幹線道路ネットワークの形成

本市における幹線道路ネットワークは、国道 6 号や国道 49 号バイパスの整備、市内幹線道路など、交通流の円滑化等を目的とした道路整備事業のほか、復興事業における道路整備を実施し、充実を図ってきました。

今後は、急速に進む人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、計画的な都市計画道路の整備を行います。

以下に示す道路種別（広域幹線道路、市内幹線道路、補助幹線道路）ごとの方針に基づき、将来都市構造の実現を図る幹線道路のネットワーク形成に取り組みます。

広域幹線道路

市内外を結ぶ広域幹線道路として、将来都市構造の「広域交流軸」に相当する路線について、整備・充実を図ります。また、常磐自動車道いわき中央 IC 以北の 4 車線化、国道 6 号勿来バイパス、小名浜道路等の早期整備に取り組みます。

市内幹線道路

「拠点」間の連絡に資する「市内基幹連携軸」、「市内補助連携軸」に相当する路線のほか、「広域幹線道路」と接続してその効果を増進する路線、災害時等の緊急輸送路など防災上必要な路線、産業振興に必要な路線等について、主に既存路線の拡幅や線形・交差点改良などの整備・改善を進めます。

また、都市計画道路は、優先度の高い未整備区間の早期整備を進めるとともに、人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

補助幹線道路

市内幹線道路を補完し、市街地内や地区間、地区内の良好なネットワーク形成を図る上で有効な路線について、主に既存路線の拡幅や線形・交差点改良などの整備・改善を進めます。

安全確保・維持管理

幹線道路は、危険箇所の改良をはじめとした安全性の確保対策を進めるとともに、将来にわたって機能が発揮できるよう、橋梁の長寿命化などを含めた適正な維持管理に努めます。

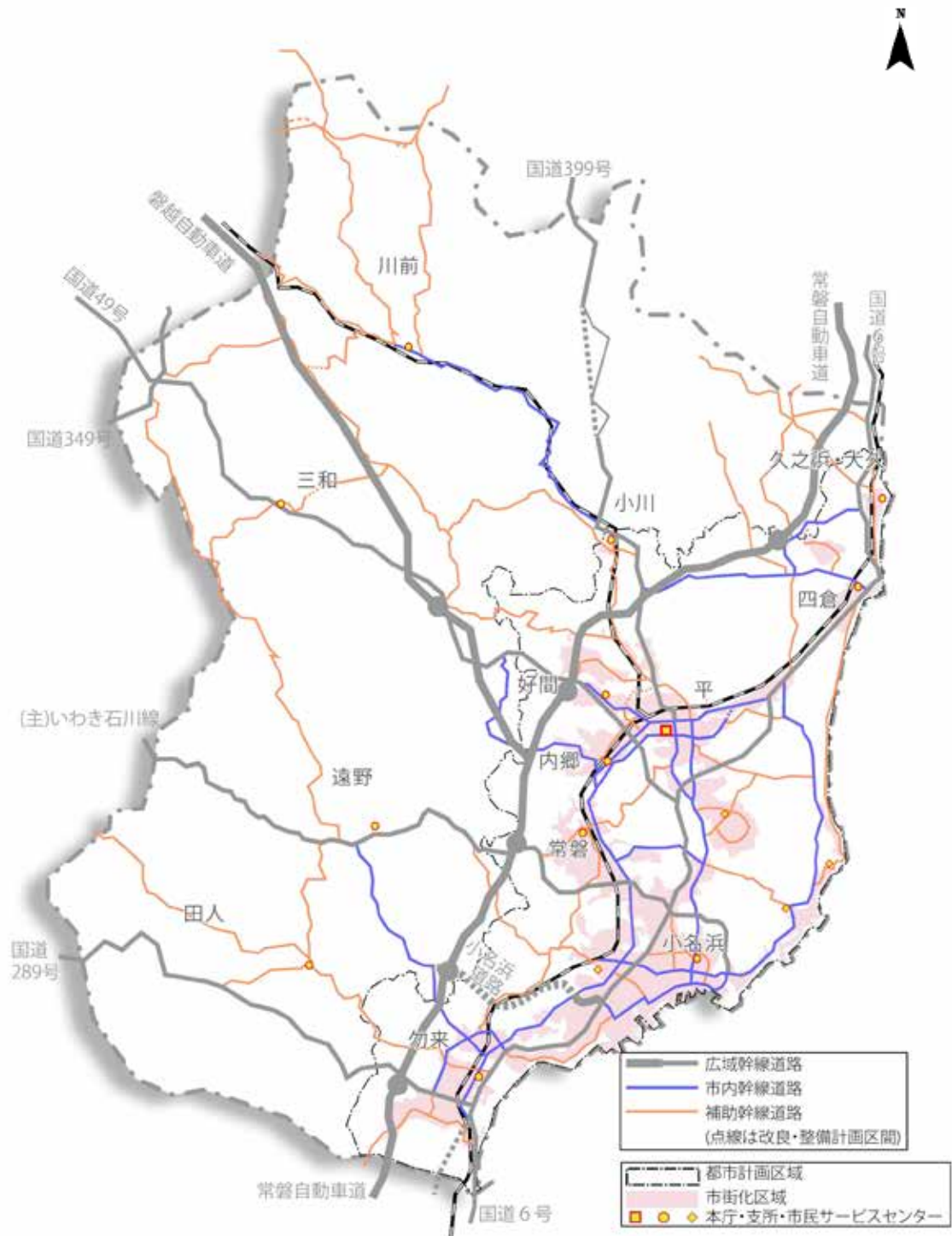


図 幹線道路ネットワーク形成方針図

2) 生活道路における道路空間の確保

生活道路は、生活環境の利便性や安全性の確保と交通の円滑化等に留意するとともに、各地域の特性に応じた道路空間の確保に努めます。

3) 歩行者・自転車交通空間の充実

歩行者・自転車交通空間の確保

市街地の幹線道路や主要な生活道路では、歩道の整備により、特に高齢者や障がい者、子どもの安全な通行に配慮した歩行者・自転車交通空間の確保を進めます。

各「拠点」市街地においては、中心市街地における安全性確保のため、歩道空間のネットワーク化に努め、回遊性の向上を図ります。これらの空間形成においては、道路緑化やモールとしての整備など、歩きたくなる魅力を備えた道路空間づくりに努めます。

シンボル道路の形成

各「拠点」市街地の中心をなす場所等では、その地区を象徴する景観や快適性を有するシンボル性の高い道路空間づくりに努めます。これらの空間では、道路を交通の場としてだけでなく、祭りやイベント、各種市民活動等の場として有効に活用できるよう、柔軟な対応を図ります。

自転車道路網の形成

自転車道路網については、日常生活での安全で快適に利用できるネットワーク形成を図ります。

また、健康増進や観光レクリエーションでの自転車利用ニーズに応える道路空間の形成や観光拠点施設周辺等での自転車走行環境の向上、スポーツとしてのサイクリングに対応する道路環境の整備や拠点施設の活用等を図ります。

4) 公共交通の活用

超高齢社会の到来により自家用車にかわる日常生活の足を確保する観点から、鉄道とバスを中心とした公共交通機関の果たす役割はますます重要となります。

そのため、鉄道やバスの利便性向上や、公共交通を補完するカーシェアリング、シェアサイクリングなどの充実を図り、すべての人が安心かつ分かりやすく利便性の高い公共交通環境づくりに努めるとともに、自転車利用の促進に向けた自転車道路網の形成を図り、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を進めます。

また、公共交通空白地域における乗合タクシーやデマンド型交通の運行など、地域性に合わせた公共交通システムのあり方の検討や導入に努めるとともに、LRT・BRT¹などの新たな交通手段の導入に向けた検討や、自動運転をはじめとする新たな技術の活用、さらには、ICTを活用し、鉄道やバス、タクシー等の交通サービス間のシームレス化²による利便性の向上など、交通手段の多様化に取り組みます。

1 バス高速輸送システム

2 乗継ぎ等の交通機関間の継ぎ目を解消し出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする

鉄道の利便性向上

利便性の向上と利用促進

JR 常磐線、磐越東線を、長距離移動のみでなく日常生活においても利用しやすいものとなるよう、ニーズに合わせた運行ダイヤの設定や速達性の向上を鉄道事業者と協議・連携するとともに、鉄道事業者と連携し、鉄道利用の促進に向けた各種施策を展開していきます。

駅の交通結節点機能の充実

鉄道駅が、人の乗り降りや乗換えによる集散機能のほか、交流の場として賑わうよう、結節点としての空間整備に努めるとともに、駐車場、駐輪場の適切な整備や運用によるパーク＆ライド、サイクル＆ライドの増進に向けた取り組みを図ります。

小名浜への旅客鉄道導入の検討

観光交流の拠点である小名浜地区のさらなる魅力向上を図るため、泉～小名浜間の福島臨海鉄道における旅客輸送導入や、JR 常磐線との相互運行など、幹線公共交通機関としての活用を目指します。また、平と小名浜を結ぶ速達性・利便性の高い新たな公共交通の可能性について検討します。

バスの利便性向上

「広域連携軸」におけるバスの活用

鉄道と合わせて「広域連携軸」の公共交通機能を分担する高速バスについては、「拠点」におけるターミナル機能の充実や、高速道路インターチェンジにおけるパーク＆ライド機能の拡充等により、広域ネットワークの強化と利便性の向上に努めます。

「市内基幹連携軸」におけるバスの活用

各「拠点」市街地間を結ぶ「市内基幹連携軸」に沿うバス路線は、運行頻度の確保や運行時間帯の拡大など利便性の向上を図るとともに、バス専用レーンの整備などバス走行環境の改善等により走行の円滑性、速達性の向上に努めます。

また、停留所におけるパーク＆ライド、サイクル＆ライドの導入についても検討します。

「市内補助連携軸」におけるバス交通確保

「主要な拠点（都心拠点、広域拠点、地区拠点）」と周辺の「地域生活拠点」を結ぶ「市内補助連携軸」における公共交通は、特に鉄道のない区間を中心とした現行バス路線の維持・確保と、より利用しやすい交通手段となるような運行改善を検討します。

市街地内でのバスの活用

市街地内では、日常生活や業務活動等にバスを利用しやすくするため、住宅団地や主要集客施設等へのアクセスに配慮した運行の改善等による利便性向上を促進します。また、「拠点」の中心市街地内では、鉄道やバス路線に接続する循環路線の運行などを含め、回遊性の向上に寄与する活用方法を検討します。

新たな公共交通システムの導入

市街地における新たな公共交通システム

バス輸送における新技術を活用した運行管理システムの高度化、車両の改善などにより、きめ細やかなサービスの向上に努めるほか、泉～小名浜～平を結ぶ公共交通の導入検討など、広域多核型都市に見合った交通システムの多様化を進めます。

中山間地域における新たな公共交通システム

乗合タクシーや住民ボランティア輸送など、地域性に合わせた形で市民の理解と協力を得ながら持続可能な公共交通システムを構築していきます。また、自動運転など技術革新も視野に、中山間地域に適した交通システムのあり方を検討し導入に努めます。

港を活用した海上交通システム

小名浜港を活用した首都圏や関西方面、海外とを結ぶクルーズ船の誘致に努めます。



田人町住民ボランティア輸送



グリーンスローモビリティを活用した
小名浜港周遊シャトルバス（実証実験）

5) 駅前広場・駐車場の整備と活用

市街地での人の集散の核となる空間、自動車交通と徒歩による回遊の接点となる空間として、駅前広場、駐車場、駐輪場の機能の充実を図ります。

駅前広場の整備と活用

既存の駅前広場では、交通広場としての利用だけでなく、まちの中心として人が集まる「広場」となるよう、祭りやイベントなどのコミュニティ、交流の場としての有効活用を図ります。

また、駅前における公共施設整備と連携した駅前広場の機能充実なども進め、市民共通の拠点空間として、地区の市民参加を得ながらその維持管理や活用方策の検討等を進めます。

駐車場の整備と活用

中心市街地や集客施設等においては、施設を整備・運営する民間事業者による設置を中心とした駐車場の確保を原則とします。また、公共交通と連携したパーク&ライド、サイクル&ライドの増進のため、交通結節点となる駅や基幹的なバス停周辺での公共駐車場・駐輪場の確保も図ります。

特に、中心市街地においては、まちなか回遊の起点となる駐車場の確保とともに、分散している民間駐車場の包括的な運営システムによる有効活用を図り、歩行回遊性の創出につなげます。また、市街地再開発事業等においては一定の駐車場を確保し、民間の新規施設整備においても駐車場の確保を求めていきます。その他、必要に応じて、中心市街地などにおけるカーシェアリング等の導入を図ります。

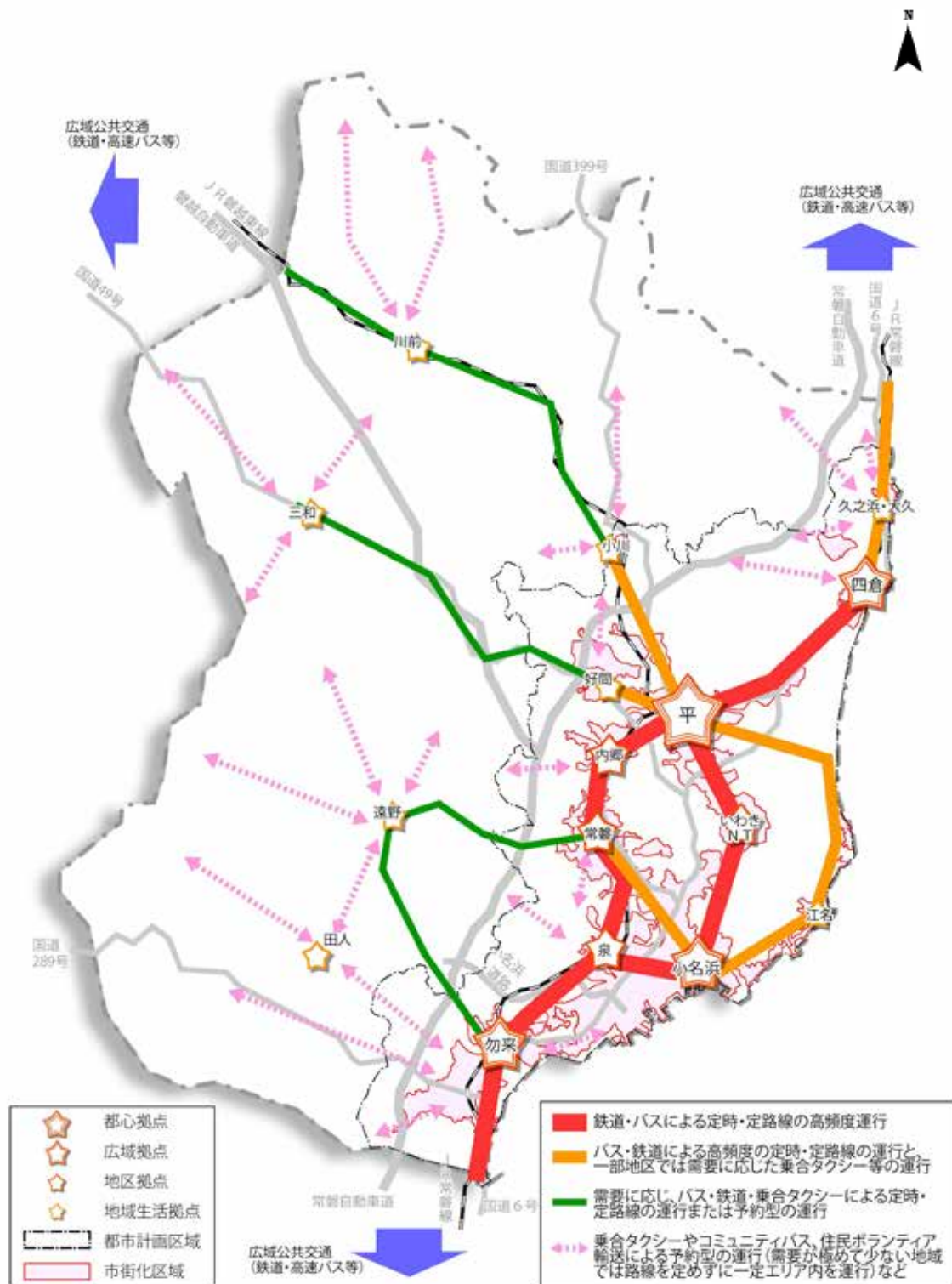


図 公共交通整備方針図

2. 公園・緑地の方針

公園・緑地空間の確保と活用、効果的な維持管理、さらには公民連携による利便性や魅力の向上等により、住みたくなる緑豊かな都市づくりを目指します。

1) 公園・緑地の整備・活用

公園緑地の適正な配置と整備を図りながら、防災にも配慮した緑のネットワーク化に努めます。また、市民、事業所、行政が一体となって都市の緑化に取り組み、緑のまちづくりを推進します。

拠点的な公園

「いわき公園」や「21世紀の森公園」など、広域的な集客機能を持つ公園、各地区の中心的な公園においては、都市の魅力象徴する空間としてのあり方を、市民の参加も得ながら検討しつつ、個性的な公園として広く利用されるよう、充実・整備を進めます。

磐城平城本丸跡地を活用した公園整備など、各地区の文化や特性を活かした個性的な公園空間の形成に努めます。

防災公園・緑地

防災緑地は、防災機能の確保と同時に、いわきの海岸線の特徴づける新たな空間としての魅力づくりに向けて、地元や幅広い市民の参加も含めた維持管理体制の確立により、多様な活用が図れるよう努めます。

「21世紀の森公園」は全市的な防災拠点として機能確保を図るとともに、災害時の避難場所となるその他の公園については、必要な機能の維持・確保に努めます。

身近な公園・緑地

各地区の身近な街区公園や児童公園などは、地区のオープンスペース、コミュニティの場として重要な空間であるため、市民参加も含めた適切な維持管理活動による利用促進のほか、防災面も含めた機能の維持・確保に努めます。

2) 河川・海岸の保全

河川敷や海岸などは、うるおいや水とのふれあい、スポーツなどの場として、安全の確保と生態系や自然景観の保全に留意しながら、利活用が図られるよう、機能の充実・確保に努めます。

3) 公園・緑地の維持管理等

公園・緑地は、その機能や環境・景観を維持するとともに、利用者の安全・安心を確保するため、適切な維持管理や予防保全的管理による長寿命化対策を進めます。また、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入や市民参加を積極的に推進・拡大するとともに、地区の人口動向や利用動向等に応じて、再編・集約化を検討していきます。

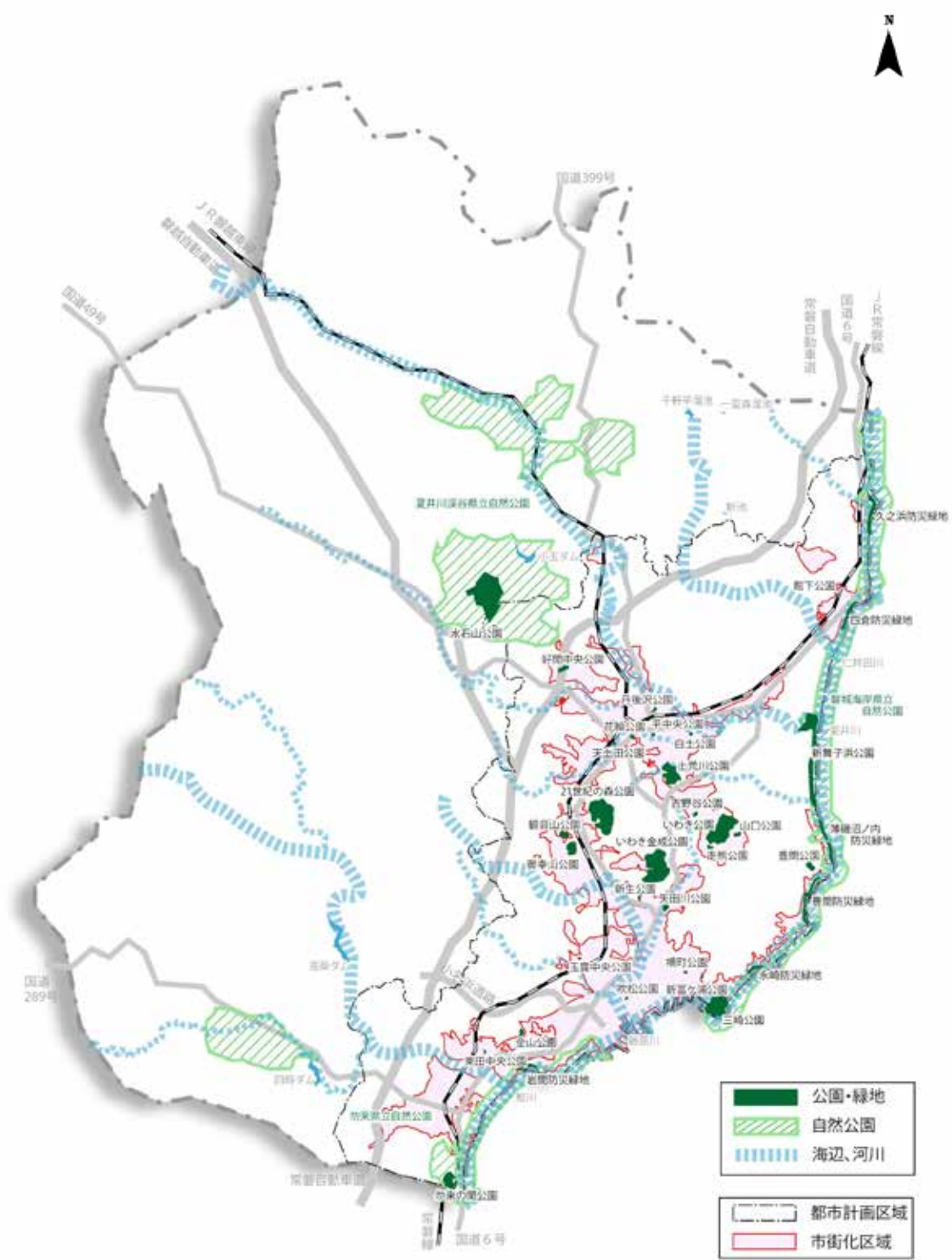


図 公園緑地整備方針図

3. 上下水道等・河川の方針

環境と共生した持続可能な都市づくりのため、上水道の整備とともに、適正な生活排水処理や河川における治水等の観点からの整備・活用等による良好な水環境の形成に取り組みます。

1) 上水道の整備

市民生活や経済活動を支える社会基盤の重要な柱のひとつとして、安全でおいしい水道水の安定的な供給に努めます。また、今後の人口減少等に伴う給水量の増減を踏まえながら、老朽化した水道施設の更新や維持管理、耐震化を計画的に進め、災害に強い水道施設の整備に努めます。

2) 下水道等の整備

市内の生活排水処理は、公共下水道、都市下水路、農業集落排水処理施設、地域污水处理施設及び合併処理浄化槽による処理を地域により使い分け、生活排水処理を早期に100%にすることを目指します。また、施設の適正な維持管理により、持続可能な生活排水処理体制を構築し、衛生環境の向上を図ります。

公共下水道

公共下水道事業計画区域については、現行事業計画区域内の整備を進めるとともに、社会経済情勢等の変化を踏まえ、都市計画に定める区域の見直しを行います。

都市下水路

降雨時等における内水浸水対策のため、排水路やポンプ場等の整備と適正な維持管理を図ります。

農業集落排水処理施設

下小川、戸田、永井、三阪、渡辺、遠野の計6地区で供用している農業集落排水処理施設について、適正な維持管理・運営に努めます。

地域污水处理施設

勿来白米、石森、南台、草木台、洋向台の計5地区で供用している地域污水处理施設について、適正な維持管理・運営に努めます。

合併処理浄化槽

公共下水道事業計画に定める予定処理区域、農業集落排水処理施設と地域污水处理施設の処理供用区域に含まれない区域では、合併処理浄化槽の普及を促進します。

3) 河川整備

市内を代表する4水系の河川（夏井川、鮫川、藤原川、仁井田川）や準用河川については、市民の生活や産業活動を支える自然基盤として、水との共生、良好な水環境の形成を図るため、治水、利水、親水の各側面から、必要な整備や管理に努めます。

4. 港湾・漁港の方針

重要港湾小名浜港は、港湾背後の工業群を支え、国際国内物流の拠点となす重要な社会基盤であると同時に本市を特徴づける観光資源でもあることから、国や港湾管理者である県と協働でその機能の強化を進めます。また、東日本大震災で大きな被害を受けた市内の漁港の復興と機能整備を進めます。

また、港湾・漁港は、人と海との接点であり、本市の恵まれた資源の一つであることから、観光レクリエーション機能の充実をはじめ、その機能の活用を図ります。

1) 港湾

小名浜港は、「地域産業やエネルギー供給を支える物流拠点」、「地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点」、「災害時に市民生活や企業活動を支える防災拠点」を柱として、港湾背後に立地する企業等のニーズに的確に対応するとともに、地域経済の活性化と市民生活を豊かにするみなとづくりを目指した機能の整備充実を促進します。

特に、2011年（平成23年）の「国際バルク戦略港湾（石炭部門）」選定、2013年（平成25年）の「特定貨物輸入拠点港湾」指定を受け、東日本地域の経済・産業を支える役割を発揮するため、東港の整備や各埠頭地区の整備により、国際物流ターミナル機能、コンテナターミナル機能の強化等に取り組みます。

また、1・2号埠頭や「小名浜マリブリッジ」周辺等では、地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点として、魅力ある多様な親水空間の創出やその活用を進めるとともに、防災拠点としての機能の向上を図るほか、国内外を結ぶクルーズ船の寄港に向けた取り組みを進めます。

2) 漁港

小名浜港の漁港区のほか、地方港湾である中之作港、江名港、また、久之浜、四倉、豊間、小浜、勿来の各漁港においては、「常磐もの」の地位回復を目指し、漁業・水産加工業の復興を支援するため、漁港施設機能の整備充実や、流通関連施設の整備に取り組みます。



小名浜の美しい海岸線と小名浜港

5. その他の都市施設の方針

その他の都市施設として、ごみ処理施設、火葬場等や通信ネットワーク基盤における方針を次のように定めます。

1) ごみ処理施設・火葬場等の整備

市民生活や都市活動に不可欠で都市の衛生維持に寄与する都市施設について、計画的な維持管理や体制づくりを進めます。

その他の都市施設についても、今後の急速な人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しに取り組みます。

2) 通信ネットワーク基盤の整備

情報通信ネットワークが様々な都市の基盤となっていることから、通信基盤が脆弱な地域については、電気通信事業者への整備の働きかけや必要な支援等を行い、その充実を図ります。

4 - 3 都市環境の方針

1. 環境の保全・形成の方針

温暖化対策や低炭素化等への取り組みが進められている中、田園・自然環境の保全や持続可能な都市環境の形成に取り組みます。

1) 田園・自然環境の保全

山林や河川、海岸等の自然環境は、人々の生活に様々な恵みをもたらし、大気の浄化や水と緑の景観形成など、かけがえのない多様な役割を果たしていることから、生態系、生物多様性の維持や防災機能の確保の観点からも、その自然環境は最大限保全し、次世代に継承していきます。

また、大きく4水系からなる河川をはじめとする恵まれた河川流域の特性を踏まえ、上、中、下流部を通し、水の恵みを得る人々が適正な役割分担のもと水環境の保全を図ります。

2) 持続可能な都市環境の形成

これまでより温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」を目指し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー利用の推進等により、環境負荷の少ない持続可能な都市環境の形成を図ります。

また、ごみの発生抑制に関する周知啓発など、ごみの減量化・資源化や適正処理等の推進を図ります。

2. 都市景観の向上の方針

「市景観を守り育て創造する条例」や「景観形成基本計画」に基づき、豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を活かした居住環境の形成を図ります。

また、市民・事業者・行政などすべての人々がそれぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、海・まち・山に輝く魅力ある都市景観の形成を図ります。

3. 人にやさしい都市づくりの方針

今後、急速な人口減少や超高齢社会の到来により、高齢者が暮らしやすい都市環境づくりの重要性が高まると同時に、若い世代が市内で学び、働き、楽しみ、子育てをするなどにおいても安心して便利な都市環境が求められます。この観点から、誰もが保健・医療・福祉施設等を利用しやすい都市づくりや、すべての人が暮らしやすい都市づくりなどへの取り組みを積極的に進めます。

4. 文化性豊かな都市づくりの方針

文化・歴史、教育、スポーツ・レクリエーション等の各既存施設については、文化性豊かな都市づくりを進める上での貴重な資源として有効に活用するとともに、今後の急速な人口減少等を踏まえ、適切な維持管理や適正配置に努めます。

また、全国規模の大会・イベント誘致などを見据えた、スポーツ文化等の振興にかかわる新たな拠点機能の整備を図ります。

4 - 4 都市防災の方針

様々な自然災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市基盤施設の整備、建築物の耐震・不燃化の促進、土砂災害や洪水への対策などにより、都市防災力の強化を図ります。

また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくり情報の提供等の支援を行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進めます。

その他、「津波ハザードマップ」や「河川洪水ハザードマップ」等の作成・配布により、避難行動や災害の発生の危険性が高い地域についての市民への周知を図るとともに、緊急時の情報収集・伝達手段の確保、避難誘導サインと誘導體制の整備等に努めます。

1) 都市防災力の強化

大規模災害時における延焼遮断帯の機能確保のため、多くの都市機能が集積している市街地内や幹線道路沿線においては防火・準防火地域の指定により、耐火建築物等の立地を促進します。また、人口密度の高い市街地では、木造住宅の不燃化を促進するとともに、道路・公園・河川などのオープンスペースを活用することにより、火災の延焼拡大防止に努めます。



屋外多目的広場（いわきグリーンベース）

新耐震基準（昭和56年）以前の民間建築物については、耐震化を促すとともに、公共建築物については、「市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、計画的に耐震化を進めます。

また、災害時における避難・救助や物資輸送で重要な役割を担う緊急輸送道路については、建築物や塀の耐震化等を進めるとともに、そのネットワークの整備と確保に努めます。

併せて、災害時においても重要な給水拠点施設となる救急病院や公共施設等の重要給水施設へ確実な給水を行うため、重要配水管の耐震化を図ります。

2) 土砂災害対策及び治水の推進

急傾斜地法¹並びに土砂災害防止法²等の指定に基づく土砂災害の発生の恐れのある区域については、山腹崩壊を防止するため、砂防・治山事業や地すべり防止事業等の着実な実施に取り組みます。

また、土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れのある区域について、土砂災害警戒区域総括図等による危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転等の対策を推進します。

水防法に基づくシミュレーションにより、河川洪水の恐れのあるとされた地域については、県との役割分担のもと、河川改修等の水害対策を実施するとともに、避難体制の確保を図りません。

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

3) 津波対策

東日本大震災の経験を踏まえ、津波の浸水が想定されるエリアについては、住民や民間事業者等への啓発活動の実施や、津波発生時の情報収集・伝達手段の確保、避難誘導路や避難誘導サインの整備並びに維持に努めます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が津波災害警戒区域等を指定する場合には、指定に合わせて、当該区域や浸水深等について、住民等の理解を深める機会を設けるとともに、住民等との協働により、津波避難路や避難体制の確保を図ります。

4) 防災拠点機能の強化

災害時の救援・救護、復旧活動等の拠点となる屋内多目的広場（いわきグリーンベース）や久之浜地区防災拠点施設（津波避難ビル）等の拠点施設については、防災拠点機能としての維持に努めます。

5) 避難場所の確保

災害時における一時的な避難場所となる公園や緑地、津波避難ビル等の維持・確保に努めます。

6) 防犯対策

市街地を中心に、夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等と連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置を推進します。



ペDESTリアンデッキ（津波避難路）

第5章 地域別構想

全体構想及び部門別構想は市全域を対象としていますが、都市としての環境や直面する課題は地域によって異なるため、地域の実情を踏まえた目標や方針を持つ必要があります。特に広大な市域面積を有する本市では、各地域における都市の課題を踏まえた対応が求められます。

地域別構想は、こうした認識のもとで、全体構想で示した「将来都市像」の実現に向け、「都市づくりの基本方針」や部門別構想に示した各部門の方針のもとで、地域単位の実情に応じた具体的な都市づくりの目標や方針を示すものです。

5 - 1 地域の区分

1. 地域区分の考え方

本計画における地域の区分については、環境共生の考え方から、前計画同様に河川の上下流を一体に捉える視点は持ち続けながらも、人口減少・超高齢社会への対応が不可欠な状況を考慮します。具体的には、市民の生活圏や行政管轄区分も考慮しつつ、目指す将来都市構造における拠点（核）と軸（ネットワーク）を踏まえて設定します。



市内拠点間を結ぶ基幹的公共交通機関
(JR常磐線)

1) 市民の生活圏

市民の生活は、1つの地区内で完結することなく、複数の地区間での都市機能の相互利用等によって成り立ち、特に、全体構想の将来都市構造において「主要な拠点」を有する地区と、それに連なる「地域生活拠点」を有する地区の間で、「市内基幹連携軸」や「市内補助連携軸」に沿って買い物や医療をはじめとする様々な生活行動があるなど、強い関係性があります。そのため、市民の生活圏として、「主要な拠点」とそれに連なる「地域生活拠点」の地区の組み合わせを尊重した地域区分とします。

2) 行政管轄区分

市役所がある平地区を除く各地区には「支所」を置っていますが、各支所は複数地区を管轄区域として福祉やインフラ維持等に係る業務を行っています。また、地区保健福祉センターなども複数地区にまたがった独自の管轄区分を持っていることや、消防団の支団構成なども地区間のつながりの実態を反映していることなどを考慮し、それらをできる限り尊重した地域区分とします。

3) 流域圏

本市の地勢は、夏井川、鮫川、藤原川、仁井田川といった複数の河川の流域圏に分けて捉えられます。河川の上下流域は、資源循環や防災など様々な観点で密接な関係を有しており、常につながりを意識する必要があります。

前計画でもこの流域圏に着目し、それに沿った地域区分をしてきた経緯もあります。本計画でも、「水」が結ぶ環境面の一体性を重視し、この考え方を踏まえた地域区分とします。

2. 地域区分

前述した考え方により、地域別構想における地域区分を、以下の6地域とします。

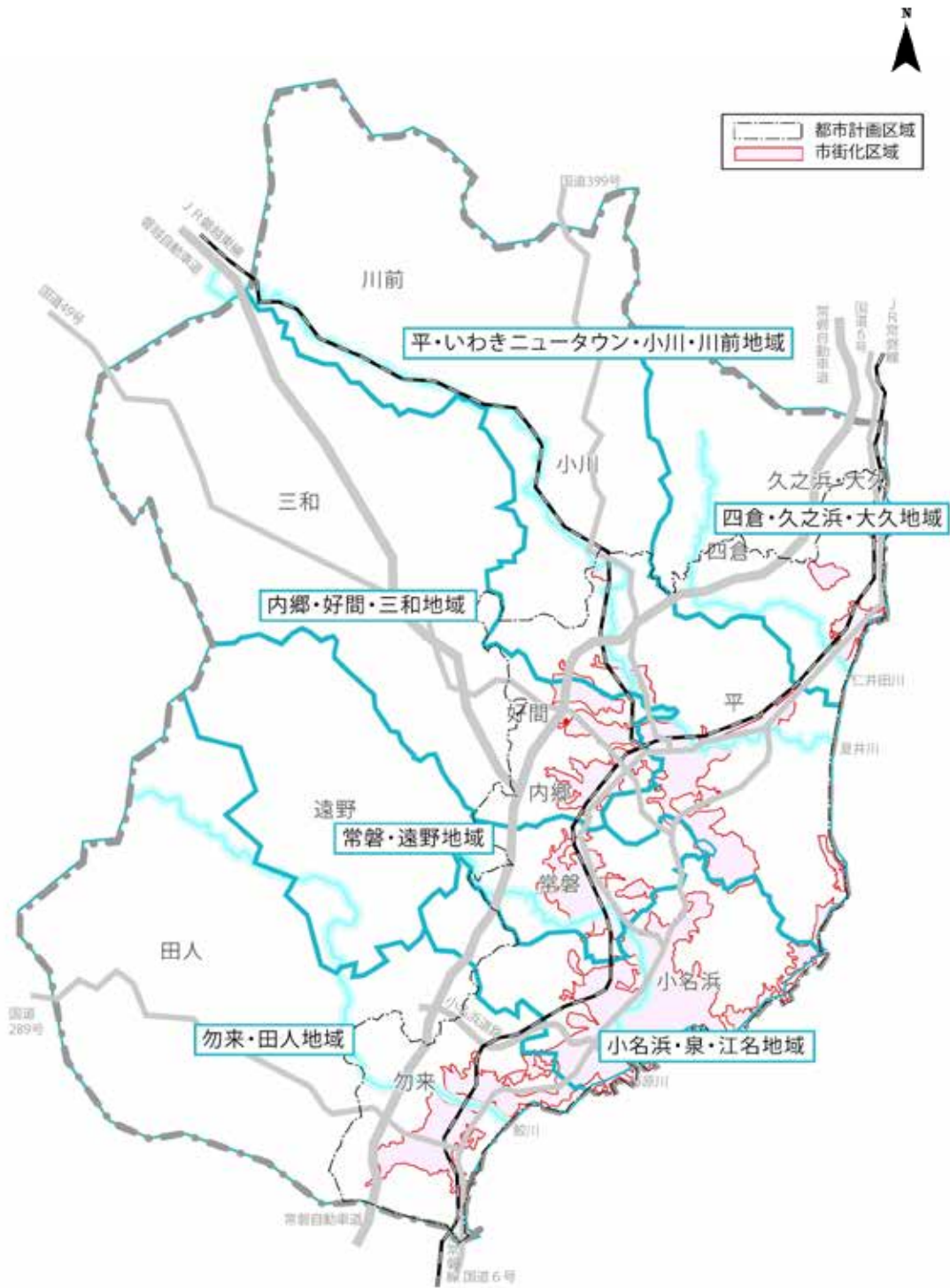
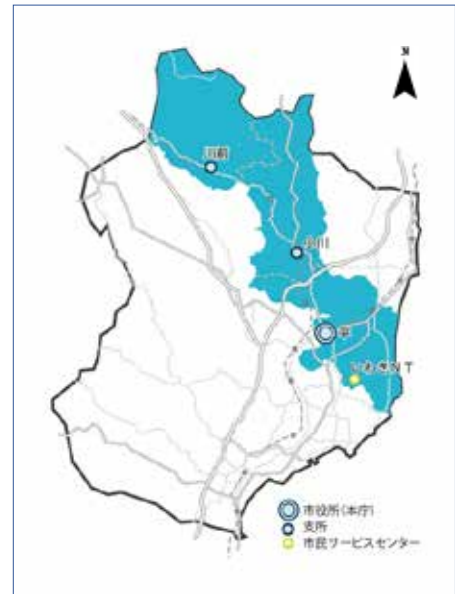


図 地域区分

5 - 2 地域別構想

1. 平・いわきニュータウン・小川・川前地域

平及びいわきニュータウン地区を拠点とし、JR 磐越東線や国道 399 号等により拠点間が市内補助連携軸で結ばれていること、川前、小川、平は夏井川（本流）の上下流の位置関係にあること等を踏まえ、【平・いわきニュータウン・小川・川前地域】として設定します。



1) 地域の特徴

平地区は平地が主体で、東は太平洋に面しますが、小川、川前地区は山地・山林が多くを占めます。太平洋に注ぐ夏井川が3地区を貫流し、上下流をつなぐ水の軸となっています。

ひと

地域の人口（2015年）は約11.1万人で、5年前に比べて、一時的な増加傾向にあります。2040年の将来推計人口では、約7.9万人と推計されています。

◆地域の人口動向

平・小川・川前	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	106,647	31.2%	110,538	31.6%	約7.9万人
0～14歳・割合	14,888	14.1%	13,119	12.1%	約34%
15～64歳・割合	66,328	62.7%	65,920	60.7%	
65歳以上・割合	24,567	23.2%	29,598	27.2%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

※2010年から2015年の人口増加は震災による一時的な増加傾向
注)国勢調査人口の「総数」は年齢不詳を含む

まち

「平・いわきニュータウン・小川・川前」地域は、6地域の中で最大の人口規模を有する地域であり、城下町としての歴史を持つ本市都心の「平」と、地域南側の拠点である「いわきニュータウン」を中心として、豊かな自然環境を有する北部の「小川・川前」や、美しい海岸環境を有する沿岸部の「薄磯・豊間」などの拠点により形成される地域です。

また、地域の特徴として、隣接する「内郷・好間・三和」地域と医療や商業・福祉等で一体的な都市活動が展開されています。

しごと

平やいわきニュータウンの主要な拠点においては、医療、商業、業務をはじめとした事業所が多く立地し、日常生活や雇用を支える場が形成されているほか、北部・沿岸域では、農林漁業や観光をはじめとする活動が展開されています。

2) 地域づくりの目標

山・川・海の豊かな自然環境を背景に都心としての誇り高い都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針

土地利用の方針

【商業地】

- ・ 平地区の中心市街地は、いわき都市圏の都心拠点として求心力の強い高次都市機能の集積を図ります。特に、いわき駅周辺においては、再開発ビルや駅前広場等が整備され、魅力と潤いのある都市空間が創出されていることから、これらの都市空間を活用し、商業・業務、医療・福祉、教育・文化等の機能充実や賑わいの創出を図る土地利用の誘導に努めます。
- ・ いわきニュータウンの商業系土地利用が図られている地域においては、地区内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めます。
- ・ 平市街地では、良好な街並み環境等に配慮し、空き地や駐車場等の低未利用地の集約・活用を推進しながら、人口密度の維持に貢献する共同住宅等の立地促進を図るとともに、「いわき市中心市街化活性基本計画」に基づく事業を進め、商業等の活性化に努めます。

【住宅地】

- ・ 駅や運行本数の多い基幹的なバス停周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。
- ・ 薄磯、豊間などの沿岸部では、海岸の豊かな自然環境、温暖な気候を活かした暮らしやすい土地として、土地区画整理事業地への住宅の立地誘導を図り、良好な市街地形成を進めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。また、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、豊かな自然環境を活かした住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・ 既存の公共的施設を拠点とする地域のコミュニティづくりや生活・行政機能の集約・複合化等に取り組み、拠点機能の強化に努めます。

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 国道 399 号をはじめとした、平地区と小川・川前地区を結ぶ道路、各地区内の生活幹線道路の改良整備等により、安全で信頼性ある交通機能の確保を図ります。
- ・ 搔槌小路幕ノ内線や内郷駅平線など、市街地内での幹線道路及び主要生活道路については、整備促進に努めるとともに、改良整備等による交通軸の機能強化、さらには安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めます。
- ・ いわき駅と各地域を結ぶ鉄道及びバスの利便性向上を図り、いわき駅では北口交通広場の有効活用等による交通結節点、拠点としての機能向上を図ります。
- ・ JR磐越東線については、本地域の拠点間を結ぶ重要な手段であるとともに、良好な車窓景観を有する観光振興を担う路線であることから、交通事業者と連携しながら、有効活用に取り組みます。

- ・ 公共交通については、公共交通利用者の増加を図る施策を展開するとともに、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域を含め、本地域に合った最適な交通体系の構築に向けた取り組みを展開します。

【公園・緑地】

- ・ いわき公園や平中央公園、新川緑地をはじめとする人々の憩いの場や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めるとともに、平地区については、歴史文化を活かした都市の魅力と賑わい創出につながる新たな公園整備やまちのニーズを反映した既存公園の再整備を進めます。

【その他】

- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。
- ・ 小川・川前の情報通信基盤の脆弱地域については、その改善に努めます。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 平市街地においては、「月見町新川町通り景観形成重点地区」の周知活動をはじめ、本市の都心拠点として相応しい居住環境や都市ブランドの向上につながる景観・環境の魅力創出に向けた取り組みを進めます。
- ・ いわきニュータウンにおいては、地区計画や建築協定、緑化協定の周知等を図り、地区の良好な街並み形成や居住環境の維持に努めます。

【市街地外】

- ・ 郊外や農山村部の集落等においては、JR磐越東線や二ツ箭山、諏訪神社、夏井川溪谷、草野心平記念文学館、いわきの里鬼ヶ城等を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 水源涵養機能を有する森林の保全活動に官民が連携して取り組みます。
- ・ 塩屋崎灯台や海水浴場を有する薄磯や豊間地区等の沿岸部については、美しい海岸環境等を活かした景観の形成に努めます。
- ・ 夏井川水系については、水の恩恵を受ける下流域の住民や民間事業者、行政等が、上流域の住民との連携により環境保全活動に取り組みます。
- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、並びに農業集落排水処理施設及び地域污水处理施設の処理供用区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。



JR 磐越東線川前駅



小川諏訪神社のシダレザクラ

【その他】

- ・ 公共、公的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。

都市防災の方針

- ・ 防火地域が指定されている市街地の建築物については、公共施設が率先して不燃・耐震化を促進します。
- ・ 薄磯、豊間、沼ノ内などの沿岸部の防災緑地・防潮堤の維持管理について、県、地域住民等と取り組むとともに、津波発生時においても生命の安全を第一に考え、津波避難路、及び避難場所の確保・整備により、安全性の高い居住環境の確保を図ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 都市の下流域を水害から守る水源涵養機能確保の観点から、夏井川水系上流の山林の保護活動を地域住民や民間事業者、行政の協働により取り組みます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。

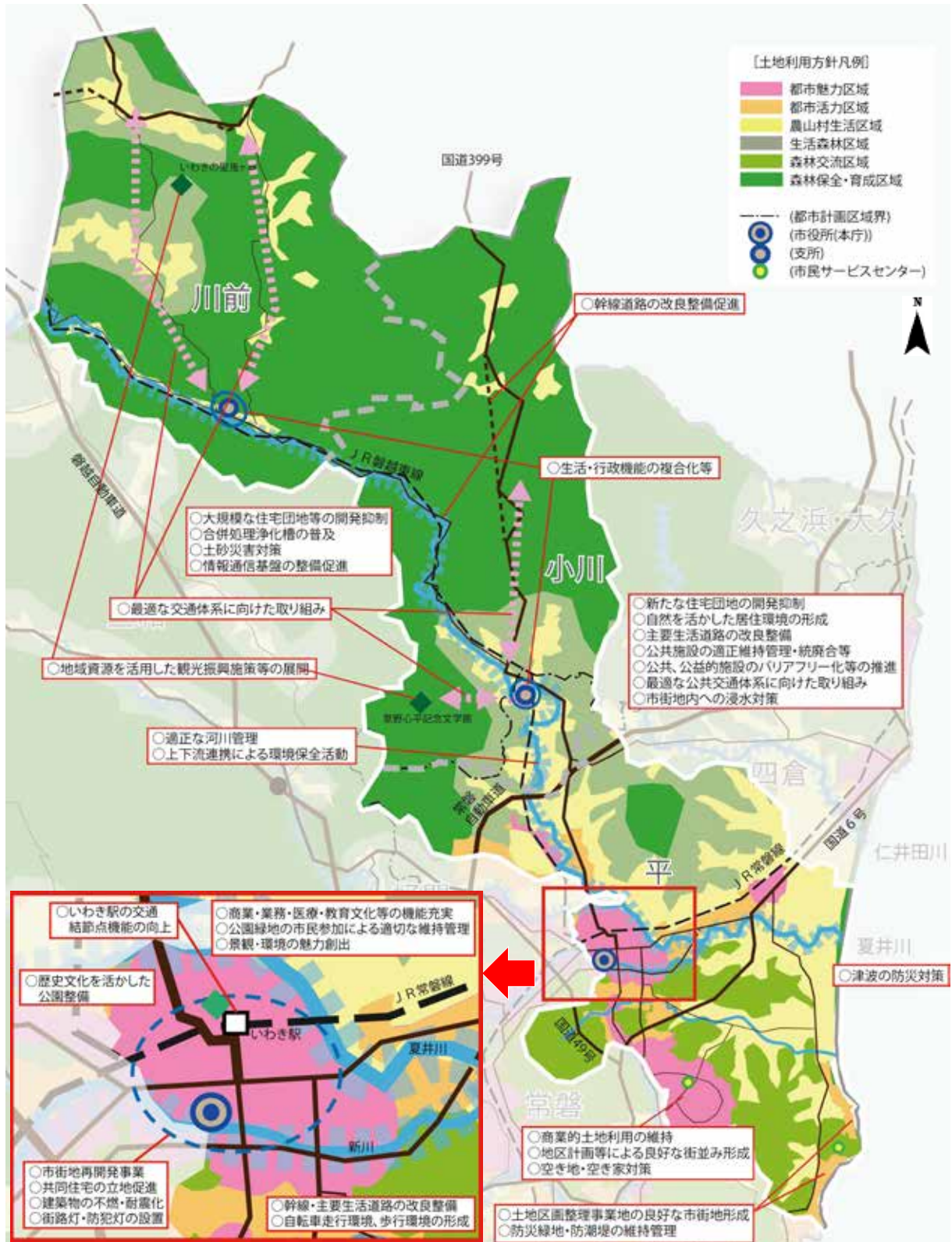


いわきニュータウン



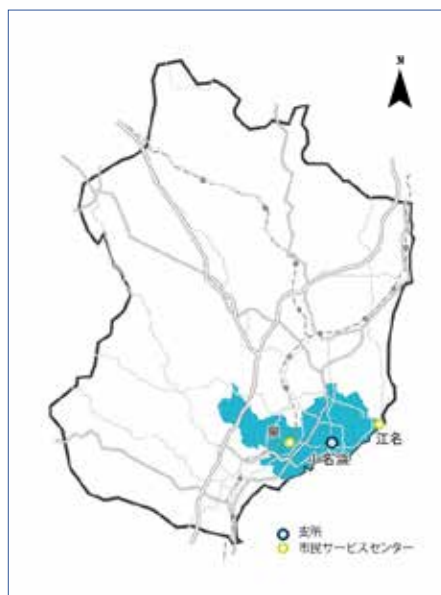
いわき芸術文化交流館（いわきアリオス）

4) 地域別構想図(平・いわきニュータウン・小川・川前地域)



2. 小名浜・泉・江名地域

小名浜及び泉地区を拠点とし、県道小名浜四倉線により拠点間が市内基幹連携軸及び補助連携軸で結ばれていることに加え、支所の経済土木機能や地区保健福祉センター機能が一元化されていることなどを踏まえ、【小名浜・泉・江名地域】として設定します。



1) 地域の特徴

本市の南東部に位置し、常磐地区から流れる藤原川と支流の矢田川、釜戸川により、比較的、平地が多い一方で、沿岸部では、美しい海岸線が広がる丘陵地のほか、重要港湾小名浜港が位置しその背後には工場群が広がる本市の成り立ちを特徴づける地域の一つとなっています。

ひと

地域の人口(2015年)は約8.3万人で、5年前に比べ増加傾向にあります。2040年将来推計人口は約6.2万人と推計されています。

◆地域の人口動向

小名浜	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	77,600	22.7%	83,269	23.8%	約6.2万人
0～14歳・割合	11,721	15.1%	11,565	14.0%	約26%
15～64歳・割合	47,781	61.7%	49,550	60.1%	
65歳以上・割合	17,945	23.2%	21,346	25.9%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

※2010年から2015年の人口増加は震災による一時的な傾向
注)国勢調査人口の「総数」に5年総不評を含む

まち

「小名浜・泉・江名」地域は、重要港湾小名浜港や市内最大の観光交流人口を誇る小名浜と、若い世代が比較的多く居住する新興住宅地を有する泉を中心として、沿岸部の生活拠点である江名や中之作、平と小名浜を結ぶ幹線道路の中間拠点となっている鹿島などにより形成され、本市第2位の人口を有する港湾都市です。

しごと

小名浜港背後には、臨海型の工場が展開しており、市内有数の工業生産拠点地域となっています。アクアマリンパークには、観光施設が集積し、それに隣接して開業した大型商業施設と合わせて、雇用・集客の拠点機能を果たしているほか、県道小名浜平線(鹿島街道)など幹線道路の沿道には沿線型の商業施設が多く立地し雇用の場となっています。

また、沿岸部では、漁業、水産加工業の復興に向けた取り組みが進められているところです。

2) 地域づくりの目標

賑わい溢れる港湾都市としての魅力向上に挑戦し続ける都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針

土地利用の方針

【商業地】

- ・ 小名浜や泉市街地、鹿島街道沿線においては、地区内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めるとともに、市内外からの集客を図る魅力ある商業空間の形成を進め、都市の魅力向上を図ります。



泉市街地

【工業地】

- ・ 小名浜港背後の臨海工業団地においては、製造業やエネルギー産業等を中心とした、本市経済を牽引する事業所の立地誘導を図ります。

【住宅地】

- ・ 小名浜大原地区などの多くの住宅が立地する工業系用途地域については、良好な居住環境の確保を図るため、将来の土地利用の状況を考慮した上で、住居系用途地域への変更を検討します。
- ・ 泉駅や運行本数の多い基幹的なバス停周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。
- ・ 泉第三土地区画整理事業地については、早期完了を目指し、良好な住宅市街地形成を進めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。

【港湾部】

- ・ アクアマリンパークや3号埠頭においては、市内最大の観光交流人口を誇る拠点として、引き続き、賑わいの創出につながる土地利用の誘導に努めるとともに、憩いと賑わいを創出する3号埠頭公園整備の早期完了に向け取り組みます。

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 小名浜道路の早期開通に取り組み、アクセス道路として交通軸の強化を図ります。
- ・ 小名浜や泉市街地においては、安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めるとともに、市内最大の観光交流拠点であるアクアマリンパークと市街地を結ぶ公共交通及び歩行回遊軸の形成について検討を進めます。
- ・ 公共交通については、公共交通利用者の増加を図る施策を展開するとともに、バスターミナルの有効活用や福島臨海鉄道の旅客化の可能性検討、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について、交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域への対応を含め、本地域に合った最適な交通体系の構築に向けた取り組みを展開します。

【公園・緑地】

- ・ 三崎公園や富ヶ浦公園等をはじめとする人々の憩いの場や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めます。

【その他】

- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。特に小名浜市街地については、老朽化した公共施設が点在していることから、これらの統廃合に向けて検討を進めます。
- ・ 重要港湾小名浜港の港湾機能充実整備に取り組みます。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 「小名浜地区景観形成重点地区」の周知活動をはじめ、港町らしい都市景観の創出に向け、市民と行政の協働による景観向上に向けた取り組みを展開していきます。
- ・ 三崎公園やいわきマリントワー、浄光院、泉館跡、矢田川千本桜等の地域資源を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 藤原川、矢田川などの河川については、水の恩恵を受ける下流域と上流域の市民が連携し、環境保全活動に取り組みます。
- ・ 江名や中之作などの美しい海岸や隣接する港町については、良好な環境と景観の維持に努めます。



三崎公園

【市街地外】

- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、並びに農業集落排水処理施設及び地域汚水処理施設の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。
- ・ 公共、公益的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。



ペDESTリアンデッキ（小名浜）

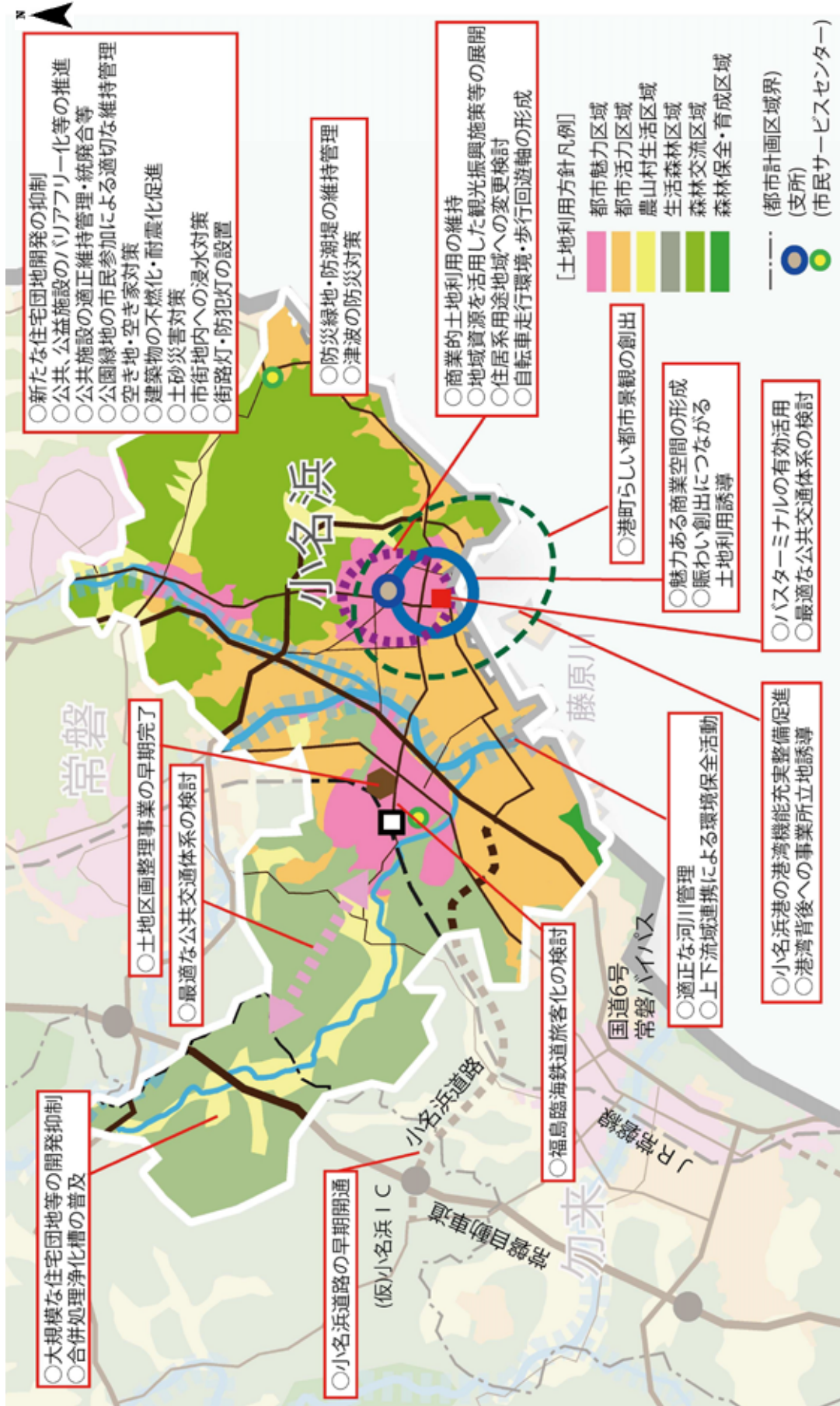
都市防災の方針

- ・ 準防火地域が指定されている市街地の公共施設や公共・公益性の高い民間施設については、建築物の不燃・耐震化を促進します。
- ・ 永崎海岸などの沿岸部の防災緑地・防潮堤の維持管理について、県、地域住民等と取り組むとともに、沿岸部に人口が集中している地域であることに特に留意し、津波発生時においても生命の安全を第一に考え、津波避難路、及び避難場所の確保・整備により、安全性の高い居住環境の確保を図ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。



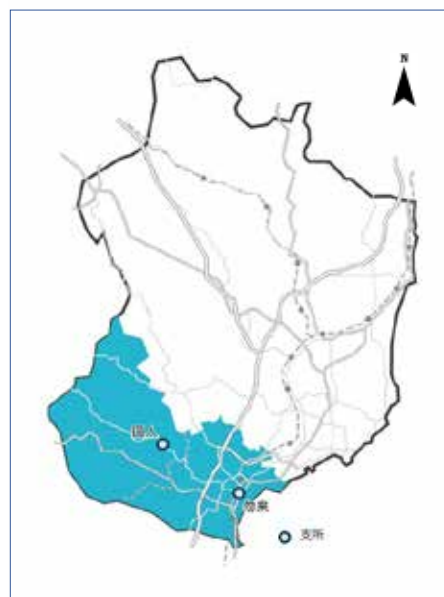
リノベーションによる賑わい再生が進む
小名浜旧市街地（汐風竹町通り）

4) 地域別構想図(小名浜・泉・江名地域)



3. 勿来・田人地域

勿来地区を拠点とし、国道 289 号や県道勿来浅川線により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、支所の経済土木機能や地区保健福祉センター機能が一元化されていること等を踏まえ、【勿来・田人地域】として設定します。



1) 地域の特徴

勿来地区は、平地が主体で、東は太平洋に面しますが、田人地区は山地・山林が大半を占めます。市の南部で茨城県との県境を共有することで、合併以前より関東地方とのつながりが強い地域です。また、地域内は、鮫川、四時川、蛭田川等が地域内を東西に結ぶ水の軸となっています。

ひと

地域の人口（2015 年）は 5.1 万人で、5 年前に比べ減少傾向にあり、2040 年には約 3.2 万人と推計されています。

◆地域の人口動向

勿来・田人	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	52,544	15.4%	51,356	14.7%	約3.2万人
0～14歳・割合	7,144	13.6%	6,083	12.0%	約14%
15～64歳・割合	31,168	59.4%	29,176	57.4%	
65歳以上・割合	14,196	27.0%	15,584	30.7%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

注)国勢調査人口の「総数」には年齢不詳を含む

まち

「勿来・田人」地域は、南側を茨城県に接しており、小名浜地域と同様に本市の製造業やエネルギー産業を支える機能や、勿来の関、勿来海水浴場などの観光拠点も有する勿来地域をはじめ、四時川溪谷や鮫川などの豊かな自然環境を有する農業が盛んな田人地域により構成される本市南部の拠点都市です。

しごと

化学や製紙をはじめとした大規模な工場の立地も含め、市内でも有数の工業地域を形成しており、雇用創出の場となっている他、エネルギーに関する産業振興も進められており、岩間地区では、より熱効率の高い石炭ガス化複合発電(IGCC)の稼働に向け建設が進められています。

また、地域西部の中山間地域では、農林業の振興や自然資源の新たな活用等への取り組みが進められています。

2) 地域づくりの目標

雄大な緑を背景に製造・エネルギー産業等を担う南部の拠点都市として躍進し続ける都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針

土地利用の方針

【商業地】

- ・ 植田、錦、勿来町窪田の市街地においては、地区内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めます。

【工業地】

- ・ 錦などの工業地域においては、製造業等を中心とした、本市経済を牽引する事業所の立地誘導を進めるとともに、岩間地区においては、本市のエネルギー産業を牽引する石炭ガス化複合発電（IGCC）を中心とする各種関連施設の適正な土地利用に努めます。

【住宅地】

- ・ 錦町江栗地区などの多くの住宅や商業施設が立地する工業系用途地域については、良好な居住・商業環境の確保を図るため、将来の土地利用の状況を考慮した上で、住居・商業系用途地域への変更を検討します。
- ・ 駅や主要なバス停周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。
- ・ 勿来錦第一土地区画整理事業地については、早期完了を目指し、良好な住宅市街地形成を進めます。
- ・ 小浜、岩間などの沿岸部では、海岸の豊かな自然環境、温暖な気候を活かした暮らしやすい土地として、土地区画整理事業地への住宅の立地誘導を図り、良好な市街地形成を進めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。また、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、豊かな自然環境を活かした住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・ 田人などの市街地外においては、田人おふくろの宿や廃校、空き家等を活用した生活拠点機能の強化や新たな地域の産業創出につながる取り組みを進めます。
- ・ 農業と観光・交流が融合した集客施設等を6次産業化等も含めた新たな場として、農業的土地利用を基本とした中での機能充実を促進します。

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 小名浜道路及び国道6号勿来バイパスの早期開通に取り組むとともに、これに接道するアクセス道路の改良整備等による交通軸の機能強化を図ります。
- ・ 市街地においては、安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めます。
- ・ 公共交通については、公共交通利用者の増加を図る施策を展開するとともに、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について、交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域を含め、本地域に合った最適な交通体系を検討して参ります。

【公園・緑地】

- ・ 勿来の関公園をはじめとする人々の憩や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めます。

【その他】

- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。
- ・ 田人の情報通信基盤の脆弱地域については、その改善に努めます。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 勿来市街地においては、都市に近接する海岸環境や公園などの魅力ある地域資源を活かし、都市ブランド力の向上につながる景観・環境の魅力創出に向けた取り組みを進めます。
- ・ 鮫川河口敷や勿来海岸においては、恵まれた自然環境の保全とマリンスポーツ等での活用に努めます。



建設中の石炭ガス化複合発電（IGCC）と防災緑地

【市街地外】

- ・ 郊外や農山村部の集落等においては、農地の適正な活用による農業の振興・高付加価値化のほか、勿来の関公園や四時川渓谷、仏具山等の地域資源を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 鮫川や蛭田川については、水の恩恵を受ける下流域の居住者や民間事業者、行政等が、上流の居住者との連携により環境保全活動に取り組めます。
- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、及び地域汚水処理の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。
- ・ 水源涵養機能を有する森林の保全活動を官民が連携して取り組みます。

【その他】

- ・ 公共、公益的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。

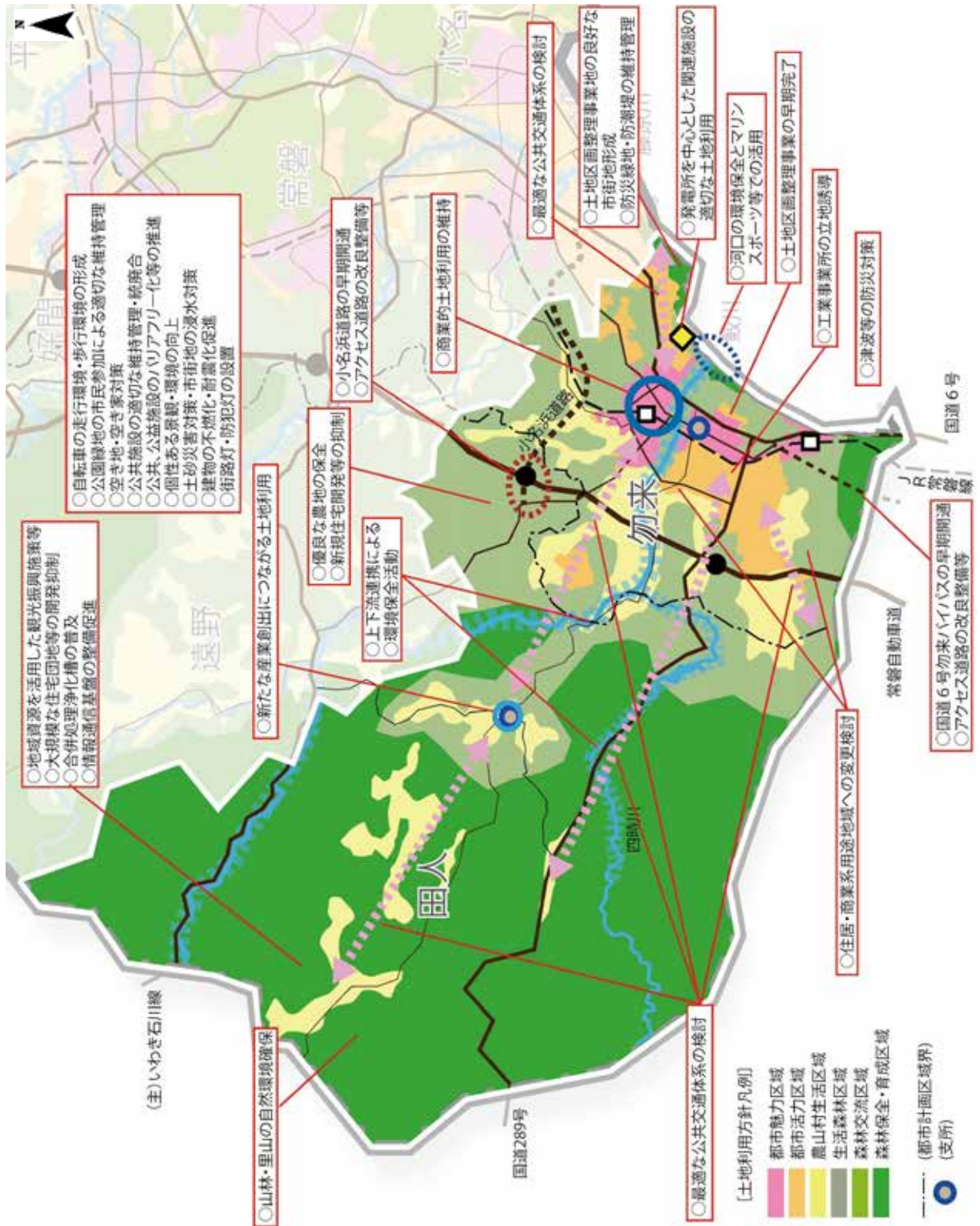
都市防災の方針

- ・ 準防火地域が指定されている市街地の公共施設や公共・公益性の高い民間施設については、建築物の不燃・耐震化を促進します。
- ・ 勿来や岩間及び小浜海岸などの沿岸部の防災緑地・防潮堤の維持管理について、県、地域住民等と取り組むとともに、沿岸部に人口が集中している地域であることを特に留意し、津波発生時においても生命の安全を第一に考え、津波避難路、及び避難場所の確保・整備により、安全性の高い居住環境の確保を図ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 下流域の都市を水害から守る水源涵養機能確保の観点から鮫川水系上流の山林の保護活動を地域住民や民間事業者、行政の協働により取り組みます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。



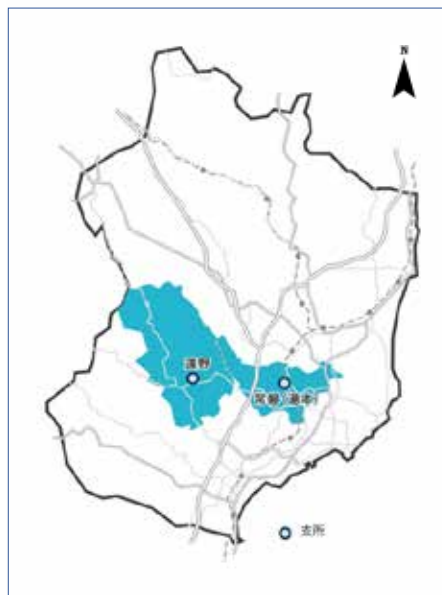
勿来錦第一土地区画整理事業

4) 地域別構想図(勿来・田人地域)



4. 常磐・遠野地域

常磐地区を拠点とし、県道いわき石川線により拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、支所の経済土木機能や地区保健福祉センター機能が一元化されていること、消防団の支団構成が一体であること等を踏まえ、【常磐・遠野地域】として設定します。



1) 地域の特徴

市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道（県道いわき石川線）で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域です。

ひと

地域の人口（2015年）は約4.1万人で減少傾向にあり、2040年には約2.5万人と推計されています。

◆地域の人口動向

常磐・遠野	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	40,951	12.0%	40,758	11.6%	約2.5万人
0～14歳・割合	5,175	12.7%	4,771	11.8%	約11%
15～64歳・割合	24,527	60.0%	23,181	57.5%	
65歳以上・割合	11,173	27.3%	12,330	30.6%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

注)国勢調査人口の「総数」には年齢不詳を含む

まち

「常磐・遠野」地域は、本市の観光産業を牽引する温泉街を有する湯本を中心として、市街地周辺には湯長谷や西郷などの良好な住宅地が形成され、さらには、常磐地域西部の大型観光施設、スポーツ用品を扱う大型物流拠点とスポーツ振興の拠点を有しており、地域東側の21世紀の森公園と自然豊かな遠野地域に囲まれた、緑豊かな温泉観光都市です。

しごと

古くからの温泉地である湯本の市街地には、温泉旅館をはじめ商業・観光等の事業所が集積しているとともに、市街地西部には大型観光施設や大型物流拠点を有しています。また、地域東部には、常磐鹿島工業団地があり、市内の工業生産拠点のひとつとなっているほか、県道いわき上三坂小野線（旧国道6号）の沿道等に事業所の集積が見られ、それらが、雇用の受け皿となっています。

地域西部では、製造業をはじめとする事業所が立地しており、雇用の受け皿となっています。また、農林業のほか、伝統工芸としての遠野和紙の技術継承が図られています。

2) 地域づくりの目標

温泉をはじめとする多彩な観光資源とスポーツ、豊かな自然環境に育まれた都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針

土地利用の方針

【商業地】

- ・ 湯本市街地や県道いわき石川線、県道いわき上三坂小野線（旧国道6号）沿線においては、地区内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めます。特に湯本市街地については、市内外からの集客を図る魅力ある観光都市としての形成を図るホテル・旅館や物販、飲食店等の土地利用を誘導するとともに、公共施設や民間施設等との再編を含めた市街地再生整備の検討を進めます。
- ・ 市街地については、小規模に点在する観光・業務用等の駐車場の集約、再編に向けた検討を進めるとともに、市民の健康を支えるスポーツ施設等との連携を図り、魅力的な都市空間を形成します。
- ・ 市街地縁辺部のスポーツ振興の拠点については、周辺の住環境等との調和を図りながら、商業をはじめ、スポーツ合宿所等の用途に適した用途地域への変更の検討を進めます。

【工業地】

- ・ 常磐鹿島工業団地を中心とした工業団地においては、製造業を中心とした、本市の経済を牽引する事業所の立地誘導を図ります。

【住宅地】

- ・ 湯本地区の商業系用途地域においては、温泉街としての歴史からなる狭隘な道路解消に向けた取り組みを進め、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・ 湯本駅や運行本数の多い基幹的なバス停周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。また、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、豊かな自然環境を活かした住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・ 遠野地域の生活を支える商店街や支所を中心として、当該地域の生活・行政機能を維持するため、空き家や空き地等への対策を進めます。

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 湯本ICや湯本駅と各方面を結ぶ幹線道路の改良整備等による交通軸の機能強化を図るとともに、常磐の市街地においては、安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めます。
- ・ 公共交通については、公共交通利用者の増加を図る施策を展開するとともに、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について、交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域を含め、本地域に合った最適な交通体系を検討します。

【公園・緑地】

- ・ 21世紀の森公園や御幸山公園をはじめとする人々の憩いの場や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めます。

【その他】

- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 湯本温泉街らしい都市景観の創出に向け、温泉旅館・ホテル事業者や、市民、行政の協働による景観向上に向けた取り組みを展開していきます。
- ・ 温泉神社やさはこの湯、湯ノ岳等の地域資源を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 藤原川水系などの水の恩恵を受ける中流域の都市として、また、遠野地域では水源涵養機能を有する鮫川上流の地域として、上下流の都市と一体となった環境保全活動に取り組みます。

【市街地外】

- ・ 水源涵養機能を有する森林の保全活動を官民が連携して取り組みます。
- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、並びに農業集落排水処理施設及び地域汚水処理施設の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。
- ・ 公共、公益的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。
- ・ 大型観光施設については、市内観光産業を牽引する重要な施設であることから、今後も引き続き、当該施設管理者と連携しながら適正な土地利用が図られるよう努めます。
- ・ 遠野オートキャンプ場をはじめとする地域資源等の有効活用にも努めます。



いわき湯本温泉さくらまつり

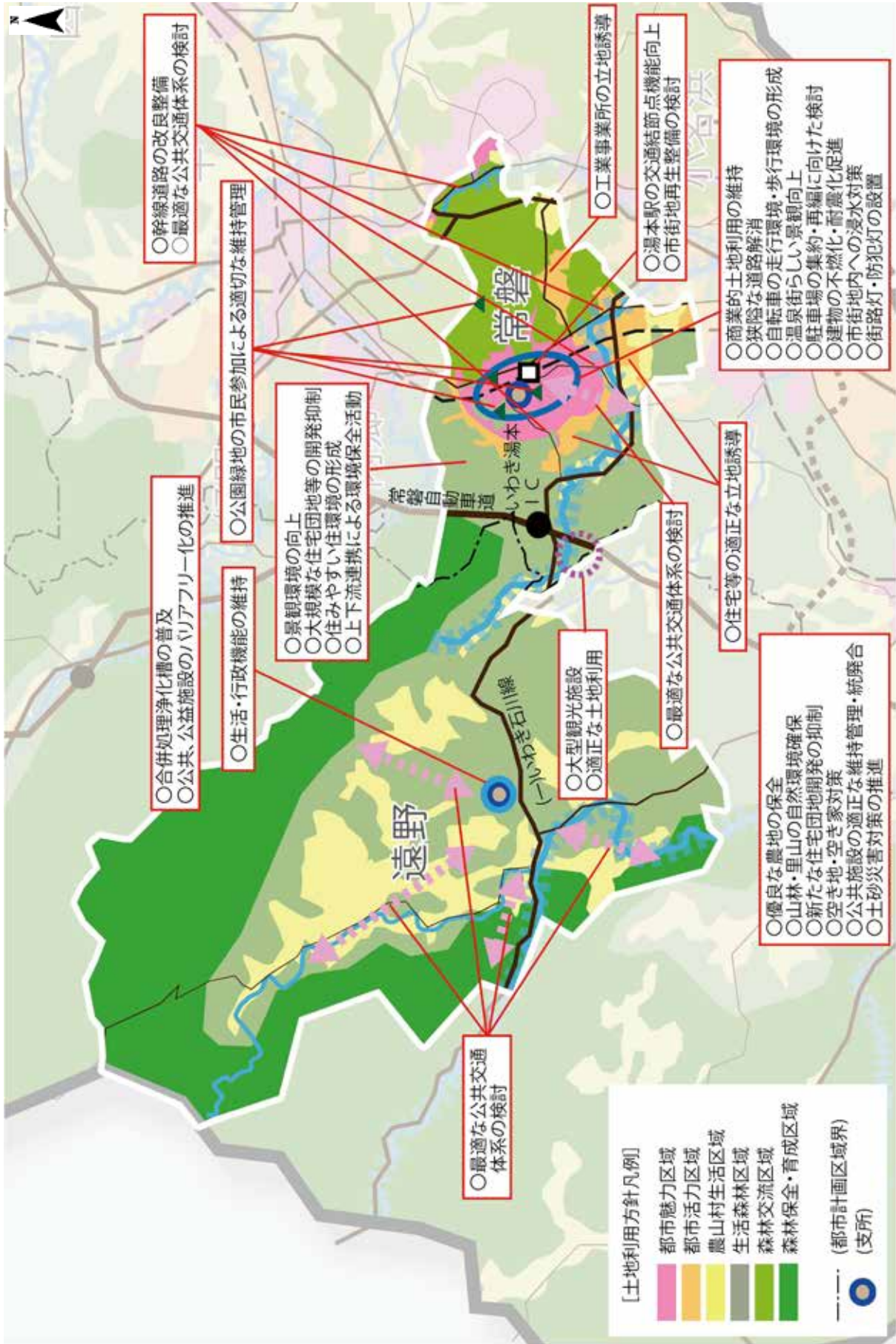
都市防災の方針

- ・ 準防火地域が指定されている市街地の公共施設や公共・公益性の高い旅館をはじめとする民間施設については、建築物の不燃・耐震化を促進するとともに、延焼防止帯の役割を果たす、公園・緑地や道路等についてのあり方を検討して参ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 水源涵養機能確保の観点から、藤原川水系上流の山林の保護活動を地域住民や民間事業者、行政の協働により取り組みます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。



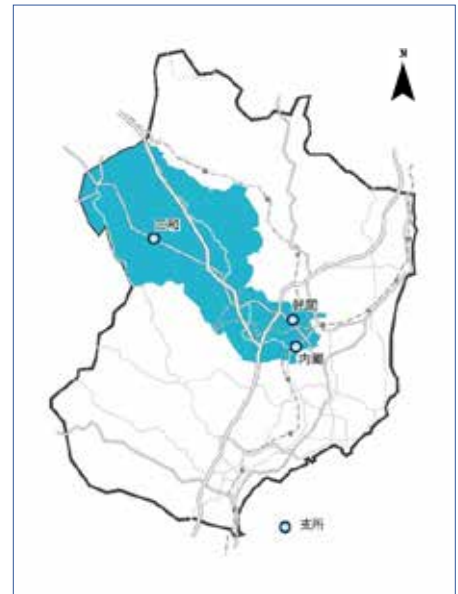
湯ノ岳から望むいわき市街地

4) 地域別構想図(常磐・遠野地域)



5. 内郷・好間・三和地域

内郷地区を拠点とし、国道49号により拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、地区保健福祉センター機能が一元化されていること、夏井川の支流である好間川や新川の流域という共通点を持つこと等を踏まえ【内郷・好間・三和地域】として設定します。



1) 地域の特徴

国道49号（バイパスを含む）等や夏井川水系の好間川や新川が内郷、好間、三和の3地区にまたがることにより、各地区を結ぶ役割を果たしています。平地区と西側からつながる地区で、内郷、好間地区は平坦地も多いですが、上流の三和地区は山地・山林が多くを占めます。

ひと

地域の人口（2015年）は約4.4万人で5年前に比べて増加傾向にあります。2040年には約2.5万人と推計されています。

◆地域の人口動向

内郷・好間・三和	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	43,595	12.7%	44,496	12.7%	約2.5万人
0～14歳・割合	5,465	12.6%	5,089	11.5%	約11%
15～64歳・割合	26,779	61.6%	26,205	59.4%	
65歳以上・割合	11,213	25.8%	12,840	29.1%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

※2010年から2015年の人口増加は震災による一時的な傾向

注)国勢調査人口の「総数」に年齢不詳を含む

まち

「内郷・好間・三和」地域では、いわき市医療センターや総合保健福祉センターなど、保健医療福祉の中核的施設が立地し、福島県唯一の国宝建造物である白水阿弥陀堂や常磐炭田の産業遺構を有する内郷と、産業構造転換の先駆けとなったいわき好間中核工業団地を有する好間を中心とし、水石山をはじめとする三和の多様な山林の自然環境を背景とした日常の生活を支える拠点により形成される平地区の外縁をなす拠点都市となっています。

しごと

内郷では、保健医療福祉関係の従業者数が多いほか、いわき好間中核工業団地には製造業を中心とした企業が多く立地し、市内でも有力な雇用集積の場ともなっています。また、好間地区も含め、県道いわき上三坂小野線（旧国道6号）や国道49号沿道の市街化区域では、沿道型の商業施設が多く立地し、雇用の場となっています。また、地域北西部では農林業が主体であり、農林産物を活かした活動が展開されています。

2) 地域づくりの目標

緑豊かな森林環境を背景に市民の“健康”と“雇用”を支える拠点都市としての役割を担う都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針 土地利用の方針

【商業地】

- ・ 内郷市街地においては、内郷駅からいわき市医療センター、保健福祉センターにかけてのエリアに商業・交流・医療・福祉関連等の施設の立地集積を誘導するとともに、白水阿弥陀堂など歴史文化・観光の拠点地区の環境整備を図ります。
- ・ 内郷、好間市街地においては、地区内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めます。
- ・ 今後、地域外へ移転する予定の福島労災病院の跡地については、地域の賑わいや雇用の創出につながる医療・福祉等に関連する施設の土地利用の誘導に向け検討を進めます。



いわき市医療センター

【工業地】

- ・ 好間中核工業団地を中心とした工業団地においては、製造業を中心とした、本市の経済を牽引する事業所の立地誘導を継続します。

【住宅地】

- ・ 内郷駅や運行本数の多い基幹的なバス停周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。
- ・ 内郷・好間市街地の良好な居住環境を有する住宅団地や土地区画整理事業地内においては、その住環境維持に努めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。また、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、豊かな自然環境を活かした住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・ 三和ふれあい館を中心に、地域の生活・行政機能の集積を図り、当該地域の日常生活を支える土地利用を図ります。



いわき市地域交流センター
三和ふれあい館

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 三和地区の集落間を連絡する道路の機能維持に努めます。
- ・ 市街地内での幹線道路及び主要生活道路については、改良整備等による交通軸の機能強化を図るとともに、安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めます。
- ・ 公共交通については、公共交通利用者の増加を図る施策を展開するとともに、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域を含め、本地域に合った最適な交通体系を検討します。また、いわき市医療センターや国宝白水阿弥陀堂、日常生活を支える商業施設等にアクセスする交通手段の確保に努めます。

【公園・緑地】

- ・ 好間中央公園や天上田公園をはじめとする人々の憩いの場や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めます。

【その他】

- ・ 回轉櫓盆踊り大会の会場でもある内郷駅前広場について、交通・交流拠点としての積極的活用と環境整備に努めます。
- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。
- ・ 三和の情報通信基盤の脆弱地域については、解消に向け努めます。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 内郷・好間市街地の居住環境の向上や、都市ブランドの向上につながる景観・環境の魅力創出に向けた取り組みを進めます。
- ・ 内郷・好間市街地と平市街地とが旧国道6号線（現：県道いわき上三坂小野線）等により一体的な居住・商業空間が形成されていることを踏まえ、両空間の調和が図られた良好な都市環境形成に努めます。

【市街地外】

- ・ 郊外や農山村部の集落等においては、白水阿弥陀堂や水石山自然公園等を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 水源涵養機能を有する森林の保全活動を官民が連携して取り組みます。
- ・ 好間川については、水の恩恵を受ける流域の住民や民間事業者、行政等が、上流域の住民との連携により環境保全活動に取り組みます。
- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、並びに農業集落排水処理施設の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。

【その他】

- ・ 公共、公益的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。

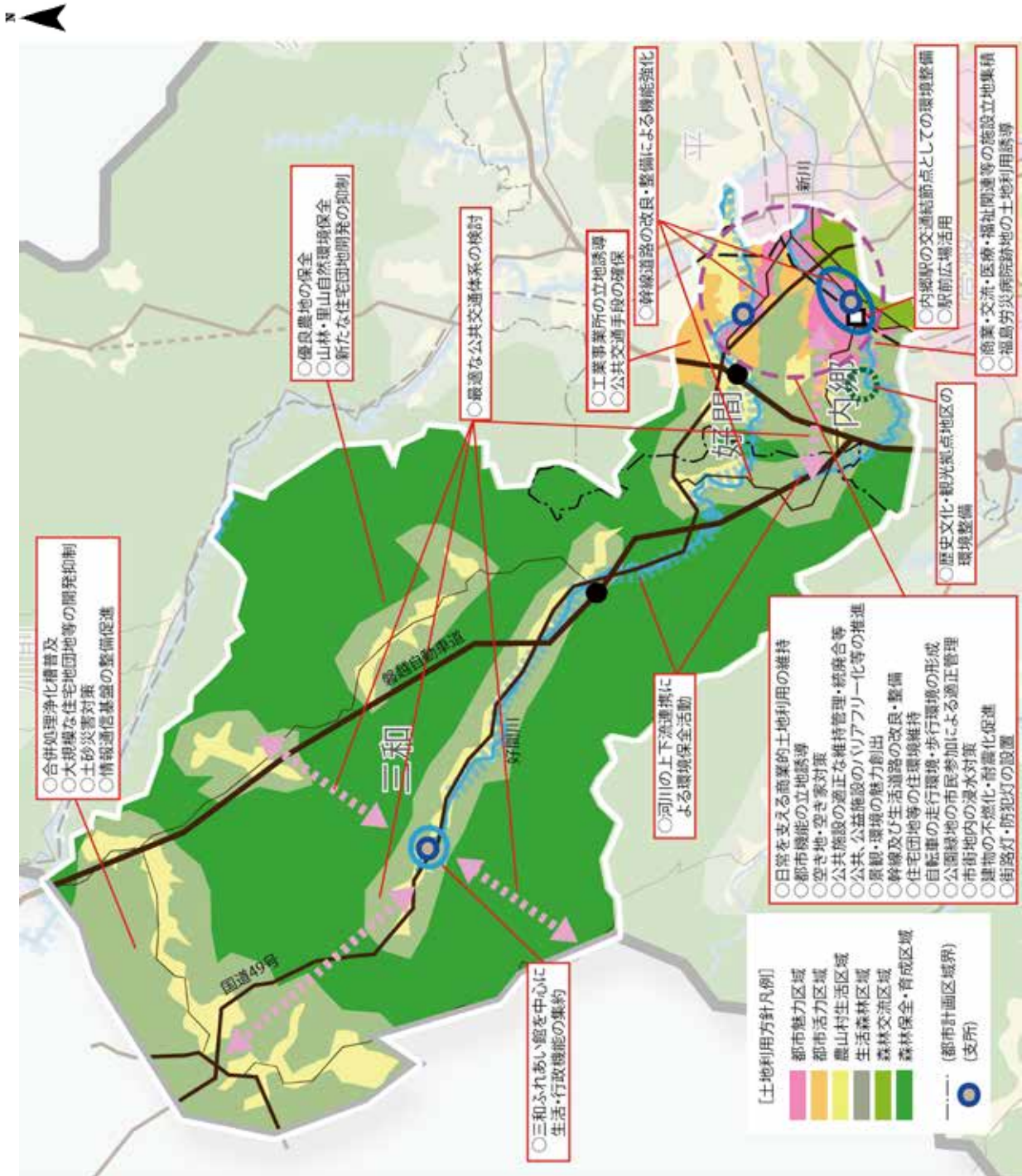
都市防災の方針

- ・ 準防火地域が指定されている市街地の公共施設や公共・公益性の高い民間施設については、建築物の不燃・耐震化を促進するとともに、延焼防止帯の役割を果たす、公園・緑地や道路等についてのあり方を検討して参ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。



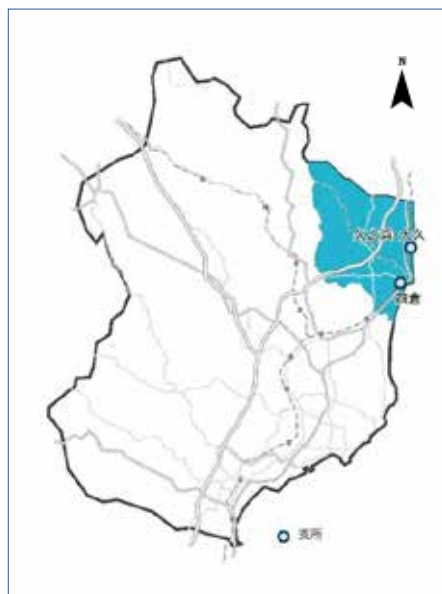
国宝白水阿弥陀堂

4) 地域別構想図(内郷・好間・三和地域)



6. 四倉・久之浜・大久地域

四倉地区を拠点とし、国道6号やJR常磐線などにより拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、支所の経済土木機能や地区保健福祉センター機能、消防機能等が一元化されていることを踏まえ、【四倉・久之浜・大久地域】として設定します。



1) 地域の特徴

太平洋に面する市の北部にあって相双地域に接し、南北に貫通する陸前浜街道を継承する国道6号を基軸とするという共通点を持ち、仁井田川、大久川等の独自の河川流域の東に開けた地形で、海岸近くは平地、上流部は山林という地形上の特性も共通しています。

また、久之浜・大久地域は、合併以前は双葉郡に属していた経緯から現在に至るまで相双地方との結びつきが強くなっています。

ひと

地域の人口（2015年）は約2.0万人で減少傾向にあり、2040年には約1.1万人と推計されています。

◆地域の人口動向

四倉・久之浜・大久	国勢調査人口				将来推計 2040年
	2010年		2015年		
総数・市全域比率	20,912	6.1%	19,820	5.7%	約1.1万人
0～14歳・割合	2,383	11.4%	1,777	9.2%	約5%
15～64歳・割合	12,084	57.9%	10,930	56.5%	
65歳以上・割合	6,416	30.7%	6,625	34.3%	
市全域	342,249		350,237		約23.5万人

注）国勢調査人口の「総数」には年齢不詳を含む

まち

「四倉・久之浜・大久」地域は、海と山、工業とコンパクトな市街地を有する四倉を中心として、北部の生活の拠点である久之浜・大久により形成される、本市北部の拠点都市です。

四倉では港に隣接して位置している「道の駅よつくら港」により、交流拠点の役割を果たしているほか、久之浜では震災復興土地区画整理事業が整備されて、新たな商業・交流の拠点としての機能発揮が期待されているところです。

しごと

産業拠点としていわき四倉中核工業団地のほか、四倉漁港には「道の駅よつくら港」、久之浜漁港は漁業の拠点などがあり、また、中山間地域では農業が盛んで、6次化産業が進行中です。これらが雇用の受け皿となり、一次産業から三次産業まで多様な生産活動等が展開されています。

2) 地域づくりの目標

自然と活力にあふれた“海・まち・山”に輝くコンパクトな北部の拠点として発展する都市づくりを目指す。

3) 地域づくりの方針

土地利用の方針

【商業地】

- ・ 市街地においては、地域内居住者の日常生活を支える商業的土地利用の維持に努めます。特に、四ツ倉駅周辺や道の駅よつくら港、久之浜の「浜風きらら」などの周辺に拠点性を高める機能集積を促進します。

【工業地】

- ・ 四倉中核工業団地においては、製造業等を中心とした、本市経済を牽引する事業所の立地誘導を図るとともに、当該団地への従業員の公共交通手段を確保する取り組みを進めます。
- ・ 四ツ倉駅西側の大規模な未利用地については、地権者やまちづくり団体等と連携を図りながら、地区の課題を解決し、なおかつ賑わいや雇用の創出、さらには地域内外の人々にとって生活利便性の高い土地利用の誘導に向けた検討を進めます。

【住宅地】

- ・ 四ツ倉駅南西側の住宅地化された工業系用途地域については、良好な居住環境の確保を図るため、土地利用の状況を踏まえながら、住居系用途地域への変更を検討します。
- ・ 駅周辺については、「市立地適正化計画」と整合を図りながら、住宅や居住者の日常生活を支える都市機能の立地誘導を進めるとともに、空き地、空き家への対策を進めます。
- ・ 久之浜の沿岸部では、海岸の豊かな自然環境、温暖な気候を活かした暮らしやすい土地として、土地区画整理事業への住宅の立地誘導を図り、良好な市街地形成を進めます。

【市街地以外】

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外については、河川流域に広がる優良な農地や山林・里山の自然環境の確保を図るため、原則として新たな住宅団地の開発を抑制します。また、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、豊かな自然環境を活かした住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・ 農業と観光・交流が融合した集客施設等を6次産業化等も含めた新たな場として、農業的土地利用を基本とした中での機能充実を促進します。

【港湾部】

- ・ 「道の駅よつくら港」を中心とする四倉漁港周辺や久之浜漁港周辺については、本市の北の玄関口として、観光交流人口の拡大や漁業の振興を図る土地利用に努めます。

都市施設の方針

【交通施設】

- ・ 市街地内での幹線道路及び主要生活道路については、改良整備等による交通軸の機能強化を図るとともに、安全で快適な自転車の走行環境、歩行環境の形成を進めます。
- ・ 鉄道及びバス利用者の増加を図る施策を展開するとともに、利用者ニーズに沿った運行本数及び時間帯等について、交通事業者と協議・連携し、公共交通空白地域を含め、本地域に合った最適な交通体系を検討して参ります。

【公園・緑地】

- ・ 防災緑地や梅ヶ丘公園をはじめとする人々の憩いの場や潤いを与える市街地の公園緑地については、市民参加による適切な維持管理並びに魅力向上に努めます。

【その他】

- ・ 市街地における道路や河川、下水道等の既存の都市施設や公共施設については、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて、施設の統廃合を図ります。特に四倉地区においては、年少人口の著しい減少、老朽化した学校施設が点在していることから、学校施設以外の公共施設の活用も視野に含めた統廃合の検討を進めます。

都市環境の方針

【市街地】

- ・ 四倉や久之浜の市街地においては、都市に近接する海岸環境や公園などの魅力ある地域資源を活かし、都市ブランド力の向上につながる景観・環境の魅力創出に向けた取り組みを進めます。
- ・ 久之浜の市街地においては、「久之浜はまかぜロード景観形成重点地区」の周知活動をはじめ、港町らしい都市景観の創出に向け、市民と行政の協働による景観向上に向けた取り組みを展開していきます。また、商業機能の再興や観光振興につながる取り組みを推進し、良好な都市環境の形成を図ります。

【市街地外】

- ・ 市街地郊外や農山村部の集落等においては、農地の適正な活用による農業の振興・高付加価値化の他、アンモナイトセンターや海竜の里センター、いわき海浜自然の家、波立海岸、玉山鉱泉等を活用した観光振興につながる施策等を展開し、景観・環境の向上に努めます。
- ・ 仁井田川や大久川については、水の恩恵を受ける下流域の住民や民間事業者、行政等が、上流の住民との連携により環境保全活動に取り組めます。
- ・ 公共下水道事業計画に定める予定処理区域外、並びに農業集落排水処理施設の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及による衛生環境の向上、自然環境の保全を図ります。

【その他】

- ・ 公共、公益的施設については、すべての人にやさしい都市づくりを進める観点から、バリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した建築物や道路等の整備を推進します。
- ・ 漁業や水産加工業の復興に向けた取り組みを進めるとともに、漁港機能の維持に向け、「久之浜港地区計画」の適切な運用を図ります。
- ・ 相双地方に接する地域特性を活かし、当該地方との連携強化につながる取り組みを進めます。



いわき市地域防災交流センター
久之浜・大久ふれあい館

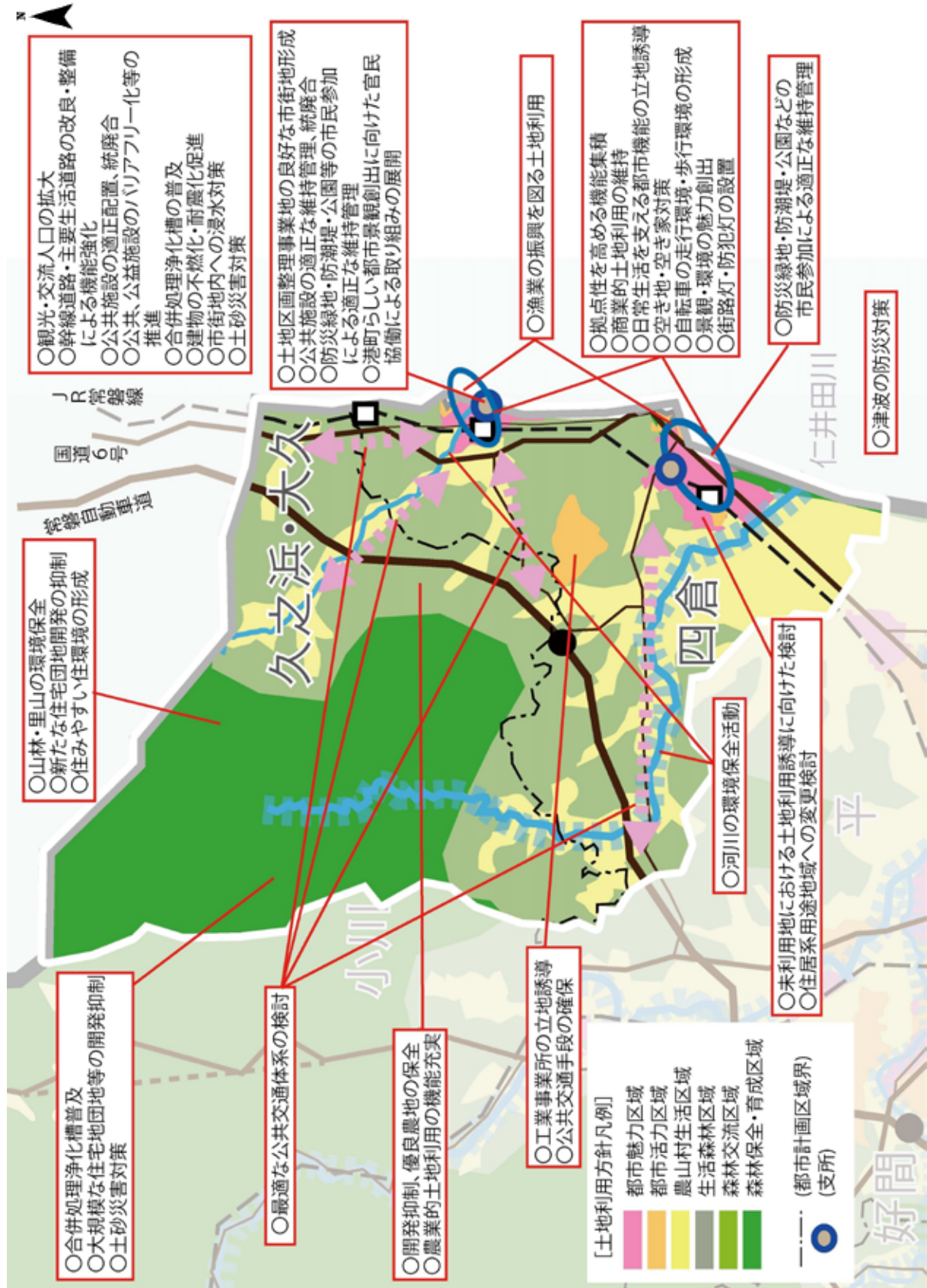
都市防災の方針

- ・ 準防火地域が指定されている市街地の公共施設や公共・公益性の高い民間施設については、建築物の不燃・耐震化を促進します。
- ・ 四倉や久之浜海岸などの沿岸部の防災緑地・防潮堤の維持管理について、県、地域住民等と取り組むとともに、沿岸部に人口が集中している地域であることを特に留意し、津波発生時においても生命の安全を第一に考え、津波避難路、及び避難場所の確保・整備により、安全性の高い居住環境の確保を図ります。
- ・ 都市型水害を防止するため、河川洪水ハザードマップにより浸水の恐れがあるとされた地域については、河川改修や内水対策等により市街地内への浸水対策を推進し、災害時においても都市機能が維持確保されるよう努めます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等内における居住者の安全を確保する観点から、その土砂災害等の対策を進めます。
- ・ 久之浜地域については、津波避難ビルを活用した避難訓練の実施をはじめ、日頃から避難体制の確保に努めます。
- ・ 夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止し都市環境の改善を図るため、地域団体等との連携を図りながら商店街街路灯や防犯灯の適正配置に努めます。



四倉町の商店街

4) 地域別構想図(四倉・久之浜・大久地域)



第6章 実現化方策

6 - 1 地区まちづくり計画等の策定と推進

「第二次いわき市都市計画マスタープラン」は、市全域を対象とした都市づくりの基本方針です。地域別構想において市内6地域別の方針を示しましたが、広域な市域であることから、1地域の中でもその置かれた都市環境や条件は様々です。そのため、きめ細かな土地利用の推進や具体的な都市施設の整備・管理、地域単位での都市環境の形成のためには、各地域における住民の参画による個別の方針が必要です。

これまでも、小名浜、勿来、常磐、四倉、内郷の各地区では、都市計画マスタープランの具現化を図るための地区別計画として「地区まちづくり計画」を各地域市民組織との協働により策定しています。また、平地区においては、いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）が発足し、「中心市街地活性化基本計画」を策定しており、官民が連携したまちづくり事業が進められています。

これ以外の中山間地域を含む各地域でも、市と協働で各地区の市民組織を中心にグランドデザイン（津波被災地である「久之浜・大久」、「沼ノ内・薄磯・豊間」及び「小浜・岩間」の各地区では「復興グランドデザイン」）・地域づくり構想を策定しており、それぞれ特徴のあるまちづくり活動が進められています。

このような経緯を踏まえ、今後も、「地区まちづくり計画」を尊重とした都市づくりを進めるとともに、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」との整合性も含め適宜、見直しを検討します。また、本計画の実現にあたっては地域の状況を踏まえながら、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の立案を検討します。

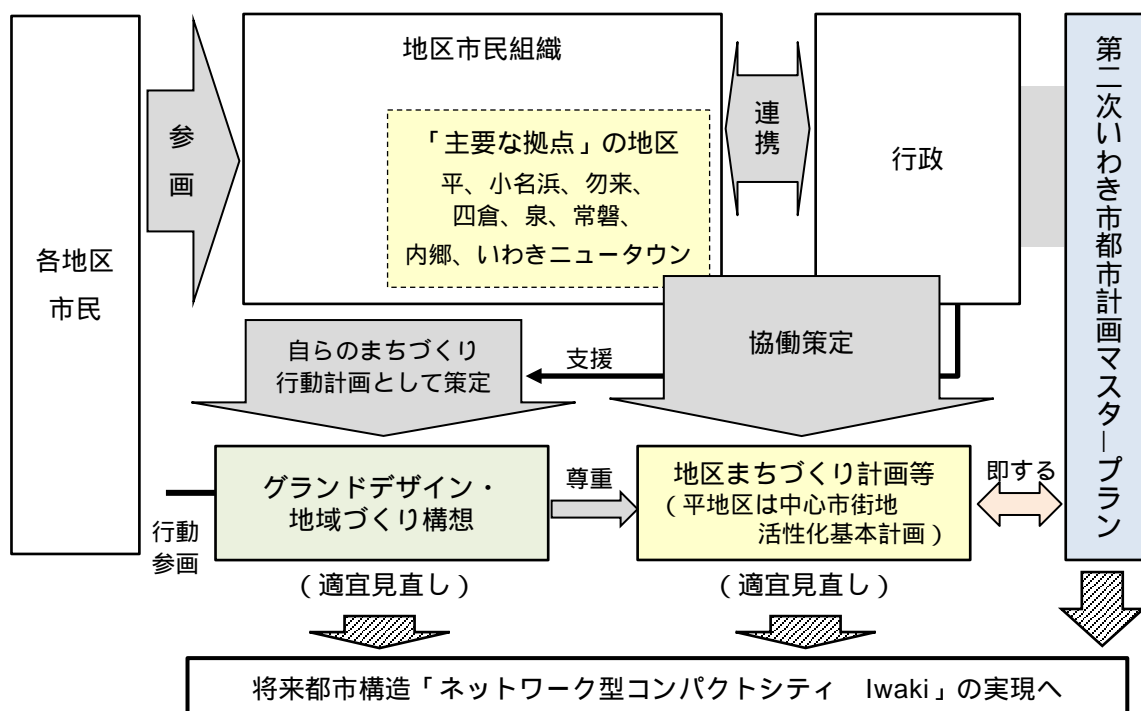


図 地区のまちづくり計画等の策定方針

6 - 2 都市づくりに有効な手法の選択と適用

1. 都市計画制度の柔軟かつ的確な運用

都市計画マスタープランの推進には、都市計画区域内における都市計画事業の実施が基本となります。都市計画事業には、都市計画に定められた道路の整備、公園や下水道等の整備のほか、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地整備事業などがあり、都市の基盤を整えるための法的な制度体系が用意されています。

これらの的確な運用を図ることはもちろん、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成や時代の環境変化に合わせ、都市計画の見直しを進めます。

表 都市計画制度による事業等の例

土地利用	<ul style="list-style-type: none">・ 区域区分（市街化区域、市街化調整区域）・ 地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、景観地区、生産緑地地区等）による規制と誘導・ 地区計画によるきめ細やかな街並みの整備（市街化区域における誘導型の地区整備計画の他、市街化調整区域内における地区計画を含む） など
都市施設	<ul style="list-style-type: none">・ 交通施設（道路等）の整備・ 公園・緑地、供給処理施設（下水道等）等の整備・ 一団地の住宅施設の整備 など
市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 土地区画整理事業・ 市街地再開発事業の実施 など

2. 国の支援制度の有効活用

都市計画制度の運用をはじめ、都市形成に関する各種事業について、国の様々な支援措置があります。都市再生特別措置法によって、都市計画等の事業に対する支援制度の幅も広がっており、いわき市の地域性に合った手法を的確に選択しつつ、これらを有効に活用し、効率的に事業の推進を図ります。

また、都市計画以外の分野でも、農林業や商工業の振興、観光振興をはじめ多様な支援制度があり、これらを活用しつつ財政負担を軽減しながら、都市計画区域外のエリアも含めた都市づくりを進めていきます。

3. 市独自の施策の検討と実施

都市の置かれた環境は全国画一ではなくそれぞれ異なるものであり、法や国の支援制度等に基づく事業手法だけでなく、市独自の創意工夫による施策、事業手法を様々に検討して生み出し、実施していくことで個性ある都市づくりにつなげていきます。

将来都市構造の「ネットワーク型コンパクトシティ Iwaki」を「共創」により構築するために、いわき市固有の特性や課題に合った手法、特に、「拠点」や「軸」の機能を高めるための施策を見出していきます。

6 - 3 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

都市計画マスタープランはいわき市が定める計画ですが、その推進には、行政だけでなく、市民、民間事業者、地域や社会経済分野の各種団体等との協働の体制が必要です。国や県との連携も含めて、それぞれが知恵と力を出し合い、情報を共有し役割を分担し合って「共創」により都市づくりを進めていきます。

行政の内部においても、都市計画部門だけでなく、各部門が相互に連携し、調整を図りながら必要な施策・事業を分担・協力して進めます。

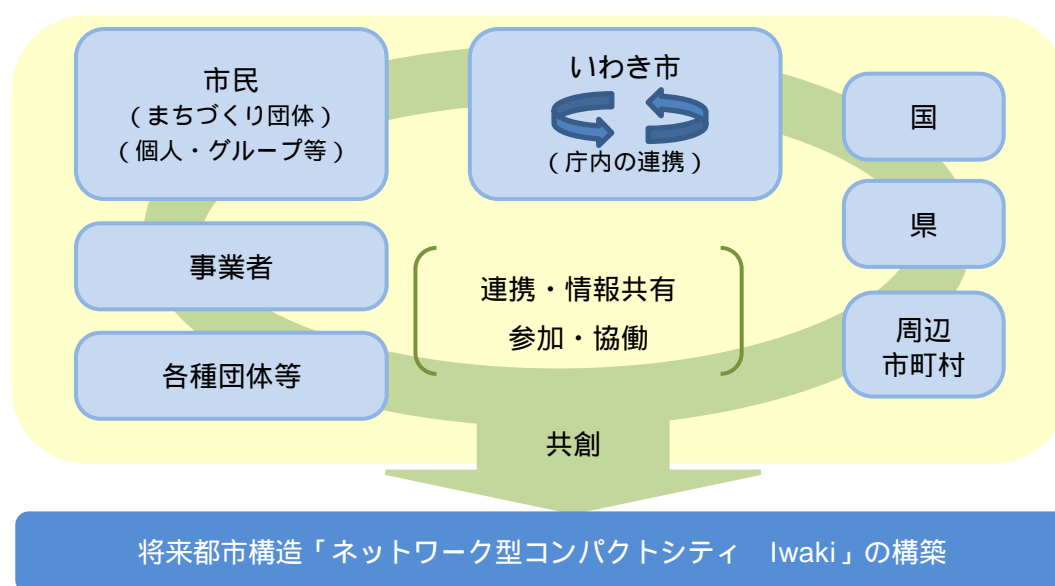


図 計画の推進体制

表 各主体の主な役割

市民の役割	都市づくりの理念や目標等の共通理解 都市づくり、地区まちづくり活動への主体的参画、協働参画 都市づくりに関する事業への協力
事業者・各種団体等の役割	都市づくりの各種施策や事業への協力、参画 それぞれの事業展開を通じた都市づくりへの貢献
行政の役割	都市計画の決定と都市計画事業の推進 庁内の施策・事業の調整 地区まちづくり計画等の推進 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

2. 計画の進行管理

都市づくりの成果を都市計画マスタープランに反映するため、「PDCAサイクル」を適用します。計画（PLAN）実施（DO）成果の把握（CHECK）見直し（ACTION）といった進行管理により、定期的に成果を検証しつつ、必要に応じて計画内容の修正も行いながら推進していきます。

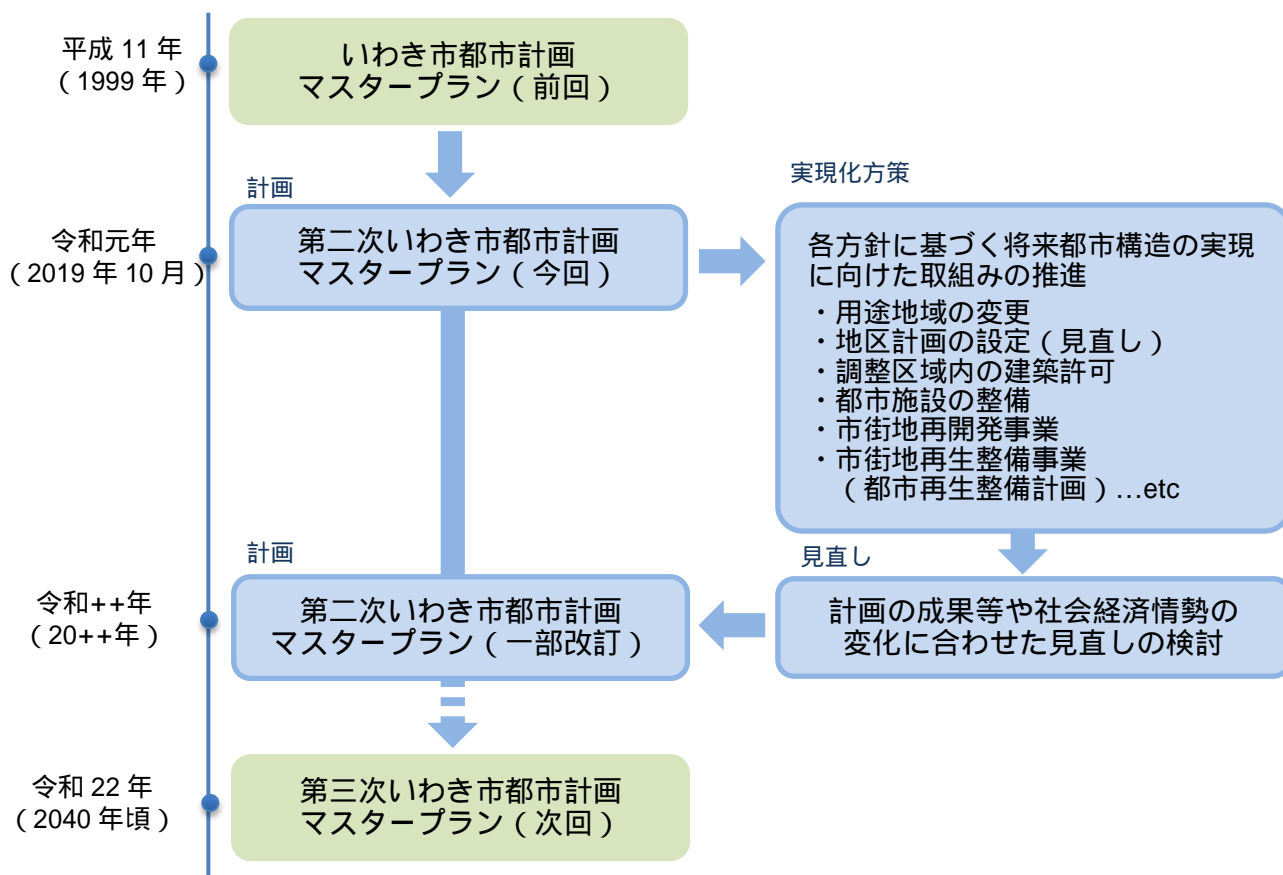


図 進行管理図

参考資料

計画策定の経過

本計画は、「第二次いわき市都市計画マスタープラン等庁内連絡会議」、「第二次いわき市都市計画マスタープラン等策定委員会」にて協議を行い、「市民アンケート」、「住民懇談会」、「パブリックコメント」等で広く意見を聴きながら策定を進めました。

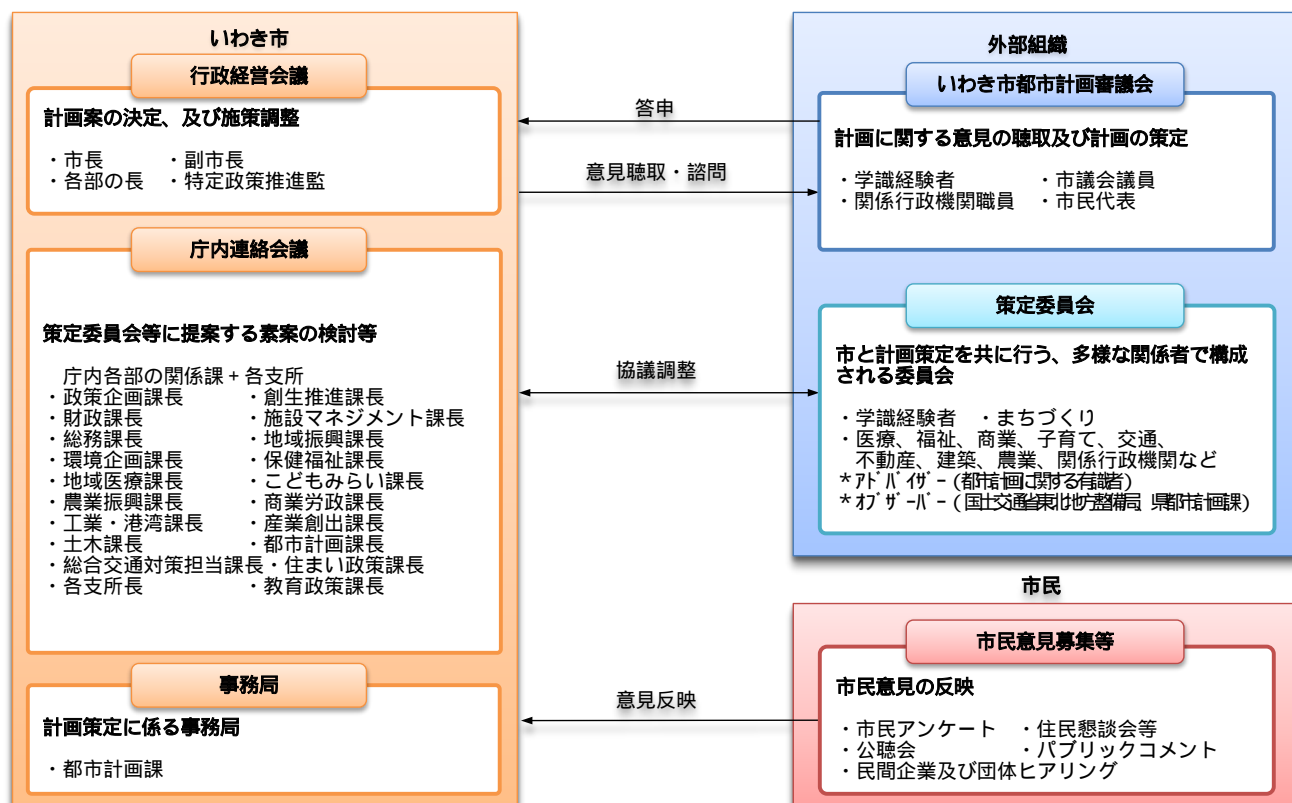


図 策定体制

表 策定までの取組み状況

開催日	主な内容
平成 29 年(2017 年) 7 月 27 日	庁内連合議の設置及び第 1 回庁内連絡会議
8 月 30 日	策定委員会委嘱状交付式 及び第 1 回策定委員会 
9 月 20 日	民間団体へのヒアリング(14 団体)(~10 月 10 日まで)
9 月 27 日	いわき市都市計画審議会(中間報告)
9 月 29 日	市民アンケートの実施(2,000 人)(~10 月 13 日まで)
10 月 2 日	民間企業へのヒアリング(5 企業)(~11 月 30 日まで)
12 月 18 日	若い世代とのワークショップ (福島工業高等専門学校) 
平成 30 年(2018 年) 1 月 25 日	第 2 回庁内連絡会議
2 月 16 日	第 2 回策定委員会
3 月 13 日	いわき市都市計画審議会(中間報告)
5 月 7 日	住民懇談会(13 地区 15 会場) (~5 月 30 日まで) 
6 月 4 日	各支所等での意見募集(~6 月 15 日まで)
7 月 24 日	第 3 回庁内連絡会議
8 月 21 日	第 3 回策定委員会
9 月 27 日	いわき市都市計画審議会(中間報告)
9 月 26 日	いわき商工会議所地域振興委員会及び、いわき政策塾との意見交換
9 月 27 日	小名浜まちづくり市民会議 とのワークショップ 

表 策定までの取組み状況

開催日	主な内容
10月 5日	各支所等での意見募集（～11月2日まで）
10月 20日	ポスターセッション （イオンモールいわき小名浜） 
10月 25日	内郷まちづくり市民会議とのワークショップ
10月 30日	国土交通省都市局による立地適正化計画キャラバン
11月 13日	若い世代とのワークショップ （～12月18日まで） いわき明星大学（地域教養学科、 看護学科、薬学科） 東日本国際大学（経済経営学部） 
12月 10日	勿来・ひとまち未来会議とのワークショップ
12月 25日	第4回庁内連絡会議
平成31年(2019年) 1月 17日	四倉ふれあい市民会議 とのワークショップ 
3月 26日	第4回策定委員会
令和元年(2019年) 5月 20日	パブリックコメント（～6月10日まで）
5月 23日	いわき市都市計画審議会（中間報告）
7月 5日	公聴会（閲覧期間：6月14日から6月20日）
7月 12日	第5回庁内連絡会議
7月 31日	いわき市都市計画審議会（中間報告）
8月 7日	第5回策定委員会
8月 28日	策定委員会から市長への 計画案の提出 
9月 6日	行政経営会議において計画案の決定
10月 2日	いわき市都市計画審議会（諮問・答申）
10月 8日	市長記者会見による公表

策定委員会委員名簿

表 委員名簿

部門	氏名			所属
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	
[学識経験者]				
医療福祉	瀬戸 愛子			医療創生大学 看護学部 講師 (いわき明星大学より H31.4.1 大学名変更)
まちづくり	齊藤 充弘【会長】			独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 都市システム工学科 教授
交通	芥川 一則			独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科 教授
[関係団体等]				
まちづくり全般	蛭田 啓一	馬上 順胤		公益社団法人いわき青年会議所 理事長
市民団体	林 清	金成 克哉		いわき市行政嘱託員(区長)連合協議会 会長
医療	石井 敦			一般社団法人いわき市医師会 理事
福祉	越智 春子			社会福祉法人いわき市社会福祉協議会 副会長
商業	武田 友紀			いわき商工会議所地域振興委員会 委員長
商業	鈴木 英美			いわき地区商工会連絡協議会 理事
産業	安島 浩【副会長】			いわき経済同友会 代表幹事
交通(鉄道)	青木 豊道			東日本旅客鉄道株式会社 いわき駅長
交通(バス)	門馬 誠			新常磐交通株式会社 執行役員乗合部長
交通(タクシー)	吉田 憲一			一般社団法人 福島県タクシー協会いわき支部 理事
不動産	佐藤 光代			公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会いわき支部 支部長
住宅	佐藤 孝男			公益社団法人 福島県建築士会いわき支部 支部長
農業	山野辺 浩			福島さくら農業協同組合いわき地区本部 営農経済部 営農企画課 課長
漁業	渡辺 浩明			福島県漁業協同組合連合会 参事
林業	田子 英司			いわき市森林組合 代表理事組合長
[関係行政機関]				
国土交通省	石井 重好	小山 茂	石津 健二	東北地方整備局磐城国道事務所 副所長
国土交通省	田中 道幸			東北地方整備局小名浜港湾事務所 副所長
福島県	坂井 信一	山寺 賢一	助川 浩一	いわき地方振興局 次長兼企画商工部長
福島県	半澤 雅則	富永	靖章	いわき建設事務所 主幹兼企画管理部長
福島県	森藤 秀寿	箱崎 寿文		小名浜港湾建設事務所 主幹兼次長
[オブザーバー]				
国土交通省	小林 孝		柳田 穰	国土交通省 東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 課長
福島県	諏江 勇	服部 雅道		福島県 土木部都市計画課 課長
[アドバイザー]				
都市計画	中村 英夫			日本大学理工学部土木工学科 教授

令和元年 10 月 2 日

いわき市長 清水 敏男 様

いわき市都市計画審議会
会 長 山下 治



第二次いわき市都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和元年 9 月 5 日付元都計第 185 号で諮問のありました標記について、当審議会での審議の結果、原案どおり承認されましたのでこの旨答申します。

第二次いわき市都市計画マスタープラン 編集・発行/令和元年10月 いわき市都市建設部都市計画課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 TEL 0246-22-1111(代表)